

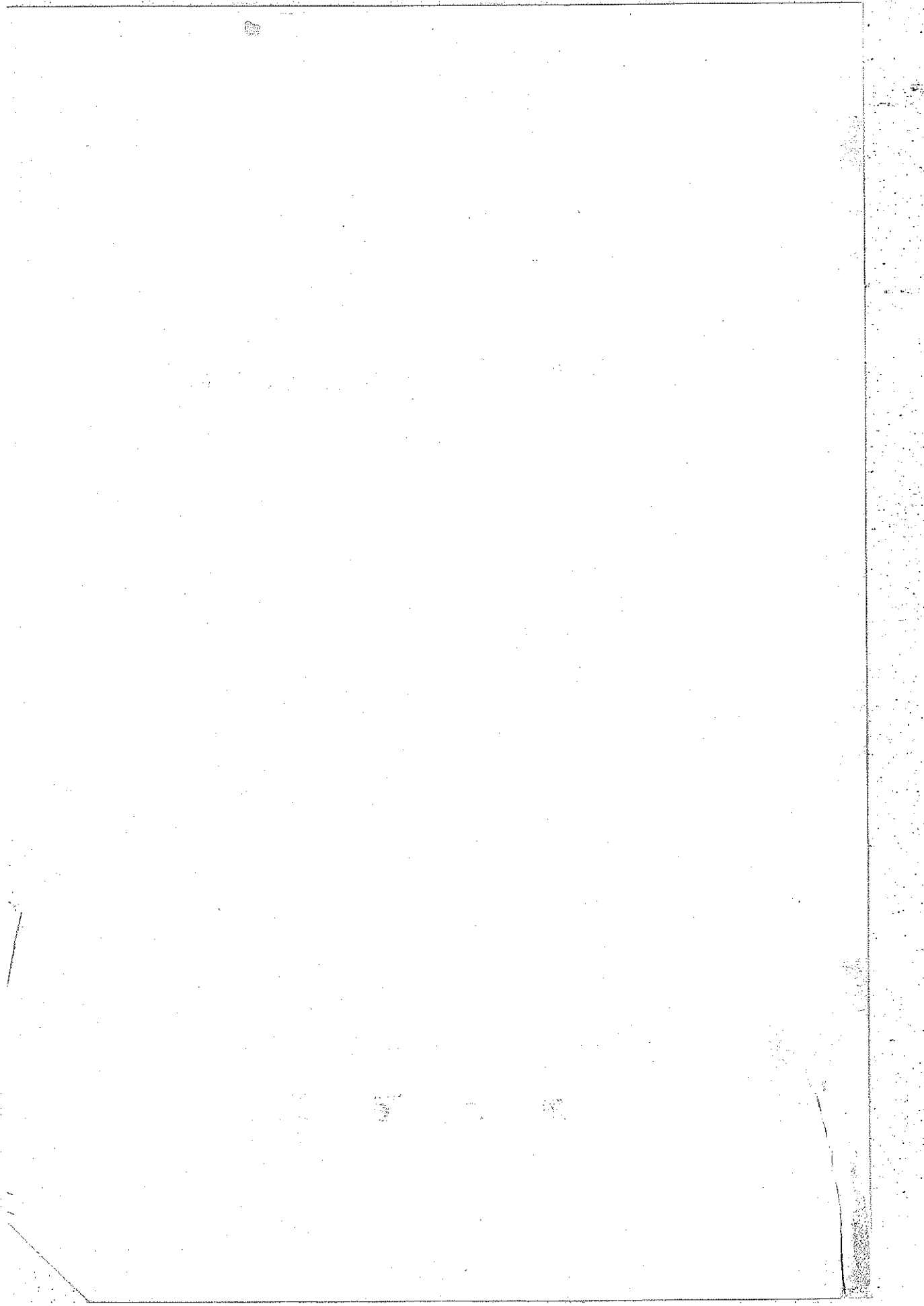


昭和59年10月 4日開会
昭和59年10月25日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和59年10月4日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員・その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 臨時議長開会のあいさつ	3頁
○ 開会宣告(午前10時10分)	3頁
○ 市長あいさつ	4頁
○ 日程第1 議席の指定について	5頁
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(飯坂楠次・奥村圭一郎・田中昭一)	6頁
○ 日程第3 会期の決定について	6頁
○ 日程第4 議長選挙について	6頁
○ 散会宣告(午前10時57分)	7頁

昭和59年10月19日(金曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	9頁
○ 議事説明員・その他	10頁
○ 議事日程	11頁
○ 開会宣告(午後2時42分)	11頁
○ 日程第1 議長選挙について	13頁
○ 追加日程第1 副議長選挙について	14頁
○ 追加日程第2 会期の延長について	17頁
○ 散会宣告(午後5時18分)	17頁

昭和59年10月22日(月曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	19頁
○ 議事説明員・その他	20頁
○ 議事日程	21頁
○ 開会宣告(午前10時18分)	21頁
○ 日程第1 常任委員会委員の選任について	一括

○ 日程第 2	議会運営委員会委員の選任について	22頁
○ 日程第 3	交通・公害対策特別委員会設置について	} 括
○ 日程第 4	和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置について	
○ 日程第 5	同和対策特別委員会設置について	
○ 日程第 6	関西新国際空港対策特別委員会設置について	
○ 日程第 7	土地開発公社特別委員会設置について	
○ 日程第 8	特別委員会委員の選任について	26頁
○ 日程第 9	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	} 括
○ 日程第 10	泉北水道企業団議会議員の選挙について	
○ 散会宣告(午後1時20分)		30頁

昭和59年10月24日(水曜日)第4日目

○ 出席議員・欠席議員	31頁
○ 議事説明員・その他	32頁
○ 議事日程	33頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	34頁
○ 日程第1 一般質問について	35頁
1 番に 19番 原 重樹 君	35頁
2 番に 6番 藤原 正通 君	50頁
3 番に 17番 西村慎太郎 君	60頁
4 番に 8番 並河 道雄 君	71頁
5 番に 16番 天堀 博 君	82頁
○ 散会宣告(午後4時30分)	100頁

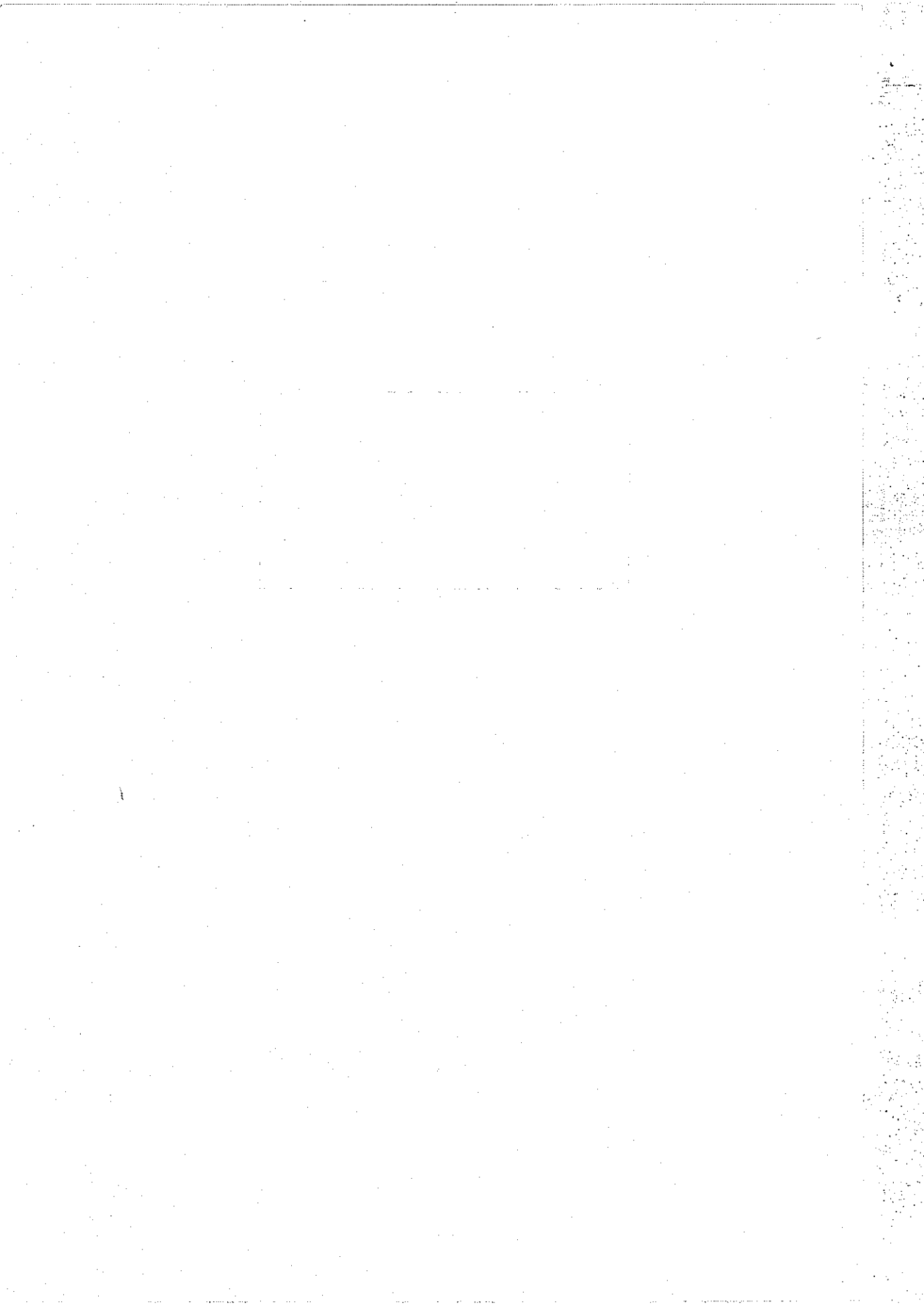
昭和59年10月25日(木曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	101頁
○ 議事説明員・その他	101頁
○ 議事日程	103頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	104頁
○ 日程第1 一般質問について	105頁
1 番に 5番 赤阪和見君	105頁

○ 日程第 2	例月出納検査結果報告（収入役扱 昭和 5 8 年度昭和 5 9 年 4 月分）	
○ 日程第 3	" （収入役扱 昭和 5 9 年 4 月分）	
○ 日程第 4	" （水道部企業出納員扱 昭和 5 9 年 4 月分）	
○ 日程第 5	" （市立病院企業出納員扱 昭和 5 9 年 4 月分）	
○ 日程第 6	" （収入役扱 昭和 5 8 年度昭和 5 9 年 5 月分）	
○ 日程第 7	" （収入役扱 昭和 5 9 年 5 月分）	一
○ 日程第 8	" （水道部企業出納員扱 昭和 5 9 年 5 月分）	括
○ 日程第 9	" （市立病院企業出納員扱 昭和 5 9 年 5 月分）	126 頁
○ 日程第 10	" （収入役扱 昭和 5 9 年 6 月分）	1
○ 日程第 11	" （水道部企業出納員扱 昭和 5 9 年 6 月分）	131 頁
○ 日程第 12	" （市立病院企業出納員扱 昭和 5 9 年 6 月分）	
○ 日程第 13	定期監査（昭和 5 9 年度第 1 次分）結果報告	
○ 日程第 14	専決処分の承認を求めることについて（和泉市国民健康保険条例の一部改正）	132 頁
○ 日程第 15	専決処分の承認を求めることについて（昭和 5 9 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号））	137 頁
○ 日程第 16	昭和 5 8 年度和泉市水道事業会計決算認定について	142 頁
○ 日程第 17	昭和 5 8 年度和泉市病院事業会計決算認定について	148 頁
○ 日程第 18	決算審査特別委員会設置について	150 頁
○ 日程第 19	決算審査特別委員会委員の選任について	151 頁
○ 日程第 20	和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	152 頁
○ 日程第 21	財産処分について（唐国財産区財産（ため池）の売却）	154 頁
○ 日程第 22	工事請負契約の締結について（幸第二団地 1 2 棟建設工事）	157 頁
○ 日程第 23	工事請負契約締結について（（仮称）和泉市立コミュニティセンター新築工事）	158 頁
○ 日程第 24	昭和 5 9 年度和泉市一般会計補正予算（第 2 号）	174 頁
○ 日程第 25	監査委員の選任について	187 頁
○ 日程第 26	公平委員会委員の選任について	188 頁
○ 日程第 27	固定資産評価審査委員会委員の選任について	189 頁
○ 日程第 28	教育委員会委員の選任について	191 頁
○ 日程第 29	障害者福祉都市宣言について	193 頁
○ 日程第 30	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	195 頁
○ 日程第 31	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	196 頁

○ 日程第 32 少額貯蓄非課税制度の存続を求める意見書	198 頁
○ 日程第 33 国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する決議	200 頁
○ 日程第 34 健康保険制度や国民年金制度の改悪をやめ、改善を求める要望決議	201 頁
○ 市長閉会あいさつ	203 頁
○ 議長閉会あいさつ	204 頁
○ 閉会宣告(午後 5 時 7 分)	204 頁

第 1 日



昭和59年10月4日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂 楠次君	✓	16番	天堀 博君	✓
2番	奥村 圭一郎君	✓	17番	西村 慎太郎君	✓
3番	田中 昭一君	✓	18番	勝部 津喜枝君	✓
5番	赤阪 和見君	✓	19番	原 重樹君	✓
6番	藤原 正通君	✓	20番	坂口 敏彦君	✓
7番	穴瀬 克己君	✓	21番	若浜 記久男君	✓
8番	並河道 雄君	✓	22番	西口 秀光君	✓
9番	竹内 修一君	✓	23番	柳 瀬美樹君	✓
10番	仁井 明君	✓	25番	成田 秀益君	✓
11番	竹下 義章君	✓	26番	池辺 秀夫君	✓
12番	貝 淵博治君	✓	27番	金谷 衛君	✓
13番	大谷 昌幸君	✓	28番	出原 平男君	✓
15番	松尾 孝明君	✓	29番	田中 包治君	✓

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	池田 忠雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田 稔
助 役	坂口 禮之助		
収 入 役	中塚 白	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井 洋
参与兼市長公室長 事務取	西川 喜久	市民部長	松村 吉堯
市長公室理事	逢野 一郎	市民部次長兼 福祉事務所長	中川 鉄也
市長公室次長兼 人事課長事務取扱	神藤 恒治	市民部次長兼 市民課長事務取扱	大宅 清臣
秘書広報課長	井阪 和充	産業衛生部長	広岡 史郎
財 務 部 長	麻生 和義	産業衛生部理事 (商工担当)	青木 孝之
財務部次長兼 財政課長事務取扱	大塚 孝之	産業衛生部次長	堀 宏行
財務部次長(税務担当)	吉田 日出男	建設部長	浅井 隆介
同和对策部長	橋本 昭夫	建設部理事	福田 隆行

建設部次長	中上好美	用地担当理事	内田繁
建設部次長兼 (下水道担当)	山崎珠磨	土地開発公社事務局長	中辻寿夫
都市整備部長	萩本啓介	土地開発公社事務局長	堀内由延
都市整備部次長	森利治	教育委員長	葛城宗一
改良事業部長	富田宏之	教育次長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管理課部長兼 総務課部長	逢野博之
改良事業部次長	笠木恒忠	管理課部長兼 学校教育課長	鹿島賢昌
改良事業部次長	高三一行	指導部長	佐藤登志男
病院長	竹林淳	指導部理事 (美術館担当)	竹田明郎
病院事務局長	藤原光大	指導部次長 (体育館担当)	明坂貞士
病院事務局次長	藤原清司	指導部次長 (社会教育担当)	稲田順三
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道部次長兼 総務課長事務取扱	岩井益一	選挙管理委員会事務局長	農端小一
会計課長	赤田備信	監査委員	久光喜多男
消防長	角谷泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
消防本部次長兼 消防本部次長兼 総務課長事務取扱	高宮武男	農業委員会会長職務代理	森口義忠
	一ノ瀬喜広	農業委員会事務局長	信田種行

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月4日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		議席の指定について	
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	選挙第1号	議長選挙について	

(午前10時10分開議)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 大変長らくお待たせいたしました。今日は、一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時の議長を務めていただくことになってございます。現在、出席されておられます中で成田秀益議員さんが最年長議員でございますので、臨時議長を務めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(成田秀益君、議長席に着く)

- 臨時議長(成田秀益君) ただいま御紹介にあずかりました成田でございます。はなはだ僭越でございますが、ただいま局長から申されましたとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の故をもって臨時議長の職務を務めさせていただきます。まことに不慣れで皆様方にはいろいろと御迷惑をかけると思いますが、その点何とぞ御協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

- 臨時議長(成田秀益君)

それでは、これより昭和59年第3回定例会を開催いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 臨時議長(成田秀益君) ただいまの報告とおり、全議員出席をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 臨時議長（成田秀益君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 昭和59年和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方には、先般執行されました市議会議員一般選挙におきまして広く市民の御信任を得られ、めでたく御当選の栄に浴されました。まずもって、心から御祝福を申し上げる次第でございます。

本日、ここに第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多用の中御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

さて御承知のように、本市の市制施行以来はや29年目を迎え、いまや人口も13万5,000人を擁する南部大阪の中堅都市へ堅実な市勢の発展を見るに至りましたことは、ひとえに市議会議員皆様方のたゆまざる御努力、御支援のたまものと衷心より敬意を表するものであります。

近年、都市行政をめぐる諸情勢は、非常に厳しいものがございます。本市財政も懸案の赤字を解消したとは申せ、その体質は依然として脆弱であり、寸分の予断も許されないきわめて厳しい状況にあります。限られた財源を有効に活用し、盛り上がる市民需要にどうおこたえていくのか。また、教育、福祉問題を初め、国民的課題とされる同和問題や青少年問題あるいは商工、農林業の振興、都市基盤整備の諸問題など、解決を急がれる課題や問題が山積みをいたしておりますのが実態でございます。市政に課せられた責務はまことに重大であります。私はこれら諸問題解決のため、議員皆様方の深い御理解と力強い御支援、御協力をちょうだいいたしながら、今後とも積極的な都市行政を推進をいたしてまいる所存であります。

特に昭和59年度の市政運営方針につきましては、去る3月の定例会におきまして御議決を賜りましたように、

1. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
2. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
3. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

この5点を基本目標といたしまして、去る3月御議決をちょうだいいたしました第2次総合基本構想に基づき、総合的かつ計画的な行財政の運営を行っているところでございますが、何とぞ議員皆様方には、一層の御指導、御支援を賜りますより重ねてお願いを申し上げる次第であります。

なお、本議会に御提案を申し上げます諸議案につきましては、後ほど提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、御可決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、後刻行われます議会役員選出につきましても、円滑に御選任をいただきますようお願いを申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。何とぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○ 臨時議長（成田秀益君） ただいま市長のあいさつが終わりました。

次に、本日の議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配布してありおるのでありますので、よろしく御了承賜りたいと存じます。

○ 臨時議長（成田秀益君） それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。本件につきましては、あらかじめ決定されておりますので、局長より議席番号並びに氏名を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

議席の指定について

和泉市議会会議規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり議席を定める。

昭和59年10月4日

和泉市議会臨時議長 成田秀益

記

1番	飯坂楠次	11番	竹下義章
2番	奥村圭一郎	12番	貝淵博治
3番	田中昭一	13番	大谷昌幸
5番	赤阪和見	15番	松尾孝明
6番	藤原正通	16番	天堀博
7番	穴瀬克己	17番	西村慎太郎
8番	並河道雄	18番	勝部津喜枝
9番	竹内修一	19番	原重樹
10番	仁井明	20番	坂口敏彦

21番 若 浜 記久男

26番 池 辺 秀 夫

22番 西 口 秀 光

27番 金 谷 衛

23番 柳 瀬 美 樹

28番 出 原 平 男

25番 成 田 秀 益

29番 田 中 包 治

- 臨時議長（成田秀益君） お諮りいたします。ただいま局長の朗読どおりの議席に対しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。

それでは、氏名標をお立てください。

-
- 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、1番・飯坂楠次君、2番・奥村圭一郎君、3番・田中昭一君、以上、3名を指名いたします。

-
- 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第3「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、会派代表者会議で決定いたしましたとおり、本日より10月19日までの16日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月19日までの16日間と決定いたします。

-
- 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第4「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第1号

議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和59年10月4日

和泉市議会臨時議長 成 田 秀 益

議長当選者

氏名

○ 臨時議長（成田秀益君） お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか。いままでいろいろ慣例もございますが、御意見をお伺いいたします。

○ 10番（仁井 明君） まだ会派の調整もとれておりませんので、暫時休憩を取っていただき、代表者会議でも開いて今後の役選の日程の進め方を協議すればいかがでしょうか。

以上でございます。

○ 臨時議長（成田秀益君） ただいまの御発言にございましたが、ほかに何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に御意見がないようでございますので、それでは、ただいまの御発言を皆様方の御意見として暫時休憩をいたしまして、その間におきまして、代表者会議を開いていただいて御決定くださいますようお願いいたしますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、御異議ないようでございますので、ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時25分休憩）

（午前10時55分再開）

○ 臨時議長（成田秀益君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほど代表者会議を開いていただきましたところ、議長選挙につきましては十分調整する必要があるとの御意見がございましたので、各会派ごとに調整していただくため、本日はこれにて散会いたしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

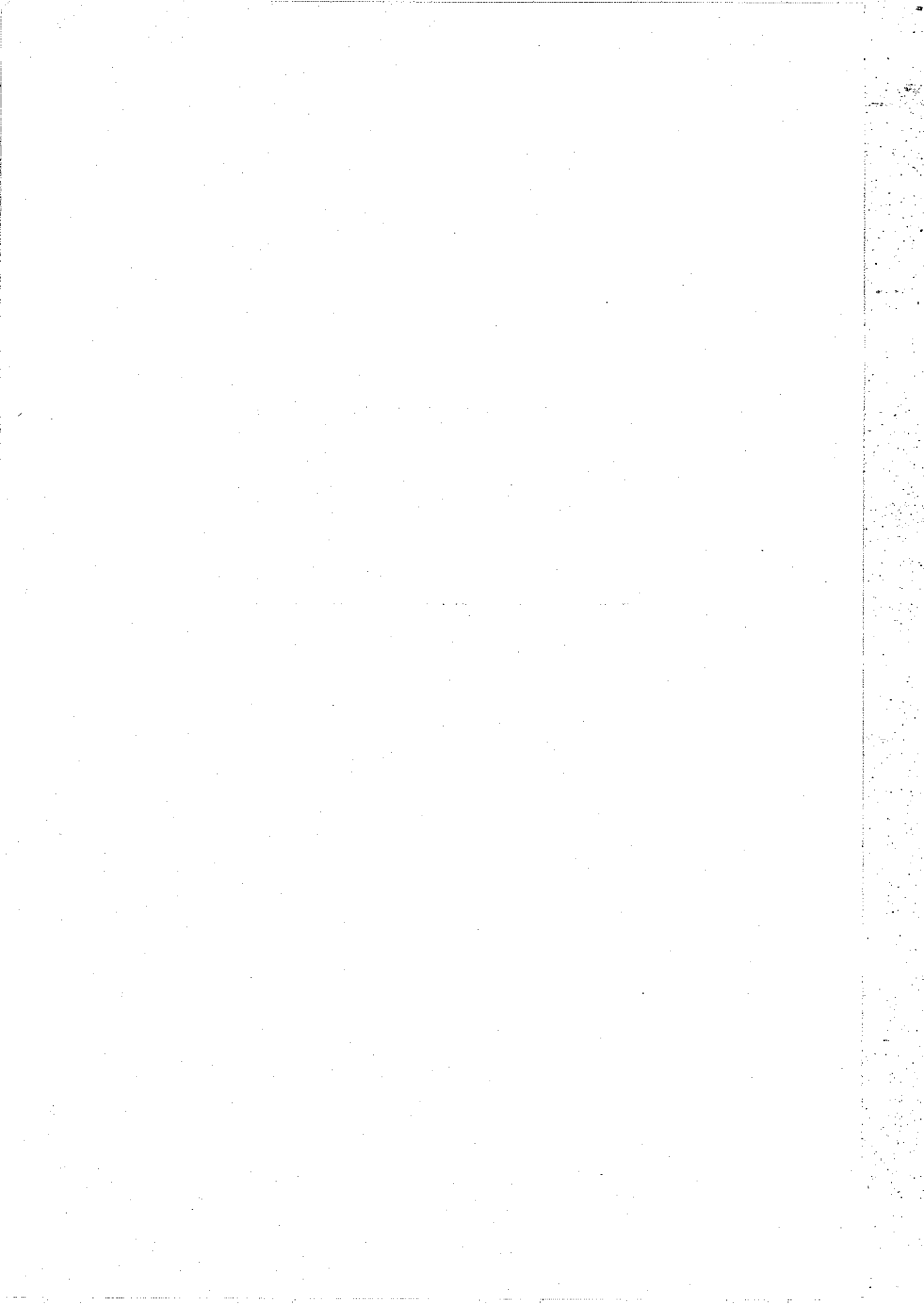
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明5日より7日までを休会といたしまして、8日に再開いたしたいと思いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたしますと存じます。どうかよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

（午前10時57分散会）

第 2 日



昭和59年10月19日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
助役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	市民部長	松村吉堯
参与兼市長公室長	西川喜久	市民部次長兼福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	逢野一郎	市民部次長兼市民課長事務取扱	大宅清臣
市長公室次長兼人事課長事務取扱	神藤恒治	産業衛生部長	広岡史郎
秘書広報課長	井阪和充	産業衛生部理事(商工担当)	青木孝之
財務部長	麻生和義	産業衛生部次長	堀宏行
財務部次長兼財政課長事務取扱	大塚孝之	建設部長	浅井隆介
財務部次長(税務担当)	吉田日出男	建設部理事	福田隆行
同和对策部長	橋本昭夫		

建設部次長	中上好美	用地担当理事	内田繁
建設部次長	山崎琢磨	土地開発公社事務局長	中辻寿夫
(下水道担当)		用地担当参事	堀内由延
都市整備部長	萩本啓介	土地開発公社事務局長	葛城宗一
都市整備部次長	森利治	教育委員長	杉本弘文
改良事業部長	富田宏之	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	前田守正	管理部次長兼	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	総務課長事務取	佐藤登志男
改良事業部次長	高三一行	理部次長兼	竹田明郎
病院長	竹林淳	学校教育部次長	明坂貞士
病院事務局長	藤原光夫	指導部長	稲田順三
病院事務局次長	藤原清司	(美術館担当)	高橋正道
水道部長	田中稔	(指導部次長)	農端小一
水道部次長兼	岩井益一	(体育館担当)	久光喜多男
総務課長事務取	赤田僨信	(社会教育担当)	山本亮夫
会計課長	角谷泰夫	選挙管理委員会委員長	森口義忠
消防長	高宮武男	選挙管理委員会事務局長	信田種行
消防本部次長兼	一ノ瀬喜広	監査委員	
消防本部次長兼		監査事務局長兼	
総務課長事務取		公平委員会事務局長	
		農業委員会会長職務代理	
		農業委員会事務局長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囁託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月19日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第 1 号	議長選挙について	

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月19日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第 2 号	副議長選挙について	

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月19日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
2		会期の延長について	

(午後2時42分開議)

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私とも何かとお忙しい中を御参集賜りまして厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 臨時議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、全議員出席をもちまして議会が成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、日程審議に入ります。日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いしたいと存じます。

御意見がないようですので、お諮りいたします。議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

- 市会事務局長(北野敦雄君) 議席順に申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

(投票)

- 臨時議長(成田秀益君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に1番・飯坂楠次君及び5番・赤阪和見君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、御両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、開票結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

投票総数26票。この数は出席議員数と合致しております。内訳は有効投票21票、無効投票5票、うち白票が5票でございます。有効投票中柳瀬美樹議員さん13票、竹内修一議員さん4票、天堀博議員さん4票でございます。したがって、柳瀬美樹議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

- 臨時議長（成田秀益君） ただいまの報告とおりであります。この選挙の法定得票数は6票であります。よって、柳瀬美樹君が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

ただいま議長に当選されました柳瀬美樹君が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

-
- 臨時議長（成田秀益君） それでは、議長のあいさつを願います。

（議長就任あいさつ）

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま議長に選任され、まことにありがとうございます。その責任の重大さを考えると、ただ身の引き締まる思いがいたしております、まだまだ心の整理が十分つきかねている現状でございます。しかしながら、選任されました以上は、歴代議長の功績を汚すことなく、あるいはまた、議会運営に一生懸命に取り組む覚悟でございます。もとより弱輩の身、浅学非才でございますが、執行権者たる当局と議決権を持つ議会側とのそれぞれの権利を尊重し合い、住民福祉を第一により相協力いたしまして、自他ともに許す市政をつくり上げたいものでございます。願わくば、皆様方の温かい御支持、御支援をひとえにお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、議長就任のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございます。（拍手）

-
- 臨時議長（成田秀益君） 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れのため、皆様方に大変御迷惑をおかけしましたが、皆様方の御協力によりまして無事任務を終わらせていただきました。心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長さんに申し送ります。どうもありがとうございました。

（拍手）

（臨時議長退席、新議長着席）

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまは本当にありがとうございました。先ほどごあいさつを申し上げますとおおり、よろしくお願いを申し上げます。

この際、お諮り申し上げます。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第2号

副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和59年10月19日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

副議長当選者

氏名

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますでしょうか。御意見を伺います。

○ 1番（飯坂楠次君） 会議時間もあと2時間で終わりますが、できれば暫時休憩し、1時間後に副議長選に入ったらどうかと思いますが……。

○ 議長（柳瀬美樹君） 1時間後ですか。

○ 1番（飯坂楠次君） はい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 16番（天堀博君） 大体、その線で結構かと思いますが、一応、暫時休憩していただきまして代表者会議を持っていただき、あと2時間しかございませんし、その他のこともございますので、その点も十分協議していただけたらと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 竹下君。

○ 11番（竹下義章君） 暫時休憩することは結構なんです、やはり時間を区切ってすると

なればむしろかしい問題も出てくるといけませんので、会議は5時までですので、念のため、時間延長をされておいて休憩に入るとい方がいんじゃないかと思しますので、その辺よろしく。

- 議長（柳瀬美樹君） ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長させていただきます。

それでは、暫時休憩との御発言がありました、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩をいたします。

（午後3時05分休憩）

（午後5時04分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど上程いたしました「副議長選挙について」でございますが、いかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いいたします。

御意見がないようですので、お諮りいたします。副議長選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は26名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れはないものと認めます。

それでは、投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票を願います。

- 市会事務局長（北野敦雄君） 議席順に申し上げますので、よろしく願います。

（投票）

- 議長（柳瀬美樹君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、開票立会人に11番・竹下義章君、15番・松尾孝明君を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、御両名の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、開票結果を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。この数は出席議員数と合致しております。内訳は有効投票12票、無効投票14票、これは白票でございます。有効投票中出原平男議員さん12票でございます。したがって、出原平男議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって、出原平男君が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

ただいま副議長に当選されました出原平男君が議場におられますので、会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） それでは、副議長のごあいさつを願います。

（副議長就任あいさつ）

- 副議長（出原平男君） 議員の皆様方、本当にありがとうございました。浅学非才の私でございますが、和泉市のため、また、議長の手足となって一生懸命に頑張る所存でございます。

で、どうかよろしくお願ひ申し上げます。本当にありがとうございました。(拍手)

○ 議長(柳瀬美樹君) この際、お諮りいたします。「会期の延長について」を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、「会期の延長について」を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。先刻の代表者会議の決定に基づき、本定例会の会期を10月26日までの7日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期を10月26日までの7日間延長することに決しました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 続いて、お諮りいたします。本日の会議はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

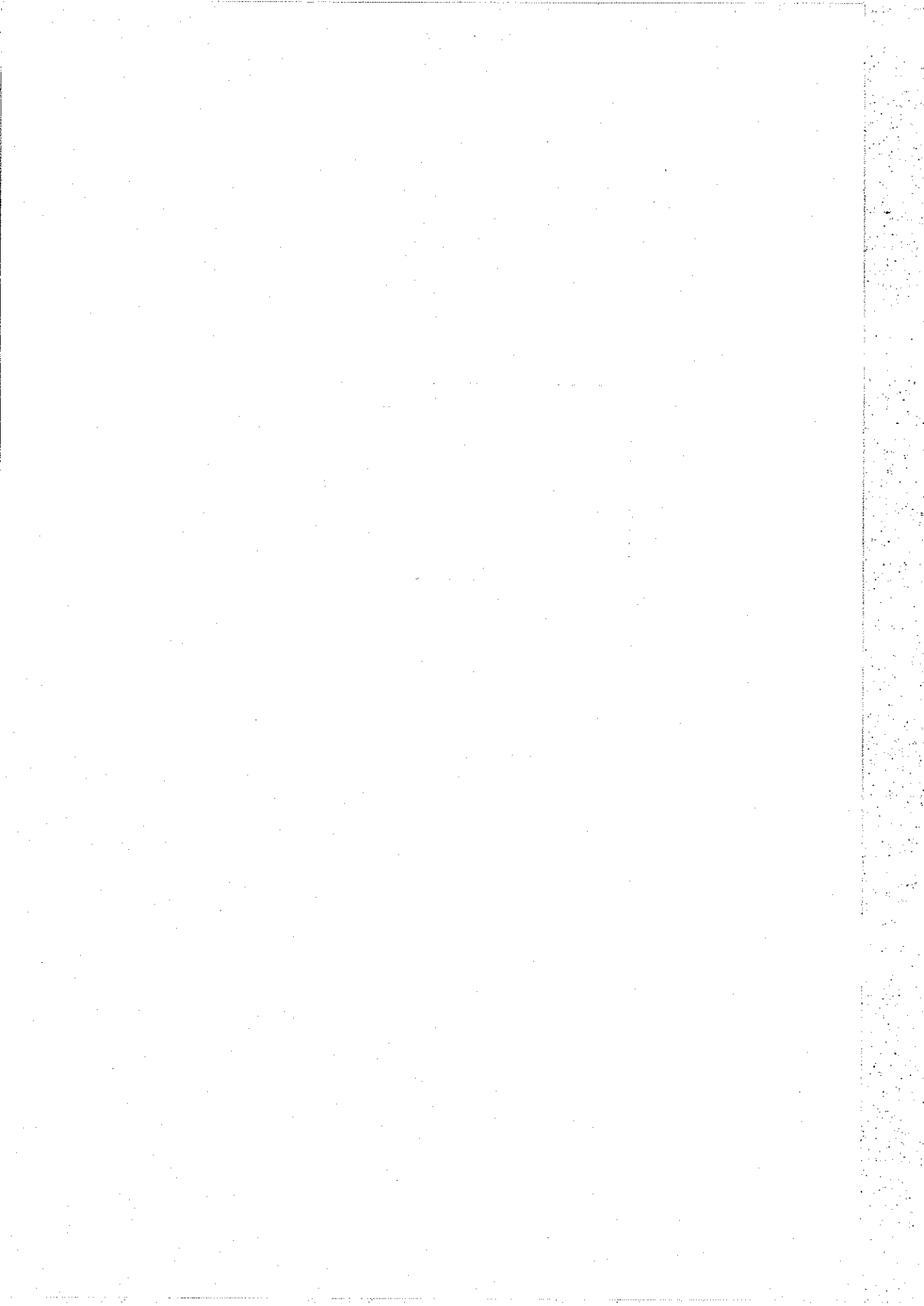
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日20日と21日は休会とし、来る10月22日に会議を開きますので、定刻御参集願ひます。長時間、どうも御苦勞様でございました。

(午後5時18分散会)

第 3 日



昭和59年10月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂 楠次君	16番	天堀 博君
2番	奥村 圭一郎君	17番	西村 慎太郎君
3番	田中 昭一君	18番	勝部 津喜枝君
5番	赤阪 和見君	19番	原 重樹君
6番	藤原 正通君	20番	坂口 敏彦君
7番	穴瀬 克己君	21番	若浜 記久男君
8番	並河 道雄君	22番	西口 秀光君
9番	竹内 修一君	23番	柳瀬 美樹君
10番	仁井 明君	25番	成田 秀益君
11番	竹下 義章君	26番	池辺 秀夫君
12番	貝淵 博治君	27番	金谷 衛君
13番	大谷 昌幸君	28番	出原 平男君
15番	松尾 孝明君	29番	田中 包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 助 収 入 参 与 兼 市 長 公 室 参 事 務 取 扱	長 池 田 忠 雄	同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
市 長 公 室 理 事 兼 市 長 公 室 次 長 兼 参 事 務 取 扱	役 坂 口 禮 之 助	同 和 对 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋
市 長 公 室 次 長 兼 参 事 務 取 扱	役 中 塚 白	市 民 部 長	松 村 吉 堯
秘 書 広 報 課 長	西 川 喜 久	市 福 祉 事 務 所 長 兼 長	中 川 鉄 也
財 務 部 長	逢 野 一 郎	市 民 部 次 長 兼 参 事 務 取 扱	大 宅 清 臣
財 務 部 次 長 兼 参 事 務 取 扱	神 藤 恒 治	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
財 政 課 長 事 務 取 扱	井 阪 和 充	産 業 衛 生 部 理 事 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
財 務 部 次 長 (税 務 担 当)	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	堀 宏 行
同 和 对 策 部 長	大 塚 孝 之	建 設 部 長	浅 井 隆 介
	吉 田 日 出 男	建 設 部 理 事	福 田 隆 行
	橋 本 昭 夫		

建設部次長	中山好美	用地担当理事	内田繁
建設部次長	山崎琢磨	土地開発公社事務局長	中辻寿夫
(下水道担当)		土地開発公社事務局長	堀内由延
都市整備部長	萩本啓介	教育委員長	葛城宗一
都市整備部次長	森利治	教育	杉本弘文
改良事業部長	富田宏之	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	前田守正	管理部長事務取扱	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	総務課長事務取扱	佐藤登志男
改良事業部次長	高三一行	管理部長事務取扱	竹田明郎
病院長	竹林淳	指導部長	明坂貞士
病院事務局長	藤原光夫	指導部長事務取扱	稲田順三
病院事務局次長	藤原清司	指導部長事務取扱	高橋正道
水道部長	田中稔	指導部長事務取扱	農端小一
水道部次長兼	岩井益一	指導部長事務取扱	久光喜多男
総務課長事務取扱	赤田備信	指導部長事務取扱	山本亮夫
会計課長	角谷泰夫	指導部長事務取扱	森口義忠
消防長	高宮武男	指導部長事務取扱	信田種行
消防本部次長兼消防署長	一ノ瀬喜広	指導部長事務取扱	
消防本部次長兼		指導部長事務取扱	
総務課長事務取扱		指導部長事務取扱	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野教雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案 第3号	常任委員会委員の選任について	別紙
2	議会議案 第4号	議会運営委員会委員の選任について	別紙
3	議会議案 第5号	交通・公害対策特別委員会設置について	別紙
4	議会議案 第6号	和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置について	別紙
5	議会議案 第7号	同和対策特別委員会設置について	別紙
6	議会議案 第8号	関西新国際空港対策特別委員会設置について	別紙
7	議会議案 第9号	土地開発公社特別委員会設置について	別紙
8	議会議案 第10号	特別委員会委員の選任について	別紙
9	選挙 第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
10	選挙 第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙

(午前10時18分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) お早うございます。

大変長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜わ
りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員26名をもちまして議会は成立して
おりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を
願います。

○ 議長（柳瀬美樹君） これより、日程審議を行います。

日程第1「常任委員会委員の選任について」及び日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第3号

常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

総務委員会委員(6)

厚生文教委員会委員(6)

建設水道委員会委員(7)

産業衛生病院委員会委員(7)

議会議案第4号

議会運営委員会委員の選任について

和泉市議会運営委員会規則に基づき選任する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

議会運営委員会委員(12)

○ 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。各委員会の選任につきましては、後刻議員総会において調整の上選任のいたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めさより決定いたします。

○

- 議長（柳瀬美樹君）次に、日程第3「交通・公害対策特別委員会設置について」から日程第7「土地開発公社特別委員会設置について」までを一括議題といたします。

議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第5号

（交通・公害対策特別委員会設置について）

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

1. 委員会の名称

交通・公害対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における交通並びに公害に係る諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第6号

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳瀬美樹

記

1. 委員会の名称

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における開発に伴う諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第7号

同和対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

同和対策特別委員会

2. 付託事項

同和対策に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員8名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第8号

関西新国際空港対策特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

関西新国際空港対策特別委員会

2. 付託事項

関西新国際空港建設に係る諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員8名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第9号

土地開発公社特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次とおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

土地開発公社特別委員会

2. 付託事項

土地開発公社に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件につきましては、前期に引き続き特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、議会閉会中においても継続審査及び調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会時の継続審査及び調査をすることに決しました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第8「特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第10号

特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

交通・公害対策特別委員会委員(12)

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員(12)

同和対策特別委員会委員(8)

関西新国際空港対策特別委員会委員(8)

土地開発公社特別委員会委員(12)

- 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。

本件につきましては、後刻調整の上選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めさよう決定します。

-
- 議長(柳瀬美樹君) それでは、ここで暫時休憩し、議員総会に切り替えたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩いたしまして議員総会に切り替えたいと思います。

暫時休憩します。

(午前10時23分休憩)

(午後1時10分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、議員総会の席上、いろいろと御協力ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

各委員会の委員の選任につきましては、先ほどの議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(北野敦雄君) まず、常任委員会委員関係から申し上げます。

朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

総務委員会委員に金谷 衛、仁井 明、坂口敏彦、赤阪和見、松尾孝明、勝部津喜枝、以上6名。

厚生文教委員会委員に成田秀益、竹内修一、西口秀光、並河道雄、飯坂楠次、西村慎太郎、以上6名。

建設水道委員会委員に池辺秀夫、竹下義章、若浜記久男、藤原正通、奥村圭一郎、天堀 博、出原平男、以上7名。

産業衛生病院委員会委員に田中包治、貝淵博治、大谷昌幸、穴瀬克己、田中昭一、原 重樹、柳瀬美樹、以上7名。

次に、議会運営委員会委員でございます。田中包治、成田秀益、並河道雄、藤原正通、仁井明、竹内修一、飯坂楠次、大谷昌幸、西口秀光、若浜記久男、原 重樹、天堀 博、以上12名。

引き続きまして、特別委員会関係でございます。

交通公害対策特別委員会委員に池辺秀夫、成田秀益、並河道雄、穴瀬克己、仁井 明、貝淵博治、田中昭一、天堀 博、勝部津喜枝、坂口敏彦、若浜記久男、松尾孝明、以上12名。

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に田中包治、金谷 衛、赤阪和見、藤原正通、竹下義章、貝淵博治、飯坂楠次、西村慎太郎、原 重樹、松尾孝明、坂口敏彦、西口秀光、以上12名

同和対策特別委員会委員に仁井 明、坂口敏彦、西口秀光、成田秀益、原 重樹、穴瀬克己、竹下義章、天堀 博、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員に松尾孝明、赤阪和見、田中昭一、田中包治、竹内修一、西村慎太郎、奥村圭一郎、若浜記久男、以上8名

土地開発公社特別委員会委員に金谷 衛、成田秀益、藤原正通、穴瀬克己、竹内修一、竹下義章、奥村圭一郎、若浜記久男、西口秀光、勝部津喜枝、原 重樹、大谷昌幸、以上12名。

○ 議長（柳瀬美樹） お諮りいたします。

ただいま局長朗読どおり各委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第3号及び第4号、並びに議会議案第10号の各委員会委員の選任の件は、朗読どおりそれぞれ選任することに決しました。

なお、ただいま選任されました各委員さんには大変御苦労ではございますが、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第9「泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について」と日程第10「泉北水道企業団議会議員の選挙について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

泉北環境整備施設組合議会議員(5)

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

昭和59年10月22日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

泉北水道企業団議会議員

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本2件の選挙につきましては、先の議員総会で種々御協議、御検討願っておりますので、はなはだ僭越ではありますが、私から指名推薦させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を、局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に奥村圭一郎、若浜記久男、勝部津喜枝、並河道雄、貝淵博治、以上5名

泉北水道企業団議会議員に原重樹、坂口敏彦、成田秀益、仁井明、大谷昌幸、以上5名。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名されました方々は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それではここで、泉北環境整備施設組合議会議員の奥村圭一郎君、並河道雄君、若浜記久男君、貝淵博治君、勝部津喜枝君、並びに泉北水道企業団議会議員の原重樹君、仁井明君、坂口敏彦君、大谷昌幸君、成田秀益君に対し本席から、議会規則第29条第2項の規定により告知いたします。

以上で、常任委員会委員及び特別委員会委員、出先機関の各議員がそれぞれ決まりました。各委員さん及び出向議員さんは、御苦勞ですがよろしく願います。

○

- 議長（柳瀬美樹君） ここで、各常任委員会の正・副委員長さんが互選されておりますので、局長より報告させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。敬称は略させていただきます。

総務委員会委員長に勝部津喜枝、副委員長に金谷衛、厚生文教委員会委員長に飯坂楠次、副委員長に並河道雄、建設水道委員会委員長に若浜記久男、副委員長に藤原正通、産業衛生病院委員会委員長に貝淵博治、副委員長に大谷昌幸、以上です。

- 議長（柳瀬美樹君） この際、各常任委員会の正・副委員長のごあいさつをお願いいたします。

(常任委員会正副委員長代表あいさつ)

- 総務委員長(勝部津喜枝君) それでは、大変僭越ではございますけれども、総務委員長と
いうことでございますので一言、ごあいさつをさせていただきます。

今回の役選で各常任委員会 8 名の正・副委員長が選任されました。大変ありがとうございます。

市民福祉の向上と市政発展のために尽力してまいりたいと考えております。どうぞ議員の皆様方の御協力を心からお願い申し上げます。

大変簡単ではございますけれども、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(柳瀬美樹君) 各常任委員会正・副委員長さんのあいさつが終わりました。正・副委員長さんには、委員会の運営についてよろしくお願いいたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

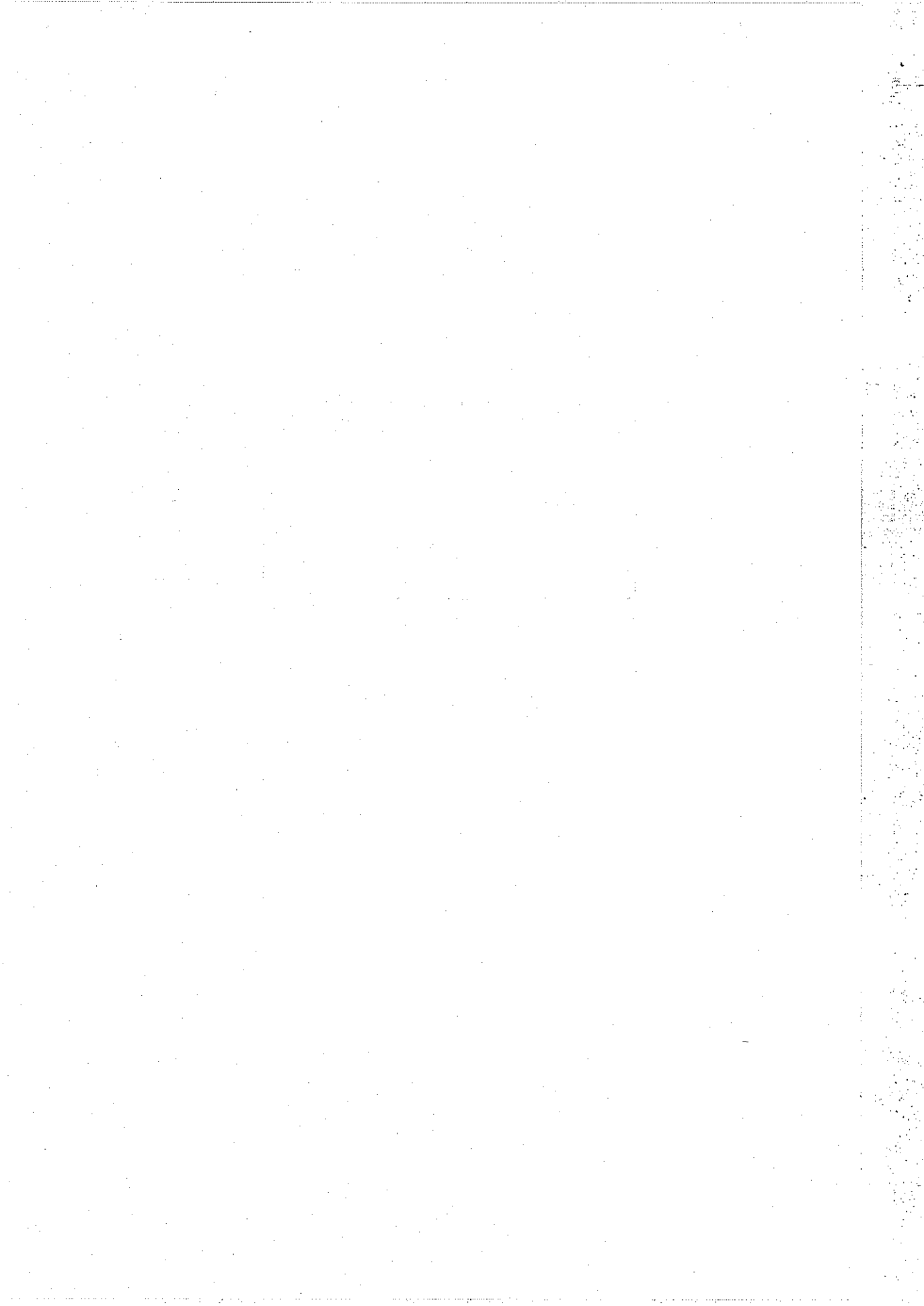
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日 23 日は休会とし 24 日から一般質問を行いますので、定刻御参集を願います。長時間、誠にありがとうございました。本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後 1 時 20 分散会)

第 4 日



昭和59年10月24日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂橋次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
参与兼市長公室長	長	中塚白	市民部長	松村吉堯
市長公室理事	長	西川喜久	市民部次長兼市長	中川鉄也
市長公室次長兼人事課長事務取扱	長	逢野一郎	市民部次長兼市長事務取扱	大宅清臣
秘書広報課長	長	神藤恒治	産業衛生部長	広岡史郎
財務部長	長	井阪和充	産業衛生部理事(商工担当)	青木孝之
財務部次長兼財政課長事務取扱	長	麻生和義	産業衛生部次長	堀宏行
財務部次長(税務担当)	長	大塚孝之	建設部長	浅井隆介
同和对策部長	長	吉田日出男	建設部理事	福田隆行
		橋本昭夫		

建設部次長	中上好美	用地担当理事	内田繁
建設部次長	山崎琢磨	土地開発公社事務局長	中辻寿夫
(下水道担当)		土地開発公社事務局長	堀内由延
都市整備部長	萩本啓介	教育委員	葛城宗一
都市整備部次長	森利治	教育	杉本弘文
改良事業部長	富田宏之	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	前田守正	管理部長事務取扱	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	総務課長事務取扱	佐藤登志男
改良事業部次長	高三一行	管理部長事務取扱	竹田明郎
病院	竹林淳	学校教育部長事務取扱	明坂貞士
病院事務局長	藤原光夫	指導部長	稲田順三
病院事務局次長	藤原清司	(美術館担当)	高橋正道
水道部長	田中稔	指導部次長	農端小一
水道部次長兼	岩井益一	(体育館担当)	久光喜多男
総務課長事務取扱	赤田傳信	指導部次長	山本亮夫
会計課長	角谷泰夫	(社会教育担当)	森口義忠
消防	高宮武男	選挙管理委員会委員長	信田種行
消防本部次長兼消防署長	一ノ瀬喜広	選挙管理委員会事務局長	
消防本部次長兼		監査委員	
総務課長事務取扱		監査事務局長兼	
		公平委員会事務局長	
		農業委員会会長職務代理	
		農業委員会事務局長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月24日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 19番 原 重 樹 議員

1. 財政問題について
2. 同和行政の問題について
3. 町づくりについて

② 6番 藤 原 正 通 議員

1. 心身障害者福祉について
2. 岸和田南海線にともなり小田地域の問題点について
3. 防犯灯光熱費問題について

③ 17番 西 村 慎 太 郎 議員

1. 保健センターの事業計画について
2. 障害者福祉都市に関連して
3. 0才児医療費無料化について

④ 8番 並 河 道 雄 議員

1. 学校給食について
2. 交通公害対策について
3. 水道工事一部負担金について

⑤ 16番 天 堀 博 議員

1. 納花町産廃問題について
 - (イ) 水質調査等の対処について
2. 市民農園について
 - (イ) 今後の方向
 - (ロ) 営農センターに関連して

3. 横山小学校のプールについて

(イ) 移転について

4. 職員採用について

(イ) 不正のないように

(ロ) 補欠採用について

5. 選管業務について

(イ) 長期出張者について

(ロ) 点字投票について

⑥ 5番 赤坂和見 議員

1. 環境保全条例について

(イ) 空地管理（国、府、大阪市、防衛庁、中央丘陵等）

(ロ) 公園管理について

(ハ) 廃乾電池処分について

(ニ) 空カン、空ビン処理について

(ホ) 防犯灯設置・管理と道路照明について

(ヘ) ごみ教育について

2. 職員採用について

（午前10時開議）

○ 議長（柳瀬美樹君） おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。若浜議員さんから欠席の届け出がございました。遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、20名でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を

願います。

- 議長（柳瀬美樹君） これより日程審議を行います。日程第1「一般質問」を行います。まず、最初に19番・原 重樹君。

（原 重樹君登壇）

- 19番（原 重樹君） 通告にしたがひまして一般質問を行います。

まず、第1番目に財政問題につきましてですが、(イ)といたしまして、国の補助金問題についてでございますけれども、現在、国の段階で来年度、60年度の政府各省の概算要求におきまして、その内容は、福祉教育費の切り捨てという国民犠牲の予算となっていると同時に、地方自治体にとりましても、大変厳しいものになっております。こうした予算編成の基本になっておりますが、政府に7月に提出されました臨時行政改革推進審議会、いわゆる行革審の当面の行政改革推進方針に関する意見であり、この内容は、今後の行革の重点を地方行革に置くというものであります。すでに地方交付税の削減などが実施され、本市におきましても、大きな影響を与えておるといふふうに思いますけれども、今回、特に地方補助金の大幅なカット等が予定されるなど、本市にとっても、また、市民生活にとりましても重大な影響が予想されます。

そこで、こうした国政の動きの中で本市に与える影響などについて質問させていただきます。まず、第1番目には地方交付税についてです。57年度の地方交付税の実績、そして58年度の見込み、59年度の見通しについて明らかにしていただきたいと思ひます。

2つ目に、来年度の地方補助金の補助率一律10%カットが言われておるわけですが、このようになっては困るということで、後で意見書等も用意されておりますが、簡単にお伺いをしたいと思ひます。仮にそうなったときの本市に与える影響について明らかにしていただきたいと思ひます。

次に(ロ)ですが、当市の財政問題につきましてお伺いをいたします。選挙戦でも争点になった点についてお伺いをしておきたいと思ひます。

57年度末決算で累積赤字を黒字にさせた点につきましては、私ども議員団より開発公社の赤字問題あるいは都市整備部の人件費問題あるいは開発負担金等々、また、公共料金の値上げなど、市民本位でない点をいままで指摘をしているところでありますが、きょうは、こうした黒字財政になったその裏で、膨大な起債を本市が抱え込んでいる問題点にしほってお伺いをさせていただきます。

また、同和関連につきましては、次の2つ目の同和行政の問題についてもありますが、必要な数字につきましては、この項でお答え願ひます。

まず、第1に起債残高の問題ですが、58年度末見込みはどの程度になるのか。そして、その残高の内訳、同和関連の額と比率。そして、この58年度末見込み残高を単純に市民一人当たり換算するとどうなるのか。

そして2つ目には、ここ2、3年の元利償還金についてどの程度になっているのか、明らかにしていただきたいと思います。

2つ目の同和行政の問題についてでありますけれども、同和行政、同和事業につきましては、いままでも私も議員団より何度となく改善要求し、そして、質問もさせていただいたところでありますが、改めて質問をいたしたいと思います。特に新法の地対法がちょうど折り返し点になるということで、こういう時点に立ちまして、今後の同和事業等の進め方につきましてお答えをお願いいたします。

まず、最初に数字の上での質問でございますけれども、同特法のときの13年と、新法になりまして58年度までだろうと思いますが、この期間での15年間の同和对策事業の総事業費はどの程度になるのか。そして59年度を含めまして、それ以降の残事業費を明らかにしていただきたい。同時に、それぞれの財源内訳もお願いしたいと思います。国、府の補助、起債、一般財源のそれぞれの額と率を明らかにしていただきたい。それから、今後の建設事業で大きな比重を占めるとされます改良住宅の進捗状況。そして、残についてもお答えをお願いいたします。

2つ目には、残事業をどうしているのか。見直しも含めまして、この事業についての今後の方針を改めて伺いをしておきたいと思います。

3つ目には、個人給付や同和減免等についてでありますけれども、いわゆる窓口一本化をやめるよう、いままでも主張してきたところですが、この問題を含めまして、同時に個人給付につきましては、一定の所得制限を設けるべきだという主張もしてまいりましたが、これらの点についての現時点での判断、そうした意思があるのかどうか、お答えをお願いいたします。

4番目に、個人給付や同和減免を受けるに際しまして加入を条件づけている要求者組合についてですが、この団体が給付金などの5%をカンパさせておりますが、この点についての見解を伺っておきたいと思います。

そして、5番目には、市当局が公金を支給する上で、先ほど申し上げました加入を義務づけているこの要求者組合とは一体どんな組織なのか、位置づけについて伺っておきたいと思えます。つまり、全くの自主的な組織とは言えない状況だと思えますが、市が責任を持つ組織なのか、お答えをお願いいたします。

3番目に、町づくりの問題についてです。この問題につきましても、問題点をしぼってお聞

かせいただきます。

まず、町づくり問題の中で大きな比重をかけております中央丘陵開発については、すでに災害問題あるいは鉄道問題、主体性の問題等々、本会議でも多く取り上げられてまいりました。

私自身も前期最後の議会で質問をしており、決してバラ色ではなく、不安材料がメジロ押しという状況も明らかになっているというふうに考えております。そこで今回は、時間の関係で深く聞くことができなかつた点や、少し観点を交えての質問をさせていただきます。

まず、都計審等も通過した中でありますので、今後の日程についてまず最初に説明をお願いをしておきます。

それから2つ目に、当初の計画では、財政計画につきまして、全体として入居後数年で黒字になってくるという財政計画を立てておりますが、現時点でこの見解はいまでも変わっていないのかどうか。より具体的な市財政に与える影響等さらに試算できているのかどうか、お伺いをしておきたいと思ひます。

3点目に、中央丘陵の計画の中で実際に処分できるところ、つまり売るところは、宅地などを含めましてどの程度あるのか。パーセンテージ、率も含めましてお答えをお願いいたします。

それから4番目には、前回も聞きましたけれども、いわゆる事業費3,400億円、概算でしょうけれども、その内訳も前回お聞きしておりますが、その中で非常に気になるのは、いわゆる金利、間接費が1,320億円、全体の38.8%にもなっております。現在、建設省が各地でニュータウン造成地を民間業者に卸売りする計画が行われているという新聞報道もされているが、こういうことも考えますと、非常に不安材料が多いわけですが、前回聞きましたように、現在、出されております計画を大幅に変更する気はないと答えておりますけれども、本当にそうなのかどうか。こうした新聞報道等も含めての今後の見通しについて、これは市長よりお答えをお願いしておきたいと思ひます。

以上、自席での再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいまの財政問題についての御質問にお答え申し上げます。

すでに御案内のとおり、現在、国の手において国の行政改革が行われつつありまして、本年度からは、地方の行政改革に着手しなければならないということで、政府の方では、いろいろとカット、削減等が見込まれているところでございます。御指摘のとおりでございます。その中でまず、交付税のお尋ねでございますが、57年度の地方交付税の決算額は、普通交付税につきましては41億7,100万円ということで、前年度比5.8%のアップ、増額が見込まれた次第でございますが、58年度普通地方交付税は大きくダウンいたしまして37億4,200万

円、これは10%のダウンということでございます。

交付税の計算につきましてはすでに御案内のとおり、あらゆる経常的な行政費並びに投資的な行政経費を網羅いたしまして、標準的な行政経費のあるべき姿をいわゆる基準財政需要額ということと計算をいたしまして、その団体に収入いたすであろうと見込まれる税収入、ほとんどは税収入でございますが、標準税収入を計算し、これを基準財政収入額ということと、すべての交付税に算入される収入が計算されるわけですが、これの収支の状況を勘案して、不足する額について交付税が交付されるという仕組みになってございます。御案内のとおりでございます。

59年度の見込みでございますが、つい先ほど59年度交付税の算定が終了いたしました。普通交付税が34億8,800万円ということと、前年度に引き続きダウンということになっている次第でございます。これらについては、算入の方法等いろいろ議論もございますが、算定の方法の変更等、地方の実態に合致するような算定方法、人口、面積の問題、学校の児童生徒の問題など、いろんな行政経費を数値を用いて算定いたしますが、本市の実態に合うような要望も重ね重ね努めているところでございます。今後も引き続き算定方法の変更等について要望もいたしていく所存でございます。地方交付税の普通交付税並びに特別交付税の増額に向けて、みずから襟を正して経常経費の削減に努めながら、経常経費の財源捻出に努めてまいりたいと考えております。

以上が交付税でございます。

2番目の来年度の国の予算編成作業でございますが、すでに御案内のとおり、8月末から各省庁からの予算の要求が締め切れ現在、予算の査定が行われているという実態でございます。来年度の地方補助金一律10%カットということとすでに議論もされ、その方向に進んでいるという実態でございます。このまま予算が大蔵の手で年内に内定し、編成が終わりますと、本市にも大きな影響が及ぶということとでございます。現時点で試算いたしました場合、約1億9,000万円ないしは約2億円内外の補助金カットと相なる次第でございます。本市といたしましても、依存財源に多くを求める予算編成作業の過程において、今後、重大な問題としてとらえ、いろいろな工夫もしなければならぬと考えておりますが、全国市長会等の組織を通じまして、現段階においては、いろいろと国、府を通じての折衝も行っているという状況でございます。

それから、3番目のお尋ねの起債残高の問題でございます。58年度決算は、次の議会で御認定を仰ぐべく現在、作業を進めておる次第でございますが、58年度の決算見込み額における地方債、いわゆる起債の一般会計の残高と申しますのは、296億1,000万円でございます。

す。そのうち議員さんがお尋ねの同和と一般の比率でございますが、この一般と同和分の起債残高の分析につきましては、常々お答え申し上げておりますように、分析の方法にはいろいろ議論がございます。私ども財政当局で分析いたしておりますのは、いわゆる同和関連分ということで、特別交付税なり、その他財源獲得に向けての分析ということで御認識をいただいております。一般事業分としての残高は136億2,200万円で約46%、同和関連分を網羅いたしますと159億8,700万円、一般会計の起債残高の54%、これは学校施設等も含めての関連事業すべての残高ということで分析いたしました次第でございます。58年度末296億1,000万円と相なる次第でございます。

それから、この起債残高の市民1人当たりの借金の残高ということでございますが、これにつきましては、一般会計の残高を住民登録人口で計算いたしますと、人口1人当たり22万円の起債残高、これは単純に算定をしたものでございます。内容等につきましては、交付税算入等は別といたしまして計算をした場合にこの残高になるという次第でございます。

最後にお尋ねの元利償還の関係でございますが、58年度決算見込みの中で支出いたしました一般会計起債の元利償還金は33億8,500万円でございます。これも58年度決算書の中にすべて記載いたしております。元金と利子を含めまして、33億8,500万円という次第でございます。

以上、簡単でございますが、財政問題についてのお答えといたします。

- 19番(原 重樹君) 1つずつお願いしておきます。ちょっとお答えのなかった点を先にお伺いをいたしますが、最後の元利償還ですが、57年度はわかりますか。総額で結構です。
- 財務部長(麻生和義君) 57年度の元利償還金所要額は、すでに決算で御認定をいただいておりますが、28億8,300万円と相なっております。
- 19番(原 重樹君) 先ほど申し上げましたように、まず(1)のカットの問題ですが、交付税そのものは部長も言われてましたが、総額ですので単純に、ということはありませんが、実際57、58、59と減額されておりますし、それから、国の行政改革が行われ、次に地方ということで今回、言われてましたが、実際には、国の行革の中でも、特に医療問題なんかは、老人保健法を通じまして、相当国民に犠牲を強いているわけです。その上に地方の今回の補助金カットということなので、特に強調しておきたいのは、10%カットというのは、たとえば生活保護費あるいは保育所等もそうでしょうけれども、8割が国がみる補助金ということで、その10%カットですから8%が地方にくることになります。そうすると、地方は20%もってたわけですから、10%どころかその4割増という、比率でいえば28%になるわけです。特に保育所とか、ここあたりはいまでは超過負担をしているわけですから、実際にこうい

うことが起これば、即保育料にはね返るとかが非常に危くされるわけです。特に多い生活保護問題でも、たとえばこの金額が2億とおっしゃいましたが、非常に影響が大きいと思います。いわゆる生活保護自体が非常に受けにくくなる可能性が非常に強い、これをされるとね。地方自治体そのものも困るが、住民からすればね。だから、市民に直接はね返ってくる問題だと思っ

りんです。しかも、これは市長に再度お聞きしたいんですが、こういうことが実際にやられたら、市としても大変だと思っ

りんですよ。市長もその辺はよくわかってると思っ

りんです。もちろん、市民も大変ですが、このことは明瞭にわかっていると思っ

ります。国の言う臨調行革路線だと思っ

ます。その意味では以前、この行政改革ということでお伺いをしたことがあると思っ

ますが、その点でもう1度、臨調行革路線全体を含めて今回の補助金カットに対しては、先ほど市長会等

を通じて、というお話もありましたが、その辺での市長の考え方も1回伺っておきたいと思っ

りんです。

それから、当市の財政問題につきましては、ちょっと聞き漏らした点を含めましてもう1度お答えを願っ

たいんですが、58年度の起債残高の296億1,000万円のうちの同和分158億8,700万円ということですが、このうち10条指定分はどのくらいか。

それから、元利償還で言いますと、58年度でお答え願ったので58年度見込みの内訳で結構ですが、ちょっと細かくお答え願っ

たいが、同和関連分のうち10条指定分、それから、教育施設建設事業等を含め地方交付税に算入される分、それから、国、府の特定財源の補助金など

と、一般財源の中身についてちょっと明らかにしていただきたいと思っ

りんです。

ついでに、そういった数字と同時に、起債残高もそうですが、元利償還についても57、58、59と聞いたのは、大体の方向を知りたかったためですが、実際には増加していると思っ

りますが、今後の見通しについてお伺いをしておきたいと思っ

ります。

○ 財務部長（麻生和義君） 再質問について引き続きお答え申し上げます。

御指摘のように、行革は、大きなうねりとなって地方にはね返ってきておりまして、先ほど申し上げましたように、本市におきましても、財源の多くを依存財源に求めているという特有の財政体質からして、非常に厳しい、現時点でも厳しいのに、なお厳しくなるということは予測しておるところでございます。常々、経常経費の節減に努め、限られた財源の中で効率的な財政支出に対応できるよう、引き続きこん身の努力をしまっ

りたいと考えております。国の押しつけというか、追随ということに結果的にはなろうと思っ

りますが、その議論は別といたしましても、本市の財政運営のあるべき姿をいま1度原点に立ち返り、経費の見直し等を図りながら健全な財政運営に努めてまっ

りたいと考えておる次第でございます。

58年度の起債残高の10条指定分というお尋ねでございますが、いわゆる旧法の10条、新法の5条ということで御理解願いたいと存じますが、これについてお答え申し上げますが、先ほど58年度の元利償還の所要額が、たしか同和分16億2,800万円とお答え申し上げたかと存じますが、うち旧の10条、新法の5条関係では1億8,327万4,000円が交付税に算入されているという次第でございます。

加えて交付税の算入並びに公債費の補助金のお尋ねでございますが、いわゆる交付税算入の分析につきましては御案内のとおり、各項目に他の経費等を含めて算入いたしておりますので、分析には膨大な作業をしなければならないということで、現時点では、国、府の公債費補助金ということで御了承願いたいでございます。58年度の場合、5億8,993万1,000円を決算見込みの中で収入いたしております。うち一般分が1億7,477万3,000円、別途同和分が4億1,415万8,000円の国、府からの補助があるということでございます。加えまして、先ほど申し上げたように、5億8,993万1,000円の補助が収入されたという次第でございます。5条指定分を差し引きまして、全体として元利償還交付税等として収入したものが26億4,800万円、うち同和分10億6,600万円、一般分が15億8,190万円という次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 財政についての基本的にお尋ねですので、市長よりお答えさせていただきますと存じます。

細部は、財務部長がお答えしたとおりでございます。行政改革についての所感とお尋ねだと存じます。以前にも申し上げましたけれども、国も100兆を越す赤字借金でニッチもサッチもいかないということで臨調が設置され、行政改革を推進されておられるわけでございますが、本市といたしましても、昭和54年度には14億数千万円に上る赤字を抱え、議会の皆様方、市民皆様の御支援と絶大なる御協力のおかげをもちまして今日に至りました。おかげで57年度より黒字基調になってきつつあります。これも皆様方のおかげだと感謝いたしているわけでございます。行財政改革につきましては、国よりも一足先でございます。

国の行革という嵐の中、地方交付税の算入にはいろいろの基準がございます。現実には、57、58年度と削減されつつあり、あるいはこうした地方に対する一律補助金の10%カットという大蔵の方針が示されての予算編成になってきているわけでございます。こういう厳しい面がございます。このまま実施されますと、本市の財政には、2億前後の影響を与えるわけでございます。100兆を越す国家財政の赤字の中で行政改革を行うのは当然のことだと思います。

国は国なりに置かれている立場は、地方自治体としても拝察しているわけでございます。うちはうちなりの行政改革をやってきて、これはお互い様でございます。国も膨大な借金を抱えど
うするのかという中で、行財政改革が行われて当然のことだと、地方自治体の長として理解は
いたしておるわけでございます。

ただ、いま議員さんが御指摘のように、行政改革の名のもとで、単純にこのしわ寄せの肩替
り、国が苦しいからといって地方自治体に転嫁されるのは困るとというのが私たちの考え方でご
ざいます。国家の中の1和泉市でございます。国の方針というものは、地方自治体の長として
理解しなければならない立場でございますが、地方分権の立場もでございます。その意味合いの
中では、やはり国に協力すべきは協力する。行財政改革は、お互いに国も地方もやっていかな
くちゃならないという考え方は同じでございますが、単純に国がしんどいからこれだけカット
する、あるいは地方自治体に即転嫁してしわ寄せするということについては、そういう能のな
い行財政改革は困るとというのが私たちの立場であるわけです。

いま、大阪府市長会あるいは全国市長会を通じまして国に単純に転嫁するような行財政改革、
特に補助金の10%カットとなれば、生活保護費を例にとりますと、本市にも1億数千万円の
しわ寄せがくるわけでございますが。支給率が決まっているので、国の補助金が削減されれば、
その分だけ単純に地方自治体が持たなくてはならないので、こういうことは困るといって、猛烈
に政府に対して折衝に入っている実情でございます。行革の名のもとに単純に地方に転嫁する
のは何事だと、市長会挙げて強気に運動しております。市長は行革をどう考えるか、につきま
しては、行革はやって当然のことだというのが基本的な理念ですが、行革の名で単純に地方に
転嫁するような安易なことは困る。もっと能のある行革をやってもらわなければ困るとい
うのが私たちの立場でございます。これは率直に申し上げておきたいと思っております。

- 19番(原 重樹君) 時間の関係もありますので、いまの市長の答弁に対しては意見だけ
申し上げておきます。

全体として地方6団体を含めまして、この補助金問題につきましては、反対も含めて動いて
いることは、私自身もよく知ってるわけですが、いま、いわゆる行革の名のもとで、実際に地
方自治体そのものに単純にしわ寄せされるのは困るといふふうに言われておりますけれども、
それが果たしてどこまで買けるかが問題やと思っております。というのは、今度の行政改革で地方
の行革が進まないのは、ということの中で、地方自治体は臨調行革そのものの総論には賛成し
ても、自分の利害にかかわる各論については反対に回る。だから行革が進まないのだ、と明確
に言われているわけです。私は、これが決しているとは思っておりませんが、そういうことま
で言って推し進めてきている内容だけに、それはそれなりに強い態度で臨んでいかなければだ

めだと思っております。

意見だけにしておきますが、特にその上で考えていただきたいのは、市民に与える影響なんです。当然のことですが、いままで実際にやってきた内容を見ますと、たとえば最初に申し上げましたけれども、老人保健法1つをとってもそうでしょう。確かに老人保健法の導入によって国保財政は何がしか助かっていると思いますが、しかし、国や地方の財政は助かっても、その分お年寄りを抱えた家族に犠牲をかぶせているから、助かったことにはならない。その辺では、住民犠牲によってこれがされておるわけですから、その点を十分に考えていただきたい。

特に市長は、昭和56年の第3回定例会だったと思いますが、行革とは何だ、という質問に答えまして、財政3カ年計画という当市のやり方を引用しまして、これがいわゆる和泉市独自の行革なんだ、と言いました。この財政3カ年計画の評価はいろいろあると思いますが、われわれといたしましては、市民本位でない、市民に負担をかけて行ったものだと思っております。こういうことでは困るんだということをひとつ改めて申し上げておきたいと思っております。

それから、起債問題の今後の見通しにつきまして、もう1度市長なり助役さんからお答えしていただきたいんですが、たとえば先ほどの元利償還が58年度で33億8,500万円のうちの一般財源分26億4,800万円あるということで、非常に一般財源から出ていく金が多い。この点では、今後、この元利償還がどうなっていくかが非常に不安になってくるが、その点での今後の方向あるいは決意も含めましてお聞きして、財政問題については終わっておきたいと思っております。

- 財務部長（麻生和義君） 一般財源についてのお尋ねでございますが、59年度、本年度でございますが、国、府の補助金を差し引きまして、元利償還に要する一般財源、税等の額は26億2,800万円、前年度より若干ですが、減額してございます。

- 19番（原 重樹君） 意見だけ。

26億2,800万円、約2,000万円ほどですか、少なくなってます。こういうふうにいけばいいが、元利償還の話は、いわゆる後年度に負担がかかってきている問題ですから、たまたまそういう年もあると思っております。しかし、大きな流れとして、やはりどうなっていくかが非常に問題だと思っております。後に同和関連の質問もしますが、その辺では、同和関連の残事業問題もあるでしょうから、そういうことを考えれば不安材料が多いと思っております。だからこそ、先ほど市長が行政改革問題で答えられました、私は、和泉市の行革でまず第1にやらなければならないことは同和行政の見直しだと思っております。その辺の考えを十分お聞きいただき、これに対処していただくことを強く意見として申し上げ、時間の都合もありますので、次の質問の答弁をお願いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 続きまして、2点目の同和行政にかかわる御質問にお答え申し上げます。

まず、数字の問題ですが、58年度末までの総事業費と、関連いたしまして財源内訳でございます。御承知のとおり、旧法が3年延長され、現在の地対法の新法になっておりますが、本市の場合、特に建設事業、ハードな面で申し上げますと、本格的に改良事業が大きく取り上げられましたのは48年以降でございます。そういうことがございまして、事業の進捗等についても、あるいはまた、その間、特に教育の施設充実あるいはやはり子供たちの保育をしていくことも含めまして、保育所の充実等々が先行してまいりました。そういうことで主な事業といたしましては、58年度末までに地域の改良に伴う事業が事業費ベースで概算280億円、それから、道路、公園、下水道などいわゆる関連の施設整備で……。

○ 19番（原 重樹君） 時間がないので、簡単に総額で結構です。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 総額で申し上げますと、463億2,900万円でございます。

財源内訳は、国庫補助金が35.7%、165億5,800万円、府の補助金が19.4%、89億7,800万円、地方債が36.2%、167億5,600万円、うち旧の10条、新法の5条指定債として位置づけられておりますのが約14%に相当いたします。なお、大阪府の貸付金として30億7,800万円、6.6%、これの元利償還に必要な経費の80%が、当該年度で府から補助金として交付されます。残り9億6,400万円、2.1%が一般財源相当分でございます。

それから、59年度以降の事業でございますが、現在の計画で推定いたしますと約239億3,900万円、約240億ですが、その財源見込みですが、国庫補助金が127億3,800万円、53.2%、府補助が38億3,500万円、1.6%、地方債が、5条指定債等の充当額がこのうちの約30%以上になると思っておりますが70億5,100万円、29.4%、府の貸付金は総体的に1億1,000万円、0.5%、一般財源相当額が、現在の事業費ベースから計算いたしますと2億500万円、0.9%、かようになって見込みでございます。

続きまして、特にその中で大きな改良事業の進捗状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、事業費ベースで約280億ですが、住宅の建設戸数では1,156戸、全体計画の70.4%。しかし、特に関連する道路の整備が、いろいろと買収等の条件整備等も関連して大変おくれてございまして、築造が進んでおりますのはまだ約30%でございます。今後の残事業の中でも、特に改良事業が大きいウェイトを持っておりますが、先ほど申し上げました約240億円のうちの約170億円が、環境改善の必要な改良事業としてやってまいらなければいけない、かように考えます。

特にその中で住宅建設はもちろんのことでございますが、不良住宅等のいわゆる環境改善の目的達成のために必要な除却戸数がまだ1,000戸近く残っておりますので、今後の事業の見直しについても、住宅建設はもとよりですが、一刻も早く不良住宅の買収除却をさせていただき、環境のいい住宅の提供をしていかなければならない、かように肝に銘じております。今後の方針も含めてですが、特に活性ある町づくりという見地からも、地区内の持ち家対策の推進に重点を置いていく必要があると認識いたしております。

次に、個人給付的事业の所得制限等に関するお尋ねでございますが、本年度、大阪府の同和対策審議会からいろんな答申が知事に対して出されました。その中に個人給付的事业につきましてもその性格によって、たとえば老人対策あるいは生活保障対策等々、社会的弱者の方々に対する給付的事业あるいはまた、技能習得を含めまして、今後の自立促進のための助成的な個人給付的事业、そういうことを十分に分析をしながら、ひとつは償還、返していただく貸し付けという考え方も議論されていると聞いております。しかし、短絡的に所得制限等々と結びつけることにはなりにくいと思いますが、やはりひとつは、地域住民の生活の再建あるいは安定という形での施策、それから、いわゆる個人給付的な生活保障としての社会的に弱い立場にある人々に対する個人給付的な性格は違うということを含め、今後、学者グループを中心として、同対策の中の総合部会で検討されていくと聞いております。和泉市といたしましても、これは府下統一の個人給付的事业の性格でございますので、それらの結論を持ちながら、地域住民の方々と十分話し合いを進めてまいりたいと思います。

それから、要求者組合のキャンパ、また、市の行政的な責任のかかわり合いについて申し上げますが、御承知のとおり、要求者組合と申しますのは、過去の運動の中でいわゆる融和主義に陥らないということを含め、昭和40年代後半に1つの運動の基本的な方針として、現在の府同促方式に通じたものがございまして、いわゆる個人給付的事业にかかわるなにかわが和裁の和解条件にもございまして、要求者組合は、あくまでも地域住民の自立促進のための効果的行政を確保していくための民主的な組織でございます。行政として積極的に関与する考え方はございません。したがって、お尋ねのキャンパについても、いわゆる民主的な議論の中で決定され、実施されていると考えております。そういうことで、われわれといたしましても、住民の方々のこういう組織活動等についても今後、十分重要視してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) 一つずついけばいいんですが、時間の関係もありますので、この残事業の問題につきましては意見だけ言うときですが、実際は、いままでの答弁等を聞きまして、第1は、対対法の期限内の昭和60年度末までに完了させることが大前提となる。それには1

つは、この15年間を見直さないがんに、実際和泉市の場合は、その見直しが無いわけです。改良住宅にしても、結局は数をこなすんだという話になっている。数をこなすだけでなく、これは環境改善の町づくりでやっているのですから、いまのやり方では、町づくりにならないと思う。数をこなすだけで、あと2年半でどれだけをどうするというだけの話ですわね。しかし、本当の町づくりを考えていけば、幸校区の編成問題などは起こってないと思う。そういう傾向が出てきた時点で、何らかの変更があって当然だと思います。実際に問題が出て校区を変更してやっていくことになったが、それがいいあらわれです。だから、いまの時期に本当に15年間の見直しをしていくことが必要じゃないかと思うんです。

それから、同和施策の問題につきましても、本来、基本であるべき格差是正という問題が、実際には肥大化しているのが現状じゃないかと思います。たとえば所得制限問題のことで答弁がありました。短絡的にそうはならないというが、私に言わせれば、短絡的にいまのままに放っとくのかとなる。言葉の上では、弱い立場の人を考慮、と言いますが、私は、何も弱い立場の人を切れ、と言っているのではない。所得制限とは、強い立場の人にまでやる必要はないということです。その辺をはき違えてほしくないということです。しかも、数字上でいろいろ伺いましたが、個人給付の運営費等を含めまして、これは聞けなかったが、実際には、非常に多くの一般財源を使っていると思うんですよ。時間があればはっきりさせればいいんですが、先ほどの行革の話ではないが、見直していくことがどうしても必要だと思うんです。

もう1つ、きょうははっきり答弁願いたいのですが、要求者組合とはどんな組織か、ということです。この本会議の席上でも、それに加入せよ、ということが給付の条件にされているわけです。加入させる気がなければ、そんなことを言わなくていいと思う。現状からすれば関与しているんじゃないかと思いますが、その辺の見解を伺っておきたい。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 私が先ほど御答弁申し上げましたのは、運営に対する関与の問題ですが、いわゆる個人給付施策の請求申請に当たりましては、府同促としての推薦権がございます。その中に要求者組合に加入していただき、自立促進のための活動を皆さんと一緒にやっていただくという1つの推薦基準でございまして、行政はそれを承認しているということです。したがって、その辺で御理解をお願いしたいと思います。

○ 19番（原 重樹君） 要求者組合につきまして、1つ具体的なことでお答えを願いたいと思います。

私は正直言って、全くの自主的な組織なら結構だと思うんですよ、1運動団体ですからね。しかし、実際にはそうになってないのが現状です。要求者組合がやっていることにつきまして、具体的な問題で伺っておきたいのは、このピラの件なんです。これは老人解放を目指す会、障

害解放を目指す会、生活保障要求組合の3組合が合同で出しているビラです。合同全体集会の開催ということで、組合員各位には日夜の活動ご苦労さんです。市議員選挙も去る9月2日に告示をすませ、最後の追い込みに入りました。つきましては、下記の日程により老人、障害者、生保の3組合の合同全体集会を開きますので、ぜひご出席されるようお願いいたします。組織内候補視野の必勝に向けて一、こう書いてある。その下に、なお集会当日、敬老祝金の支給通知書を渡します、というビラなんですよ。要求者組合でこういうことが行われているわけです。それも選挙戦の中でね。先ほど、これは民主的な組織と言われましたが、非常にはき違えていると思う。これは1つの具体的な内容ですが、どう対処するのか、ちょっとお聞かせを願っておきたいと思います。

- 同和对策部長（橋本昭夫君） ただいま御指摘のビラでございますが、呼びかけの通知だと思えます。先ほど申し上げましたように、やはりその組合の運営につきましては、組合の民主的な合意によりまして、運動なり要求なり、あるいはさまざまな条件整備の要求が出てまいると理解いたしております。したがって、おっしゃっておりますビラにつきましては、民主的な呼びかけの範ちゅうに入るんじゃないかと考えております。確かに老人祝金の通知だと思えます。これに関連させる一定の見解は私もございますが、要求者組合の活動につきましては、ある歯どめと申しますか、民主的で自由な活動には関与しにくいと存じます。

- 19番（原 重樹君） 確かに一定の見解と言われますが、これも非常に重要だと思っております。逆に行かんかったらもらえないのか、となります。

もう1つの見解の違うところは、独自でやってるから、市としてどうもこうもならんのか、と言いますが、選挙で特定の候補者に対して運動をする団体に入らなければ、あなた方には公金を支給しないということの意味する。だから、自主的にやっているということだけではすまされない問題じゃないかと思う。思想信条の自由は憲法で保障されてるんです。市長はよく法治国家と言われますが、選挙戦でこういうことがやられていいのかどうか。私は、市としての何らかの見解を持たなくてはあかんと思いますが、市長なり助役さんからはっきりとしたお答えをお願いしたい。勝手にやってええんや、と言うんならそれでも結構ですが、はっきりしてください。

- 議長（柳瀬美樹君） 市長答弁。

- 市長（池田忠雄君） 原議員さんからの要求者組合に関連してのお尋ねでございますが、基本的には、同対部長がお答えいたしましたような見解でございます。自主的な1つの部落解放に向けての中での要求者組合組織であるわけでございます。いろいろな諸活動があろう、このように存じます。ただ、府同促の中での要求者組合に加入云々という条件との関連性で、原議

員さんがお尋ねになっているのではないかと存じます。それにつきましては、先ほど同対部長がお答えいたしましたとおり、府下統一の中、いわゆる基本的には府同促方式という中で、個人給付の問題について対応していくという1つの要件の問題でございます。それと、組織の自主的な運営というものについては、これはまたおのずから違い面があるのではないかと、このようにも存するわけでございます。ただ、いま初めてお聞きをする実態もでございます。ピラその他は、私もお目にかかったことはございませんが、十分そうした実態についてはよく検討させていただきたい、このように存じます。

- 19番(原 重樹君) ちょっと時間の点で御協力を願います。はっきりお聞きをしておきたいのは、この通知書については見解もあるとおっしゃいましたが、その点では、調査して報告をくれるのかどうか、その点だけ。いまの市長の答弁も含めてね。
- 同和対策部長(橋本昭夫君) 実態を把握した上で、私どもの見解というものをまとめてまいりたいと思います。
- 19番(原 重樹君) このピラについては今後、その内容を見て質問をさせていただきます。私は、要求者組合が全くの自主的な1運動団体であれば別に問題はないと思うんです。ただし、実際には、いわゆる給付金等で条件づけているわけですから、市長初め理事者がこの本会議ではっきり言っているのですから、知らぬ存ぜぬではすまされない。どこが間違っているか、そういう条件づけていることが間違っているんです。もちろん、現状も間違っていると思いますが、その辺の根本的な同和行政全体の問題ですから、十分よく考えていただきたいと思います。これを容認することになれば、市行政が思想信条の自由をも犯すような団体に加入しなさい、と言うのと一緒ですから、その点では、はっきりした対処をお願いしておきます。

次に、町づくりの問題について、簡単に結構ですから答弁を願います。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 中央丘陵関係につきましてお答え申し上げます。

御存知のように、7月末に大阪府の都市計画審議会におきまして、和泉中央丘陵に関しまして8項目ほどの議を経まして大臣の認可をいただき、10月8日付けをもって大阪府公報で告示されております。これに基づきまして同都市計画法の手続でございますが、都市整備公団におきましては、新住宅市街地開発事業の大臣承認の手続を現在、行っております。本年12月には、事業承認が得られるのではないかと考えております。

来年になりますと、この事業承認を受けまして、今度は新住法の手続でございますが、施行計画というものを大臣に届け出まして、60年度後半には、いわゆる調整池とか工事用の進入路の工事に着手できるのではないかと考えております。非常に荒っぽい説明でございますが、

主な日程でございます。

それから、財政計画の問題でございますが、過去2年ほど事務段階で試算を行っておりますが、現時点での見解と申しますのは変わっておりません。ただ、的確な財政計画を立てる場合には、宅地の処分価格というものが基礎になりますので、近い将来、ある程度宅地の処分価格が把握できた段階で再度、検討を加えてまいりたいと考えます。

それから、処分できる面積の問題でございますが、中央丘陵の計画概要の中で、土地利用計画ということで面積をお示しておりますが、この中で一応、教育施設等の公益施設を除きまして、住宅といたしましては169.3ヘクタール、それからシビックセンターとして12.2ヘクタール、それからサービス・インナー・ストリートとして16.19ヘクタール、合計いたしまして197.69ヘクタール、53.42%程度がいわゆる一般的な処分対象になるのではないかと考えております。

それから、前回の議会でも申し上げましたが、いわゆる利子の問題等でございますが、確かにかなりの利子が計上されております。しかし、公団の見解といたしましては、この概算につきましても、かなり余裕のある数値を書いておりますと聞いております。中央丘陵の整備事業につきましても、和泉市の総合計画の一環として基本構想を実現する観点もございまして、今後とも大幅な計画の変更はないというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) 1点だけ確かめて、後意見で終わっておきます。

買収と今後の日程の関係でいくと、全部が一定の地域の買収が終わっているわけではないと思いますので、虫食いという表現がいいのかどうかわかりませんが、そんな状態で残っているところもあると思います。今後、工事に入る場合に問題になると思いますが、その辺の見通しについてどう考えておられますか。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 御承知のとおり、現在は3地区に分かれております。面の買収は現在、90%程度達成しております。面の買収につきましては、われわれの目標といたしましては、59年度内に大筋は完了したいという計画でございます。また、新住法の計画決定の中に含まれてございますが、泉州山手線の唐国区間あるいは石尾の万町区間といったところにつきましては現在、測量をやっておりまして、その後に地元との協議、来年度夏以降には用地買収に着手したいという計画でございます。

- 19番(原 重樹君) 意見だけにしておきます。

財政問題の見解は変わっていないと言われましたが、処分価格等が出たときのことで、処分価格がどの程度出るか知りませんが、実際に売れるのが53%程度で3,400億円、いま

の計算だと、110万坪ですから坪60万円近くになる。こういう数字が出るかどうか知りませんが、単純に計算してそうなります。坪当たり60万円の土地が果たして売れるかどうか、非常に心配なんです。

もう1つは、千里ニュータウン開発のときの聞いた話ですが、吹田市では、当初の段階でどういことが言われたかという、市が持ち出しをしなくてはならないような開発やったらうちはいらんのや、ということです。いわゆる釘を刺して出発した。そういうことからすれば、出発点から和泉市の場合は違いますから、財政問題は相当綿密に計算しておかないと、後に大変な目に遭うと思う。特に大規模開発は、実際の買収あるいは造成するとき、地価も建設費もうんと安くて、そして分譲する時点では、インフレで比較的金利等も含めて売れて成功していた。

ところが、いまは情勢が全然違う。これは参考例ですが、金利問題では38.8%、約4割近く、先ほどの部長の答弁では、余裕のあるものだとされておりませんが、千里では全体の10.7%、泉北は19.0%です。これは結果なんです。ところが、いまうちのやっているのは予想です。予想を下回るとは余りないと思う。その意味から言わせて、先ほどの坪単価が60万円になるか知りませんが、単純計算ではそうなってくる。計画の変更はない、と言われましたが、例を出しますと、泉北ニュータウンでは、たとえば1976年の分では、平方メートル単価が最初の計画では5万5,700円、それが途中で変更して8万6,700円になりました。もう1回変更されて13万5,600円、このように非常に当初計画よりもだんだん社会情勢に伴って変更していっています。和泉市の中央丘陵では、いまの計画ですんなりいくのかどうか、大変危くせざるを得ない。その辺を十分考えていただきたい。これは公団が入っているから宅地までいきたいと思います、その後ですよ、問題は。果たして売れるのかどうか。

たとえば千葉のニュータウンでは、まだほかにもたくさんありますが、宅地ができて結局売れずペンペン草が生えている。そうならば放っとくのか、あるいは大幅な計画変更をするのか、あるいは新聞の紹介をしましたが、民間に身売りをするのか、そんな事態にもなりかねないと指摘しておきます。「バラ色の計画です」と言うだけではなく、いまの厳しい情勢の中では、和泉市が財政部門も含めてきっちり計算して対応しなければいけない。実際、失敗する可能性の方が大きいんじゃないかと強く指摘しておきたいと思います。

以上で終わっておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、6番・藤原正通君。

（藤原正通君登壇）

○ 6番（藤原正通君） 通告順にしたがって質問要旨を述べさせていただきます。

1番目に、心身障害者の福祉についてお尋ねをいたします。他市に比べて和泉市の心身障害者福祉が立ち遅れているので充実してほしい旨の要望があります。和泉市内に心身障害者共同作業所がないため、他市まで行かねばならないので、和泉市につくってほしい。心身障害者（児）が生活するためには、他の人々の介添が必要である。親が元気なときはいいが、親なき後、この子供たちが安心して保護されるような施設がほしい。交通事故や脳卒中で倒れた患者が退院後、機能回復のリハビリを気楽にできる場所が近くにほしい等々の切なる要望があります。

そこで、心身障害者の状況やニーズに合った地域福祉対策が必要であると思う。従来ともすれば、身体障害者に対する社会一般の理解、認識、態度は、社会的弱者として非生産的な存在として、あるいは慈善救済の対象としてとられがちであったが、身体障害者対策も年々拡充されてきていると思うが、社会福祉全体の流れが施策福祉から地域福祉へ、収容福祉から在宅福祉へ変化しつつあるが、新たな変革への対策が立ち遅れており、早急にきめ細かい福祉対策を講ずる必要があると思います。いま、健在者であっても、交通事故や脳卒中で倒れたことにより障害者になりかねない現実であります。障害者も1人の人間として人格の尊厳性を回復する可能性を有する存在であり、障害者の自立または自立への志向の努力は、社会全体の発展に寄与するものであるはずである。

その時点に立って、リハビリテーションの基本的理念を踏まえて、身体障害者福祉対策の体系的見直しが必要である。身体障害者が可能な限り、地域や家庭で自立、生活ができるように条件整備を図る必要がある。単に保護、介護すべき客体として処遇するよう施策を再検討する必要がある。身体障害者が社会的に不利にならぬための関連諸施策を具体化する必要がある。身体障害者のニーズが、ライフサイクルに沿って充足できるよう施策を立てる必要がある。和泉市においても、心身障害者専門の課を設立してはどうか。山手地域の市民のためにサンライフの1室でもリハビリのできる、また、身体障害者（児）を持つ親子の触れ合い、健康のための場としてつくってみてはどうか。また、近く建設が予定されているコミュニティセンターの1室でも障害者のための部屋を、と思うが、いかがお考えか。和泉市も障害者福祉都市を宣言するいま、前向きな御答弁をお願いいたします。

2番目に、南海岸和田線に伴う小田地域の問題点についてお尋ねいたします。現在、土地の買収に入っておるようにお聞きいたしておりますが、進行状態はどのようなか。多くの小田住民の人々が、道路ができたときには現在、バスが1本も通っていない小田地域にもバスが運行できることを望んでいるが、現状では、バスの運行は不可能ではないか。南海岸和田線ができて

も、小田からの進入はできない現状であるが、この点、都市計画をどのように考えておられるか。

地元の町会とも話し合いがなされていると思いますが、単にこのような問題は小田地域だけに限らず、和泉市も中央丘陵の開発や空港関連の主要道路の計画がなされている以上、各町会や地域住民からの要望が多々提出されてくるものと思うが、常に住んでよかった和泉市、新旧のバランスのとれた町づくりを目指し、モットーにされている池田市政におかれましては、どのようにしてこれら各町の要望を満たし、旧村の発展のための助言、指導をなされていかれる所存なのか、具体的に御答弁をお願いいたします。

3番目には、防犯灯光熱費の問題についてお尋ねいたします。7月議会でも提案いたしましたが、その後どうなったのか。各町会とも御相談して考えていく、との答弁でありましたが、依然として住民の方々からの要望がありますので、半額負担が無理なら、せめて町内以外の道路については市が全面負担し、市民の痴漢、引ったくり等の不安解消に努めるべきであると思うが、前向きのお答えをお願いいたします。

以上、自席での再質問を留保いたしまして、質問を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） それでは、第1点の心身障害者福祉について、市民部の方からお答え申し上げたいと思います。

ただいま先生が御指摘のとおり、障害者福祉に対する現在の考え方というのは、従来の障害者を収容し隔離するということから、障害者も地域とともに、ということで、在宅、地域福祉の充実という方向に変わってきておりますし、今後もこの方向を目指して、さらにきめ細かい対策を行っていく必要があるだろうと思っております。本年度と来年度の2カ年にわたります障害者福祉都市の事業の中におきましても、特に市民の皆様方の御協力をいただき、こういう方向で取り組んでまいりたいと考えておる次第でございます。

具体的な御質問の答弁といたしまして、まず、共同作業所の設置でございますが、当市は昭和53年6月、手をつなぐ親の会が、多目的ミニセンターとして個人所有の倉庫を利用して共同作業所を始めておったわけです。それが昭和56年度、国際障害者年に親の会の要望を受け、市でプレハブを提供し、また、それに対する運営補助を行っておりましたが、どうしても無認可施設であるため運営が非常に困難であるということで、これを充実させるため、当時の手をつなぐ親の会の会長さんが自分の土地を提供し、国、府の補助を受け、また、市も補助を行って、社会福祉法人である和泉授産所を本年4月に開所したわけでございます。

ただ、これについては高石市の飛び地ということでして、厳密には和泉市にはないというこ

とてでございますが、現在、そこには当市からも14名の障害児を通所させ、それぞれ授産事業をやらせております。運営については、社会福祉法人の理事会が行っており、来年春の養護学校の卒業予定者からもその施設へ入所を希望される方については、極力希望に沿えるよう対処してまいる所存でございます。しかし、今後とも養護学校の卒業生が増加する中では、この和泉授産センターだけではどうしても対処できないという点では、われわれも認識しておりますし、現にそういう保護者の方から新たな要求も出されておりますので、われわれといたしましても、新たな作業所の設置の必要性については十分認識しておりますので、今後、十分検討してまいりたいというぐあいに考えております。

2点目の心身障害児の親なき後の対策でございますが、不幸にして障害者の親がなくなった後の対策としては、できることならば兄弟等でお世話していただければ、と考えておりますが、それでも困難な場合には、いろんな施設への入所というぐあいになるかと思っております。当市でも現在、金剛コロニー1名、砂川厚生センターに5名、伯太町にある太平洋学園に8名など合計36名の方を入所させております。今後も保護者よりの御相談があれば実情を十分に聞かせていただき、可能な対策を導き出してまいりたいと考えております。

それから3点目に、いわゆる障害者の機能回復訓練、リハビリ施設の問題でございますが、リハビリ施設の必要性については、以前からもたびたび要望をいただいております。しかし、この施設だけを単独に建設することは、いまの補助金等の中では困難になってきているわけです。したがって、前にも答弁させていただいておりますが、福祉会館の中でこの機能回復訓練室、いわゆるリハビリ施設の設置を義務づけられておりますので、われわれとしても、この中で取り入れていくべきであるという考えを持っておりますので、いましばらく御猶予くださるようお願いいたします。

以上でございます。

- 6番(藤原正通君) おっしゃることはよくわかるんですが、高石市にでき、法人化されたところに障害児を通わせている親の方から、大変そのことによって障害を持つ子供ですので、作業の能率が上がりかねる、その分の補いと申しますか、その面を親に負担をかけてこられて大変困っているというようなことを言うてきておられるのですが、そういうことはございませんか。
- 市民部次長兼福祉事務所長(中川鉄也君) 直接、障害児を持つ親ですから、いろいろ行事等の中ではお願いをしていると思いますが、義務づけはしていないと聞いております。
- 6番(藤原正通君) 十分にそういうことのないよう、市の方からも御指導をしていただきたいと思っております。

それと、リハビリの件ですが、お金がかかることはよくわかりますが、住民の要望でサンライフができ、8月1日から開所しているんですが、非常に利用度が少ないという実態があります。せめて遊んでいる部屋があったら、山手地域の障害を持つ人らがリハビリができるようなことをしてもらえんかということもあるんですが、これも無理ですか。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 現在のところ、サンライフは市に所属しておりませんので、1度サンライフの実際の管理部門とも十分相談させていただきたいと思います。
- 6番（藤原正通君） いま、福祉会館の中で、とおっしゃってますが、現在、建つという計画はありませんでしょう。先に延びていくわけでしょう。だから、和泉市が障害者福祉の宣言の議案を出しているこの議会で、何らかの形でしてもらっておかなくては、私たちは取り残されていくんじゃないかという切なる要望でいろんなことを申されているんです。今後、厳しいことはわかりますが、極端に言えば、コミュニティもそんな目的ではないから、と言ってしまうおしまいなんです。独立したものをつくるには、やはり財政が伴いますので、たとい1室でもそういう地域の人たちが利用できるものを設けるという考え方は無理ですか。
- 市長（池田忠雄君） 心身障害者のリハビリ施設を早くどこかへ、というごもっともな御質問でございます。サンライフ和泉は御承知のとおり、労働省の中高齢労働者福祉センターという位置づけで、地域の方に広く使っていただくということでいま、御利用を広めつつあるわけでございます。設置の趣旨、目的はそういうことでございます。うちが委託を受けているという立場でございますので、その辺、空いてたらどこでもいいじゃないかということとはできない、行政とは窮屈なものですので、御理解いただきたいと存じます。

それから、リハビリということでの御質問でございますが、本議会でお願いをいたしますコミュニティセンターは、本年と来年の2カ年での実現でございます。その後、総合会館の第2次分として、実は福祉センターをと考えているわけでございます。しかし、それまでのつなぎと言っては何ですが、いま御案内のとおり、ヘルズ事業の一環として保健センターを建設しているわけですが、来春ごろにオープンされます。市民の健康の増進のために役立つメッカとしての位置づけになっております。その中で機能回復訓練室も設計として入っております。これはお年寄りを初め、いろいろな方々に御利用いただくことに相なっております。機能回復訓練室という、リハビリに通ずる施設でございます、この中に取りつてございます。この中で福祉あるいは産衛部のセクションを越えての課題ですが、やはり対応をさせていきたいと私も存じております。趣旨、目的とか、いろんなことがございますので、行政というのは不便なものです、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。この中では、機能回復訓練室も取つてございますので、リハビリ的な治療ができると存じております。その点ひとつ来春ごろには竣工いた

しますので、両セッションでよく協議させ、そうした利用についても考えていくようにいたしたいと存じます。

- 6番(藤原正通君) よくわかっているわけですが、この間も市の方でお尋ねしたら、いま、リハビリのできるところが身障会館にあるが、地域の方だけであって一般の方は無理と言われています。そういうことで現実の問題として、目的と違うものには無理なんだという角度で言われていますが、われわれは理解しても、一般の市民は、実際問題としてだれも勤労者会館を要望していないのに勝手に云々、という声さえ出てきているのは事実です。そういうことで一応、お尋ねさせていただいているわけなんです。目的と違うからということで、部屋を遊ばせておいても仕方がないという考え方ではなく、温みのあるお考えを持っていただいても、私は行政としてのいいんじゃないかと思うんです。

それと、お答えがなかったんですが、市民の方が役所に来られても、身体障害者の専門の課がございませんので、福祉のことをお尋ねしたときに、あっちこっちとたらい回しにされるケースがあるはずなんです。そういう点も含めて、やはり身障者の福祉を充実させていこうと思えば、岸和田市に行こうが、どこの市に行こうが、福祉施策を真剣に考えている市では独立した課があります。その点についてお答えがなかったんですが、どのようにお考えでしょうか。

- 市民部次長兼福祉事務所長(中川鉄也君) えらいすみません。障害者問題は、福祉だけではないという意味での御質問と思いますが、当面の窓口は、市民部の福祉事務所になっておりますので、そこへ来ていただき、どうしても保険年金あるいは教育委員会の方で対処する問題もございまして、いろいろあると思います。当面、障害者問題の窓口は、福祉課だと認識しておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 6番(藤原正通君) おっしゃる意味はよくわかるんです。私は、何もくどくどしつこく言うつもりはありません。しかし、私も質問をさせていただき以上は、現状を把握しなければできないと思ひまして、この間、市役所の福祉に電話を入れました。そういう詳しいことは保険年金課で伺ってほしいと言う。そこへ行くと、福祉の問題なのになぜ保険年金課へ言うてくるんですか、と言う。私がお尋ねしてもこういう現状です。こんなことでは市民サービスにはなりませんよ。

- 市民部長(松村吉堯君) 身体障害者問題につきまして、議員さんの直々のお尋ねですが、そういうことがあったことに深くおわびを申し上げたいと思います。先ほど次長がお答えいたしましたように、身体障害者の問題につきましては、私どもの福祉課で対処しておりますので、今後、かかることのないように十分職員にも周知してまいりたいと思いますので、御了解賜りたいと存じます。

- 6番(藤原正通君) 現段階では、そんな余分なものをつくらなくても十分対応できると考えておられるわけですか。
- 市民部長(松村吉堯君) お尋ねはリハビリの問題と思いますが、福祉課の福祉係の方でその問題に取り組んでいるのですが、いろんな組織の問題につきましては、担当の企画の方で御検討いただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、各職員は持ち場をしっかりと守るように指導監督、対処してまいりたいと存じます。
- 6番(藤原正通君) 念を押しておきますが、個人的なことは避けさせていただきますが、同じ市で窓口が変われば、身障者会館は別にその地域の方以外でも利用できますよ。病院の方からの何があれば利用してください、という答弁があったり、また、福祉の方に行けば、それはできません、となったり、そういう食い違った答弁があれば、一般市民の方は本当に苦慮されると思います。市民の方は、どれを信じていいかわからないと思いますので、決してそんなことのないように、福祉事務所という機関で老人から障害者まで一切やられるのじゃなく、身体障害者専門の、たとい2人でも3人でも張りついた形の課をつくられた方が柔軟性があるのではないかと。福祉の方も身体障害者関係も担当している詳しい人もおられましょうが、その人が留守のとき、他の職員ではわかりかねることが起こる。先ほど言ったような事態が起こり得るわけです。ひとつ前向きに検討されるお考えはありますか、その点、明確に頼みます。
- 市民部長(松村吉堯君) 御意見として承っておきまして、今後、十分検討してまいりたいと存じます。
- 6番(藤原正通君) わかりました。時間もないので、次の答弁をお願いいたします。
- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。簡単をお願いいたします。
- 建設部次長(中上好美君) 第2点目の岸和田南海線に伴う小田地域の買収状況についてお答え申し上げます。

お尋ねの府道岸和田南海線の小田地区の用地買収につきましては、地元より優先買収の要望がありまして、大阪府もこれにこたえる立場で、本年度と来年度の2カ年にわたって買収する予定になってございます。すでに用地測量等も終わりました、2回の地元への説明会があり、地元も府の買収計画にこたえるということで委員会を設置いたしまして、来る11月中旬の農繁期明けから具体的な交渉に入ることになってございます。買収についての府の考えといたしましては、権利者の皆さんの御了解をいただければ、来年度の第14半期には買収を完了したいということでございます。

それから、町づくりの要望の件でございますが、議員さんが端的におっしゃっておられます小田地区についても、いろんな御意見が以前からあるようでございます。町会を中心にして、

そうした町づくりの研究をされたようでございますが、権利者の間の御意見が合わなかったこともあって現在、進んでおりません。また、今回の府道に関連して新たにこの問題が提起されてきて、地元といたしましても、そうしたことに対応する組織をつくり、研究をしようというようになっておるようでございます。私どもといたしましても、地元のそうした御意向に沿うよう、制度その他についても可能な検討、研究をいたしまして御協力もしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 道路ができた場合のバスの運行等のお尋ねに対してお答え申し上げます。

一般論といたしましては、バスルートの新設は、予定道路の完成約1年ぐらい前から、可能かどうか、必要かどうかの検討に入ります。したがって、御要望のバスルート新設につきましては、その時点で道路形態、対象ルート等を参酌いたしまして、新しい感覚でもって関係機関とともに検討させていただきたい、かように存じますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 6番（藤原正通君） いまのお答えではわかりかねるんです。もっと単刀直入にお答え願いたいんです。ということは、いろいろ言われていますが、住民の方々の要望している点を含めてきちっと話し合いができていますか。いま、言われるバスの問題も含めてね。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 先生も御承知のとおり、以前にございました堺から岸和田間のバスは、すでに廃止されております。これはいろいろと事情がございますけれども、利用者が減少したということで廃止されたものでございます。御承知のように、近年の交通事情等によりまして渋滞が続く上、予定時間を大幅におくれる、また、利用者の減少によって廃止されております。現時点での和泉泉南線の中では、復活はとうてい無理だと考えておりますために、新しい感覚でもって今回、岸和田南海線の開設に伴う中で十分検討してまいりたい、かように考えているわけでございます。

この和泉泉南線でのバス運行廃止には、いろいろと住民の方々の御希望等も承りまして、対南海バスと交渉してきた経過もございまして、小人数の利用度のために廃止されたものでございます。その後、いろいろと地元の方々からも御要望等もいただいておりますので、現時点では、和泉泉南線のバス運行の復活は不可能だと判断した上で、岸和田南海線の開設に伴う小田地域の問題の中でいろいろ検討していきたいということで御理解賜りたいと思っております。

○ 6番（藤原正通君） よくわかりました。ただ、考えていただいている中で一番気がかりなのは、やはり岸和田南海線は、府の方から買取方式で話し合いをされておりますが、そのよう

な形になってきたときに、小田地域に限らず、今後、そのような問題がたくさん起こってくるのではなからうか、このような意味も含めてお尋ねをさせていただいているわけでございます。1つのものが成っていくときには、やはりその利用度が高まればそれに越したことはないが、そのような考えで地元住民から市に対して要望が出てくると思います。

そのときに実際問題として、何もかも聞き入れることは、無理と言ってはいかんが、現実的には無理ですわね。財政の関係がありますからね。そういう地元住民が言うてる意味合いもすべて兼ね備えながら、いかにして財源というものをより安くしながら実りあるものにしていくか、というしっかりしたお考えが都市計画の中でなされなければならない。住民の方々は、「固定資産税の中で都市計画税を取ってるやないか、ちょっとくらい市も考えてくれないやないか」という市民もおります。したがって、ギャーギャー言われたから対応するのじゃなく、事前にそういう都市化を進める中でどのような感覚でやるか。この道1つにしても進入路がないと住民が言った場合、「そんなものはしょうがないやんけ」という形ではなく、それに対応する場合には、どのようにすれば合理的に、また、財源も少なくても効果が上がるかを検討されていく必要が今後、あるということです。私は、そういう身近な問題からもうちょっと深くお教えいただけたら結構かと思うので御質問しています。

○ 建設部長（浅井隆介君） お答えいたします。

小田地区の問題も含めまして、確かに広い市域の中で調整区域もたくさんございます。手法等につきましては、市街化区域、調整区域等それぞれ手法もございまして、しかし、これらを進めていくには、その元になるものが一番必要だと思っております。今回は、この岸和田南海線という1つの元ができ上がりました。これにつきまして地元から要望がございまして、それぞれの区域で実現可能な方法、これはもちろん、地元皆様方の御協力がなければできません。そういう手法等につきまして資料も御提供し、御指導も申し上げてまいりました。長期的には、確かにいいものであるという理解は住民の中で得られておりますけれども、短期的には、即実現ということにはいろいろ問題を抱えております。

それとは別に、この府道に対しては、ある道路との接続をいかにしていくかという物理的な問題点も出されております。これらにつきましては、私どもが府に対して今後、財源的な裏づけも含めて住民とともに要望してまいりたいと思っております。その中で市ができる限り、限られた財源の中でこれを助成していきたい、かように考えております。地元に対策委員会もでき、町会長さんを初め役員の方々も入っておられますので、これらの方々とは密接な連携のもとにまず府に当たり、財源的な裏づけということから入ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 6番（藤原正通君） 時間も気になりますので、3番目の防犯灯についてお答え願います。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 秘書広報課長（井阪和充君） 第3番目の防犯灯につきましてお答え申し上げます。

先生も御質問のとおり、犯罪の誘発防止並びに不良環境の浄化を図る目的で、各町会、自治会に対して補助金を交付しているものでございます。補助交付手続は、町会または自治会からの補助金交付申請に基づいて現地調査を行い、1灯当たり最高1万5,000円の補助金交付を行っているものでございます。防犯灯設置補助として本年度は100万円の規模で、年間約100灯前後の設置補助を行っております。また、これら以外に町会、自治会が独自に設置しているケース、住宅開発等に伴い開発業者が設置し、自治会で負担しているもの等を加えますと、毎年、かなりの数に上る防犯灯が設置されているものと考えられます。

防犯灯の光熱水費を含む維持管理ですが、御指摘のとおり、設置団体でございます町会、自治会において御負担いただいているのが現状でございます。これら光熱水費の問題は先生が申されましたとおり、防犯灯の設置数がかかなりの数になっていると考えられますが、現時点におきましては、これらの実態把握が十分でございませんので、市内の防犯灯設置状況等の実態調査の上、今後の研究課題とさせていただきますと考える次第でございます。

なお、先生からは先の議会でも御質問をお受けし、その後、現地調査等も行い、その方策について種々検討してまいったところですが、当該御指摘の個所等につきましては、幹線道路で道路交通量も多く、防犯灯より街路灯の要因個所であると考えられますので、街路灯として取り扱うべく検討している次第でございますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

- 6番（藤原正通君） よくわかりました。7月にお聞きしたときもそういうことだったので、いま、御答弁いただいた点も、7月にお聞きしたとおりなんです。ただ、現実問題としてはわかるんですが、地域が開発されていけば住宅ができ、防犯灯はふえてまいります。しかし、町会で問題のないところはいいんです。だが、何も町会に関係ないが、どうしても通勤や買い物でそこを通らなければならない町会以外のところについて、その町会がなかなかそれを認めないケースがあるので、住民の方が困っているわけです。こういう点を本当に前向きに調査するのはわかりますが、半額助成するというのは莫大な金額になるので、明らかにこれは1つの町会で負担するのはむずかしからうな、と判断する部分については、水銀灯は交通の関係ですが、したがって、防犯灯についても、市の方で若干それをみるという判断をくだす前向きな考えにはなりませんか。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

この件につきましては、前回も藤原議員さんから御質問をいただきまして、私からお答え申

し上げたわけでございますけれども、さっそくその後、現地調査いたしました。あそこは幹線道路ということから非常に交通量も多うございます。それらの点もあわせて、全市的に考えますと年々、街路灯と防犯灯の区別と申しますか、非常に複雑になってきておまして、現在、それらのことにつきまして、われわれの段階で調査をいたしております。近くこれら防犯灯と街路灯の区別というものを明らかにしていかなければならない、こういう考えを持っておりまして、いま、われわれ内部で協議をしておりますので、できる限り早く結論を出してまいりたい、こう考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思ひます。

○ 6番(藤原正通君) わかりました。時間もちょうど12時でございますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) それでは、ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時再開)

○ 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。17番・西村慎太郎君。

(西村慎太郎登壇)

○ 17番(西村慎太郎君) まず最初に、通告に従ひまして保健センターの問題について一般質問を行います。

和泉市には、市立病院を初め、府立母子福祉センターや民間の病院など、きわめて高い水準を持つ施設や、市民生活に密着した多くの診療所や開業医、保健所があります。しかし、医療の現状は治療を中心に偏り、健康管理の体制はきわめて立ち遅れております。厚生省が今年10日に発表いたしました健康マップを見ましても、そのことは歴然としております。たとえば58年から実施をされております老人保健法に基づきます一般健康診査が行われていますが、この受診率が当市では3.1%と、府下市町村の中でも島本町に次いでビリから第2位という状況であります。また一方、同じ資料の中で、お年寄り1人にかかる医療費が60数万円もかかっておりますが、その一方では、岩波新書などで「自分たちで命を守った村」の本で岩手県沢内村は全国に紹介をされました。乳幼児死亡率をいち早くゼロにしたり、また、お年寄り1人当たりの医療費を24万円台にまでにしたりしています。このことは、先の健康マップの中で明らかにされております。

また以前、別の資料で出されました市町村別循環器疾患死亡率の分布図では、30歳以上の全住民を対象に循環器検診に取り組み、食生活改善や労働など生活改善の指導を行うとともに、

治療を必要とする人たちに対しまして、途中でも治療をやめないように援助するなどしてこの努力を積み重ねながら、その結果として脳卒中の発生率を低下させる、そういう取り組みをし、その発生率を以前の半分に減少させたりしています。それらの町村では脳卒中で死亡する人が減少し、寝たきり老人も減ったなど、1人当たりの医療費が、周りの自治体よりも低くすんでいます。

このような例から見られるように、地域住民の健康と生活を守る活動を進めるならば、寝たきり老人になるような老人や、また、ガンなどで死亡するような大変重い患者さんをなくすことができますし、医療費の増加を抑制することも明らかであります。このように治療中心の医療ではなく、健康管理予防や治療、リハビリテーションの地域保健体制をつくるのが切実に求められております。

こういう中で私どもは、その1つに健康管理から十分な医療が受けられるように、一貫して健康を守るような制度をつくることや、また、医師の指導的な役割と相まって、保健婦や看護婦、栄養士やホームヘルパーなど医療従事者の特性を生かして協力を進め、そして、市民みずからの健康を守る組織を充実させること。そして、このような医療体制を確立し、推し進めるような行政努力が、求められております。それと相まってお年寄りや乳幼児の医療費の負担を軽くする、こういうことにぜひ取り組んでいかなければならないところであります。

こういう状況の中で私は、保健センターの業務の問題について質問をさせていただきます。

まず最初に、いま建設されているというふうに先ほどの答弁の中でもありました保健センターの業務の計画。そして、和泉市の各医療機関との協議の問題や医師会との連絡、協議はどうなっているのか。来年オープンするこの業務の内容を明らかにしていただきたいということであります。

第2番目には、このような保健センターの開所に伴いまして、和泉市役所の機構改革が行われるかどうか、こういう問題であります。保健センターができましたら、衛生課の一部が保健センターに移動する、こういうふうにも伺っているところであります。こういう中で、衛生課の仕事が市役所と保健センターに分かれ、利用する一般市民の皆さんに御迷惑をかけないかどうか。このような不便をどのように解決していくのか。その方策を明らかにしてください。

そして8番目に、このような機構改革の問題でありますが、こういう機構改革に伴う職員の労働条件問題。また、市民生活の問題など、職員団体として活動しておりますこういう団体に対する協議の問題をどうしていくのか。この予定を明らかにしていただきたいと思っております。

そして、何といたっても保健センターの問題は、お金がかかるわけでありまして。いま、本年度から補正予算などで若干修正されておりますが、この保健センター問題につきまして、この予

算問題で変更を生じるのかどうか、こういう点も明らかにしていただきたいと思います。

そして、このような保健センターの問題に対しましては、国や府は補助金を出しますけれども、今後の運営につきまして、国や府の補助金がついていない部分があらかただと思いますが、こういうふうな予算の措置の問題について明らかにしていただきたいと思います。

あわせて、このような観点の中で、いまの和泉市の不健康な状況を解決していく上で、和泉市においてこの保健センターと同様な業務内容を持つ施設が他にあるのかどうか。もし、あるとすれば、この施設でどういふ事業が、大体どれぐらいの規模で行われ、そして何人の人が利用し、また、費用としてどの程度かかっているものか、その点についてお聞きをしたいと思います。

そして最後に、市長の答弁の中からも、機能回復訓練室があるということで、これを和泉市の機能回復訓練に充てていく、こういう方向も考えられるだろうという答弁がありました。こういう内容であります、その具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。いま、和泉市で赤ちゃんからお年寄りまで、機能回復訓練施設を利用しなければいけない対象者の数は何人か。そして、機能回復訓練施設が、これらの人たちに十分利用できるような広さがあるのかどうか。また、その保健センターの中で働く職種、また職員の数、非常勤を含めていま、明らかになっている分の御報告をお願いいたします。

2番目の問題に移ります。いま、和泉市でこの健康保健センターの問題と関連するわけですが、毎年1,700人から1,800人近くの子供たちが生まれております。その中で健文者もおれば障害児もおられるわけですが、このような生まれてすぐの障害児対策をどう進めていくのか、今後の方針をお聞きいたします。

いま、障害児を持たれたお母さんやお父さん、また、関連の保健所などから市に対しまして、このような障害児に対する母子通園施設をつくってほしいという切実な要望が出されております。このような中で、この母子通園施設をどういふふうにつくっていくのか、この問題について明らかにしていただきたいとともに、今議会の中でも議案として出されると思いますが、厚生省から指定を受けました福祉都市指定の問題とからめて、この母子通園施設をどう充実をさせていくのか、こういう点についてお尋ねをいたします。

そして、この母子通園施設についてであります、いままでの答弁の中でも機能回復訓練室ということいろいろと出されておりますが、私どもは、市が主体となって和泉市で実施をすべきものだと考えております。障害者問題の中で、この生まれたての赤ちゃん、ゼロ歳児から就学時までのこの障害者(児)の対策、これらが今後の障害者(児)の皆さんが生活をしていく、自立の上で重要な施策であるというふうに考えます。

こういうことで、この障害児の施設の設立と、また、障害者施設全体についての関連施設というものが今後、重要になってくると思います。和泉市でも厚生省から指定を受け、その実現のためにいろいろと調査をされておられると思いますが、この近隣各市の中で障害児のための母子通園施設を実施している市、また、していない市、堺以南の市について明らかにしてください。そして、それぞれの事業がどこが主体となってやっているのか、こういう点についても明らかにしていただきたいと思います。

そして、厚生省の福祉都市の指定に伴って、民生部あたりで関係者が近隣各市を調査されておられると思います。調査が終わった施設名と、なぜその施設を調査の対象に選んだのか、そういうことについても明らかにしていただきたいと思います。

そして、いま1つの問題は、障害者問題として、このような子供たちにかかわる保育所や学校、保健所、母子保健センターや児童相談所など、このような関係機関と協議をし、この障害児問題を進めていく協議会が、存在しているのかどうか。そして、指定を受けまして、この身体障害者(児)の早期療育施策につきましても案をつくるようにという、厚生省からの要綱も出されているやに聞いております。このような案をつくるに当たっての段取りなどをお聞きしたいと思います。

そして最後に、このように障害児を初め、出産直後の乳児の医療費は大変な状況になっております。また、育成、療育医療などいろんな制度がつくられていますが、いま、所得制限やこの制度にかからない部分もたくさんあるやに聞いております。こういう点で、今後の乳児の医療費の無料化制度をぜひとも早期に実現を目指していただきたいと考えております。

一方、お隣の泉大津市も今月から乳幼児の医療費の無料化制度が実施をされております。大阪府の中でも9市が、この制度を取り入れて実施をされているように聞いております。このような先進各都市にならって、和泉市も生まれたての赤ちゃんやそのお母さん方、お父さん方の不安を解消するためにも、医療費無料化制度の実現を切に要望する次第であります。

以上、3点にわたりましたが行いましたが、自席での再質問の権利を留保いたしまして、終わりたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 保健センターのいろんな事業計画についての御質問にお答え申し上げます。

保健センターにつきまして、医療機関、医師会等との連携などどのような運営をしていくのか、ということでございます。もちろん、老人保健法に基づきまして現在、実施しております事業のうち、まず、健康についての自覚を高めるとともに、知識の啓蒙及び普及を促すための

健康教育事業、各種検診後の要指導者に対して、個別に必要な指導、助言を行って健康相談並びに保健指導を行っていききたい。また、これに伴って栄養改善や栄養指導事業がございまして、現在、医師会の協力を得まして個別に実施いたしております。

一般健康診査に関しましては受診率の向上を図るとともに、医師会等の協議を経ながら、集団検診等も同センターで実施をしてみたい、かように考えております。

ほかに胃ガン検診、機能回復訓練等についても、医師会との協議の上で実施。特に機能回復訓練につきましては、指導を行って専門医師等の問題もございまして、早期に実施ができるよう検討をしてみたいと考えております。

また、この事業以外に現在、小中学校の施設をお借りいたしまして実施しております各種予防接種等につきましても、接種漏れの方々が多くございまして、これらをあわせて要望の深い3種混合の年間を通じての実施も同センターでやっていきたい。また、現在行っております母子保健事業についても今後、充実を図っていききたい、かように考えております。

次に、機構改革を行うのか、というお尋ねでございました。現在、衛生課では、保健係と予防係の2係がございまして。今回の保健センターの新設に伴って職員の配置につきましては、市民皆様方のセンターの有効利用を図るとともに、市内医師会との連携を高めるため、機能性を発揮した保健事業業務のより一層の円滑、充実に努め、早急に体制の整備をしてみたい、かように考えております。

また、これに伴って労働条件等についての協議を行うのか、というお尋ねでございました。これについては、人事当局とも十分協議をした上で判断をしてみたい、かように考えております。

次に、運営上、国、府等の補助金等の問題がございました。御承知のように、来年4月1日オープンで現在、建設されておりますこのセンターは、国、府から施設費、備品費等の一定の補助をいただいております。今後の運営につきましては、市独自で主体性をもって運営されるもので、運営に対する補助金は一切ございません。

なお、保健センターと類似した施設ということでお尋ねでございました。市内の公共施設の中で現在、建設しようとしている保健センターに類似した施設といたしましては、身障センターに機能回復訓練等を含めて、身障者(児)の方々の対象事業を行っておりますけれども、今回、保健センターにも機能回復訓練の施設を整備していくことになっておりまして、一定の類似した点も考えております。

なお、職員の配置等につきましては今後、いろいろと人事当局とも協議の上で一定のめどをつけ、来年4月1日のオープンに向けて格段の配慮を続けてまいりたいと思っております。御了解賜

りたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 2点、3点にわたってお答え申し上げます。

まず、ゼロ歳児から就学前の障害児の母子通園施設問題であります。現在のところ、残念ながら当市では実施していないという状況でございます。そのかわりと言うと何ですが、公立、民間とも保育所では、2、3年前からほとんど希望の障害児についても受け入れているということで、集団保育の中でこれらの問題については対処してまいっているわけです。しかし、御指摘をいただいております心身障害児の早期療育事業の必要性については十分認識しておりますし、障害者福祉都市の推進協議会の中においても、保健所、児童相談所、行政機関等をもって構成する心身障害児早期療育指導委員会の設置について現在、検討しております。この中で一定の方向について見出していきたいと考えております。

なお、阪南8市でこれら事業を行っているところについては現在、われわれが把握している資料では、和泉市、泉南市以外の6市については、何らかの格好で母子通園施設が実施をされていることを聞いておりますし、特に岸和田、泉大津の事業を中心に現在のところ調査しております。これらについては先ほど申し上げましたように、心身障害児早期療育指導委員会の中で資料を出し、今後の問題点として検討してまいりたいというぐあいに考えております。

続きまして、3点目のゼロ歳児の医療費無料化についてでございますが、この事業の内容と言いますのは、いわゆるゼロ歳児の医療費自己負担分3割でございますが、それを市で助成するということでもあります。当市のゼロ歳児の人数は、9月1日現在で1,687名でございます。すでに岸和田市では2年前から実施をしておるわけですが、その金額を算出いたしましたところ、1人1ヵ月当たり平均助成額が1,727円、これを1,687名に掛けますと、年間必要経費が3,496万1,000円という金額になります。

なお、これについては、現在のところ、国、府の補助制度はございませんので、すべて市の単費ということになるわけでございます。

現在、実施しております大阪府下の市町については、7市1町でございます。市の名前を申し上げますと、高石、泉大津、岸和田、枚方、茨木、交野、摂津の7市、1町は忠岡町でございます。先生が御指摘のとおり泉大津市では、本年10月より実施をしております。他の6市、1町については、すでに数年前より実施しております。

これに対する市の考え方でございますが、午前中原議員さんの御質問の中でもいろいろございましたが、現在、臨調行革の中で医療福祉部門に対する国の方針は一段と厳しさを増して

おります。たとえば医療費では、57年2月より施行されました老人保健法に伴って老人医療に対しての一部負担制度が実施され、それから、地方単独制度に対する国の補助金削減などのペナルティー、また、この10月実施の健康保険本人に対する1割負担制度の導入等々、非常に医療面では厳しいものがございます。

また、来年度の国の予算編成に際しても、これも原議員さんの御質問にもございましたが、福祉部門を中心として国庫補助率の引き下げによる地方への負担転嫁、当市も概算で来年度の計算をいたしますと、福祉医療部門だけで1億8,000万円程度の負担増などが予想されるわけです。こういうふうに福祉医療部門に対する財政問題は、非常に深刻になっております。

したがって、御要望の趣旨は一定理解できるものの、新規の、しかも市単独事業実施については、率直に申し上げてかなり困難な問題があると思います。今後、本件については、老人医療、障害者医療、母子医療などと同様に、大阪府に対して府の補助金制度として実施するより、われわれも要望してみたいと思います。よろしく御理解願いたいと思います。

以上です。

- 17番（西村慎太郎君） いま、理事者の方から類似施設につきまして答弁がありましたけれども、老人解放センターの中で行われておりますお年寄りに対する機能回復訓練については、類似施設ではないわけですか。その点、まず、お聞きいたしたいと思います。

また、身体障害者解放会館、老人解放センターで働いている職員数と、それぞれの予算についてお聞きをしたいと思います。そして、身体障害者解放会館につきましては、心身障害者福祉費の何割を占めているかという点についてもお尋ねしたいと思います。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 身障会館、老人センターともそれぞれ市民部所管になりますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。

身障会館の職員数については現在11名、老人センターについては14名でございます。

それぞれの予算でございますが、これは59年度予算ですが、身体障害者解放会館については6,247万1,000円、老人センターについては8,869万円でございます。

- 17番（西村慎太郎君） 次にお聞きしたいのは、当市における身体障害者といわれる方々、その登録で何人おられるのか。そして、その中で機能回復訓練を必要とする者は何人か。

もう1つは、いろんな施設、たとえば保健所などですが、母子通園施設をつくってほしいという要望が出ているように聞いておりますが、その中でこの5年間ぐらいで、このような施設を利用しなければならない人たちの人数は幾らなのか。

その中にありまして、身体障害者解放会館や老人解放センターにおきましての対象とする人数は幾らか。また、実際に何回かの機能回復訓練が行われ、延べ何人が受けているのか、そう

いう点についてお聞きをしたいと思います。

- 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 障害者の数ですが、障害者の中では、視覚障害、知覚・言語障害、肢体不自由、内部障害ということで、大きく分けて4つの種類になっております。本年3月末現在、これらのトータルでの障害者数は、2,699名という人数が出ております。特にその中で機能回復訓練ということになれば、肢体障害者になるかと思いますが、これの障害者が1,724名、障害児が78名という数字を現在、把握しております。その中でさらに機能回復訓練が必要なのは何名かについては、残念ながら把握しておりません。われわれとしても数字はわかりませんので、ひとつ御了解願いたいと思います。

それから、身障会館に現在、機能回復訓練ということで通っているのは、障害児で11名、障害者で14名という数字でございます。

それから、保健所から母子通園施設に対する希望の中での人数でございますが、母子通園施設というよりも、障害を持つ子供を保育所に入れてほしいというお話の中で、母子通園施設の話がいままで出されておられるわけでございます。したがって、いまのところ、母子通園施設希望者が何人おられるかという話ではないというぐあいに思っております。したがって、それを設置することによって、恐らく潜在的な利用者も含めて一定の申し込みはあるかと思いますが、現在、保育所入所の段階のお話でございますので、その辺の数字的な把握はしてございません。

- 17番（西村慎太郎君） 母子通園施設につきましては、今後の指導委員会で検討していくということでもありますけれども、私が入手しております資料によりますと、いま、保育所に入っておられます障害児と言われておられる方々が39名、幼稚園が7名と聞いております。そして、和泉市以外の通園施設に通っておられる方々が、堺市にありますもず学園が4名、大阪市東住吉区にある南大阪療育園に11名、もず親子学級に2名、ポニーが2名、あびこ盲学校が1名、いながわセンターが1名、その他が4名と聞いております。また、幼児教育がぜひとも必要だという子供たちが28名、機能回復訓練が必要だと言われておられる方々が14名、こういうふう聞いております。

この中で一口に障害児と言いますが、この障害者の困難な状況は大変なものであります。私は地域で活動する中で、障害児を持たれるお母さん方が、最近では保育園が子供を預かってくれて、その中で言葉やいろんな集団行動を身につけ、家におるときよりよかった、と言われておられます。確かに保育園の集団保育は、大変重要な問題だと考えているわけでありまして。

しかしその一方で、保育所の保母さんからどういう声が出されているか、御存知でしょうか。たとえばこれは和泉市の市職員労働組合の保育所支部が調査した問題ですが、この中で、保母さんたちがこのような子供たちに接する中でどういう不安を持たれているか、こういう点につ

いて御報告したいと思います。1つは、いろんな病気の子供が入ってくる中で、研修体制が非常にお粗末だ。ですから、専門知識がないから、それらの子供の病気の進行状態がわからない。また、発達の段階がわからない。どういうふうに保育していいかわからない—、こういうことが出されております。そして、ぜひとも子供たちの機能回復訓練の施設が必要だという声も出ております。

そして、お母さん方の声は、確かに保育園は預かってくれ集団保育はするけれども、このような耳の聞こえない子供、目の見えない子供、肢体不自由児、染色体異常や奇形など、いろんな病気で発達が遅れている子供たちに適切な援助を与え、そして、障害児の機能発達の補助をしていく、こういう施設がぜひとも必要だと言われております。いま、和泉市のお母さんやお父さん方が障害児をおぶって車に乗せ、1時間も2時間もかかって堺や大阪市内の施設に訓練に通っておりますが、このような交通費の問題。そして、そのためにお母さんが仕事をやめなければならない、お父さんが仕事を変わらなければならない。和泉市内にないため、大阪市内に家を買って引っ越ししなければならない、こういう事態も生まれているところであります。

厚生省の福祉都市指定の実施に伴いまして、身体障害者解放会館に出されているお金や職員。老人解放センターで行われておる事業をどうして一般地域に広げていただけないのか、こういう点をひとつ市長にお尋ねしたいと思います。

いま、言われましたように、和泉市全体では、4ケタに上る障害者おられるわけです。また、保健所の報告によりましても、1年間で障害児または知恵遅れの乳幼児に対する療育施設が必要と思われる子供たちが毎年、2ケタ以上、50人から100人ぐらい生まれてきているという事態であります。こういう中で教育施設は皆無の現状です。先の藤原議員さんからの質問に対しましても、福祉総合センターの建設待ちということですが、理事者の皆さん方、子供たちがゼロ歳のうちに1歳になるに当たって言葉を会得し、運動機能を獲得していくわけです。この子供たちが2年、3年放置され、その間、適切な機能回復訓練を受けずにいるとすれば、どういう状態になるでしょうか。小学校1年生に入るに当たって、一般の小学校に入れない。また、中学校にも行けない事態も出てくるわけです。

これは急を要する問題であります。保健所や市民会館、公民館や民営の施設、集会所などいろいろあります。こういうところを利用して、すぐにでもこういう母子通園施設を始めるべきであります。もう1度お尋ねいたしますが、岸和田の障害者施設でありますパピースクールでは、子供たち1人当たりの費用はどのぐらいかかるのでありましょうか。市長にお尋ねいたします。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） パピースクールの資料は現在、持ち合わせておりません

ので、後日、連絡させていただきたいと思います。

身障会館でございますが、先ほど答弁いたしましたように、子供が11名、大人が14名、合計25名の人がリハビリということで使っております。ところが、理学療法士が非常勤の先生で月に6回ということで、現状、それらの方も含めて十分利用できる実態ではないということでございます。ただ、この身障会館を使って、当市の和泉診療所がその中でリハビリをやっております。これについては、医師の診断を受けていただければ、可能な限り、これらの訓練はやっていただけるというぐあいになっております。

それから、老人センターについてですが、ここについても、理学療法士が非常勤で来ていただいていることの中で、機能回復訓練は別といたしまして、他の利用については、申し出があれば現在、幅広く利用していただいております。

以上です。

- 市民部長（松村吉堯君） 先ほどの市長に対する御質問でございますが、身障医療、老人医療など、全市的な問題として今後取り組んでいかなければならないと、数字を挙げられている実態のお尋ねがあり、御意見も述べられております。先ほど次長の方からもお答えいたしましたように、機能回復訓練につきましては、広く皆様方の御要望にこたえて使っていただく中で、今後ともそうした施設の設置というものにつきましては、短兵急にはまいらないというのが率直なところでございますけれども、検討してまいりたい、このように思います。

- 17番（西村慎太郎君） 質問が順不同になります。まず、1点の狭い分野から、次の保健センターの問題とからめて質問していきたいと思っております。

いま、保健センターについても具体的な答弁がなかったわけでありまして、先に紹介をいたしました、この10月の厚生省の健康マップの中で、老人保健法に基づきます一般診査の受診率が3.1%ということで、島本町の1.7%に次ぐ低率で、府下3位の交野市が6.7%ですから和泉市の倍になっております。このように低い実態でありますけれども、なぜこのように低くなっているのか、その原因をお考えになったことがあるでしょうか。もし、考えておられたら検討の内容を御報告させていただきたいと思っております。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 受診率の低いのをどうとらえているのか、というお尋ねでございます。いわゆる胃ガン、子宮ガン検診につきましては、府下の平均並みか、それ以上という検診率でございますが、御指摘のように、一般診査につきましては、府下平均に比べやや劣っているというのが現状でございます。あらゆる角度でPRし、それぞれの意識の高揚も含め参加願うよういろいろ手はずをとっておりますが、現状、普及率を高率に持っていきたいということで、本年度は老人クラブの協力を得、市内の8,000余名の会員に対しまして受診のた

めの資料を配布するなど、検診率向上を図っておるところであります。受診率の低いのは、いろんな要因がありまじょうが、特に本市の場合は低いということでもありますので、いろいろ対応しているわけでございますけれども、いろんなことを編み出してより高率の受診率を得られるように努力してまいりたいと思います。

- 17番（西村慎太郎君） 和泉市の特殊性の問題もあると思います。和泉市には大きな企業が少なく、中小零細の商工業者の皆さん、また、織物など繊維関係で働いておられる方々がほとんどを占めているわけでありまして。こういう中で、50人以上の企業につきましては、労働基準法に基づきまして検診制度などもあるわけでありまして、このような家内工業的な零細中小商工業者や、そこで働く皆さんに対する検診体制は、非常におざなりになっていると思われまます。

こういう中であって、いまこそ老人保健法による向老期検診をどう進めていくかが大きな問題になっております。私ども共産党は、この老人保健法の実施につきましてもお年寄りの負担をかけるものだと、医療費の負担につきまして反対をいたしました。そのかわりということでは、向老期検診、一般検診を宣伝してきたわけでありまして。にもかかわらず、58年から実施をされ、この時点での1年間の状況はこういうことでもあります。この一般検診が本当にお年寄りたちの病気をなくしていく予防に役立つといったものかどうかという問題。そして、一般検診で引かなかったお年寄り、要精検者の方々の精密検診において、どうして和泉市は、厚生省が決めた要項どおりの項目を取り入れないのかどうか、こういう点につきましてもお聞きをしたいと思います。

このような一般検診、そして、精密検診につきまして、厚生省が決めているこの要項も非常に不十分なものであります。和泉市では、血液化学検査、白血球検査の2項目が精密検診の中で取り入れられております。しかし、厚生省の中では、循環器病の予防ということで心電図、その他の血液検査など、たくさんの項目を取り入れておるわけですが、どうしてこういうことになったのかをお聞きし、そして、この厚生省の基準に引き上げるよう努力されているのかどうか、こういう点もまず、お聞きをしたいと思います。

そして保健センターが開所したならば、その中で中小商工業者の皆さんや従業員の方々にこのような検診ができるような体制をとっていただけるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。和泉市の商店は、近くにダイエーやイズミヤなどができ、非常に経営状態が悪化している中で企業努力をし、日夜、仕事に追われているのが実態であります。また、地場産業である模造真珠や繊維産業につきましても、朝早くから夜おそくまで、ところによれば24時間操業している実態の中で、このような人々も検診が受けられるような体制をどうつくり上げていく

のか、こういう点も大きな課題となってまいります。

私は、ここで理事者の皆さんに、このような老人保健法実施の中で、和泉市でも政府や自治体が宣伝をしまして向老期検診体制を本当に充実するために努力をし、また、地場産業の中で働いておられる方々に対する検診体制を早期につくり上げるように要望し、これについての市長の御見解をお聞きしたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 一般診査から精密検査に移行される方々に対する精密検査を受ける項目が、厚生省から示されている基準以内にとどまっているというお尋ねでございます。精密診査は、循環器で心電図、コレステロール、眼底検査がございます。和泉市では、心電図、コレステロールは受けていただいております。眼底検査につきましては、医師会の先生方との協議の中で、いましばらく見送ろうじゃないかということでございます。

なお、貧血検査、肝機能検査、血糖検査等も行っておりまして、9月の実績から医師会に支払うそれらの金額から見まして、すべて網羅されて受けておられるようでございます。このほか厚生省が示す検査がございますが、医師会との協議の中で、体制や準備が十分でないということで省かせていただいております。早急にこれら厚生省の示す基準に漏れた検診等についても体制を整えるよう、医師会とも協議、努力してまいりたいと考えます。

なお、すべての方が検診を受けられるような受診体制をどう考えているのか、ということでございます。過去、1、2年の経過を見ながら今後、町会、自治会等各団体の皆様方にいろんな啓蒙等検討を加えながら今後、その意欲の向上に努力してまいりたいと考えますので、いましばらくの時間をいただきたい、かよう考えます。

- 17番（西村慎太郎君） 厚生省の障害者福祉都市の指定に伴います事業も2年間で終わりますが、この2年間にとどまることなく、障害者（児）の福祉や医療の充実のために、今後も運営費など予算をつけて頑張っていただきたいと思っております。そして、保健センターについても早期にいろいろと協議をし、住民の皆さんの利用しやすい保健センターにしていきたいと思いを申し述べまして、私の質問を終わります。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、8番・並河道雄君。

（並河道雄君登壇）

- 8番（並河道雄君） 通告順に従って、質問の要旨を述べさせていただきます。

最初に学校給食について、本市においても最近の行政需要は、住民のニーズの多様化、価値観の変化などで量も増大しております。しかし一方、低成長による財源面の制約の中でどうして行政需要に対応していくかが、これからの大きな課題ではないかと思っております。その方法の1

つとして、民間委託ということが考えられるわけですが、学校給食についても当然、委託すべきだと考えております。

そこで、次の点をお伺いしたい。①年間給食回数及び生徒数②児童生徒1人当たりの市負担額③調理員1人当たり平均月収④調理員の配置状況、いわゆる1人で何食つくっている計算になるのか—以上の4点についてお答え願います。

次に、交通公害について、最近の交通量の増大に伴い、車の渋滞、駐車違反等安全上の面からも放置できない現状です。理事者におかれましては、警察等の関係当局と折衝され、努力されておられるのは理解できますが、未解決の問題あるいは矛盾点多々ありますので、次の点をお伺いいたします。

1点目に、泉大津松原線の開通が12月14日と聞いておりますが、府営住宅に面した部分と、反対側の建て売り住宅に面した部分の安全対策。

2点目に、上伯太線及び上代伏屋線の泉大津松原線への接続はいつごろか。

3点目に、北信太駅前が原付きを含め、午前7時から9時まで通行禁止になっておりますが、原付きについては解除すべきだと思いますが、この点の考えはどうか。

4点目に、鶴山台団地については、周辺道路の駐車違反は目に余るものがあり、市の認定道路にしてもらったいささつには、駐車違反も取り締まるとの目的もあったわけですが、事故も続出しておりますが、この点のお考えは。

以上、お答え願いたいと思います。

最後に、水道工事一部負担金について、最近、ミニ開発が進む中で、上代、上町地区については、特別地区と称して一部負担金を徴収しておりますが、この目的は何か。このお金は何に使っているのか、お尋ねいたします。また、他地域のミニ開発についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、答弁いかんによりましては、自席での再質問をさせていただきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 管理部次長兼学校教育課長事務取扱（鹿島賢昌君） 学校給食についてお答え申し上げます。

まず、回数では、小学校では1年間で184日、中学校では同177日でございます。

それから、市の負担額が幾らになるか、という御質問でございまして、人件費等経常経費を合わせて58年度決算で推計して見ますと、約人件費が4億9,560万円、経常経費が1億6,800万円、計6億6,374万円になります。それを基礎にして給食回数、人員等で割っていきますと、小学校では1食当たり162円38銭、中学校では169円64銭でございます。これは食材料費別でございます。

それから、調理員の平均月収の問題でございますが、これも58年度決算で推計いたしますと、平均1人当たり小学校では41万8千267円4角、中学校では40万3千176円でございます。

最後の1人当たり幾人の担当になるのか、ということでございますが、これには文部省基準がございますが、和泉市の場合、給食人数が合計2万2,438人、それを調理員数で割りますと、1人当たり187人という数字が出てまいります。

以上、4点お答え申し上げます。

- 8番（並河道雄君） 答弁漏れが1つあります。調理員の1人当たり平均月収。
- 管理部次長兼学校教育課長事務取扱（鹿島賢昌君） 失礼しました。いま計算したのが平均月収でございます。それを12で割りますと、小学校では、平均月収がボーナスを入れて34万8,500円、中学校では、33万5,840円でございます。
- 8番（並河道雄君） 簡潔に再質問をいたします。

学校給食の民間委託については現在、非常に実施率も低いことは事実でございます。しかし、最近の行政改革の一端あるいはいろんな面で総務庁から文部省に「学校給食についても早急に民間委託にするように」という勧告が出ております。その点は御存知ですね。それで、近隣都市を調査したんですが、泉南市では委託方式でやっております。1食当たりの給食費は、185円と余り変わらないのは当然だと思います。保護者負担も160円ちょっとぐらい、材料費と思いますが、ほとんど変わりません。

ところが当然のことながら、直営方式と民間委託を比較すると非常に経費が違います。人件費が違うのでそうなったと思いますが、調査によりますと、一般財源の持ち出し分については、泉南市では1食当たり83円57銭というデータが出ております。当市では、162円38銭という答弁がありました。約半分になる。先ほど答弁をいただきましたが、総費用が6億6,374万3,000円ですが、民間委託については、給食だけではなくいろんな面で言われていますが、早急に実施していただきたい。そういう要望のもとに答弁をいただいたのですが、この民間委託をやる気があるのかどうか、率直にお答え願いたい。

- 管理部次長兼学校教育課長事務取扱（鹿島賢昌君） 学校給食の直営と民間委託の比較について議員さんから御指摘があったわけですが、過日の新聞にも、総務庁が行った行政監察結果が発表されているところであります。その内容によりますと、コスト面から見まして、1人当たりの人件費、光熱費の比較では、直営よりも民間の方が安くつく。大体140円ぐらいですが、先生御指摘の数字は83円57銭ですが、国の調査でも120円、40円ぐらい安くつくということでございます。

しかし現状、民間委託の実施状況を見ますと、全国で民間委託しているところは、わずか3.4%という自治体でございます。学校給食は先生も御承知のように、昭和35年には、調理員の身分については市職員とするより、それから、昭和46年には、パンとかその加工等については委託することが適当と認めるが、その他については、設置者の管理する調理施設内において調理すること、という文部省通達の経過がございます。

このような指導のもと、今日まで和泉市の学校給食の発展に尽くしてきたわけでございます。先生御指摘の民間委託の考え方でございますが、いわゆるコスト計算上では、直営よりも委託の方が安くつくことは、新聞報道等でも立証されていることは先生の御意見、ごもっともだと思います。本市の実態から見ても、細部にわたる計算はいたしておりませんが、人件費、光熱費等から見ても、格安につくのではないかと考えられます。今後、御指摘の点を踏まえながら、栄養、衛生管理の問題等についても研究、検討させていただきたいと考えております。

- 8番（並河道雄君） 普通、民間の経営主義は利潤の追求にあるわけですが、われわれ行政がやるのは、いろんな形での俗に言う減量経営、やはり公共投資の効果をよくするための1つの施策ではないかと思えます。経費を節約して、新しい事業をやっているところというところに大きな行政効果があるわけです。先ほども言いましたように、いろんな民間委託が言われている今日であります。また、給食については、文部省では、確かに以前は自分の学校内での調理室で調理をする、教育の一環としてやるべきであるということが言われておりましたけれども、総務庁の方から文部省に対して、いまの実施率は低いので早急にやるように、ということですが、課長の答弁に反論を加えるわけですが、その意味合いにおいても早急に実施すべきではないか、このように思えます。

それと、人件費についてはいま、答弁をいただきましたように、34万円ぐらゐの平均月収、定員が120人ぐらゐ、人件費は相当なものです。夏休み等のそういう職員の活用について苦慮されるのではないかと思います。この点についてどのようにされているのか、ちょっと答弁願いたいと思えます。

- 管理部次長兼学校教育課長事務取扱（鹿島賢昌君） 調理員の夏休みにつきましては、1週間に1日以上出勤を命じ、あとは特別休暇ということで学校に運営を委ねているところでございます。
- 8番（並河道雄君） 時間の関係で余り細かいことを追求する形ではないんですが、要するに、この辺が一番大きな問題点ではないか。直営方式にした場合他に活用できるし、浮いた3億円は、他の事業にも回せるということでございますので、早急にこの学校給食については、民間委託にしてやっていくべきではないか。まだまだ経済効率の追求が本市においても甘いの

ではないか。午前中にもいろんな財政問題で質問が出ましたし、本市の財政基盤は弱いのですから、これからそういう面で改革をしていかなければならない、このように考えております。そこで、市民からお預かりした貴重な税金を有効適切に活用し、市民に還元していかなければならないと考えておりますが、業務の内容や種類によっては、いろいろ委託できるのではないかと。市長の御見解をちょっとお伺いをしたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

先生のお説のとおり、調理の実施形態につきましては、直営、センター方式、民間等、現在の状況の中でいろいろ検討を加えているところでございます。58年8月に臨時行政調査会からもこれらのことが指摘されました。したがって、経済性、保護者負担の軽減等を勘案いたしまして、給食事業の教育的な効果等々を並行して考え合わせ、学校給食の円滑な実施の上に立って今後、いかに対処していくかということを検討してまいりたい、かように考えるものでございます。御趣旨を体しまして本市のみに限らず、大阪府のわれわれの協議会においても58年以来、センターか委託か、いろんな経済性、財政上の上に立って検討を重ねるところでございます。今後、十分に円滑な給食の運営ということを前提にして、地域の実情に沿うように対処してまいる所存でございますので、その点、御理解いただきたいと存じます。

○ 8番（並河道雄君） いま、教育長から答弁をいただきましたが、学校給食については、早急に民間委託にする努力を要望して、この件は終わっておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 2点目の交通公害対策についてお答え申し上げます。

松原泉大津線の開通に伴う交通安全対策のお尋ねでございますが、現時点で早急に対応しなければならぬ路線といたしまして、舞伯太府中線、すなわち小栗街道との交差部分の処理につきましては、信号処理を行方方向で現在、関係する町会等と調整を行っているところでございます。

次に、府営住宅からの直接の進入につきましては、そのための信号は距離的に見て大変無理でございます。そのため旧小栗街道での信号でもって一定の安全確保がされるものと考えておりますので、現状のところは見送らざるを得ない、かように考えております。

なお、ちなみに上伯太線との接点でございますが、これは新興住宅との出口と一致しますので、信号処理を考えております。

なおまた、信太1号線につきましては、幅員が大変狭小で信号処理が困難かと思われませんが、鋭意、引き続いて強力に要望してまいりたい、かように考えます。

次にお尋ねがございました北信太駅前周辺の通行時間制限問題でございますけれども、議員

さんも御案内のとおり、朝7時から9時の時間帯は、通勤、通学で大変道が一杯に使われておる実態でございます。これらの通行の安全確保のための交通規制でございます。本年8月、地元住民から所轄の警察に対し、この交通規制について、ミニバイクの制限解除の御要望、御意見をいただいておりますが、交通安全の見地から見まして、なお現状で御協力いただきたいという回答でございます。ひとつ御了解賜りたいと思います。

次いで、迷惑駐車の問題でございますが、特に鶴山台地区では、路上放置の自動車対策に常々、苦慮しているところでございます。この対応として考えられますのは、常にこういう形が出てまいっているわけでございますが、まず、警察権力による強制取り締まり、次に住民の交通モラルの高揚、車庫証明通りに保管していただくとか、持ち帰り車の撲滅と幅広く取り組んでおるところでございます。

次に、住宅周辺での空き地の確保が考えられるのではないかと。現状でいろいろ推定して見ますと、鶴山台団地の住民の方々の車保有の約2、3割が路上放置、路上駐車という形をとっておられるようですが、これらにつきましては、公団とも十分協議して公団の責任も考えていただき、駐車場用地の必要なスペースの確保、対応されるよう、早急に抜本的な対策を含めて強力に申し入れをしていきたい、かよう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 建設部次長（中上好美君） 泉大津松原線の供用開始に関連して、市道上伯太線並びに上代伏屋線の今後の事業計画についてお答え申し上げます。

上伯太線につきましては現在、大阪府と折衝しておりまして、61年度から用地買収をするための国補助の採択の方向で話が進んでおります。また、上代伏屋線につきましては、すでに現地の測量並びに事前調査が終わり、これから60年度より用地買収の交渉に入る予定でございます。

なお、実際に道路工事に着手しても、接続するとなると相当今後、いろんな問題が出てきますが、一応、両市道についても、用地の買収着手から5年をめどに調査を進めたいと考えております。

以上です。

○ 8番（並河道雄君） もうちょっと答弁がほしいところであります。泉大津松原線の開通に伴い府営住宅と反対側の建て売り住宅の安全対策ですが、信号の問題ではなく、スピードとか子供の問題で非常に危険です。その対策を答えてほしかったんです。

それと、信号は小栗街道に1カ所設置が決まっておりますが、その地点から東側の界の接点まで、上伯太線は別にして信号は1つも無いわけです。その辺のお考えを聞きたかったんです。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 御承知のように本路線は、和泉市内全ルートにつきましては、現段階では側道という形の部分開通でございます。それでこれらの予定線につきましていろいろと問題もございますので、交通安全対策上、施設整備も含めて検討していかなければならないと考えております。いま、御指摘がございました2点につきましても、地元の方々となお協議を詰めて、交通安全対策上の施設整備面での対応を考えていきたいと思っております。
- 8番（並河道雄君） それから、上伯太線との接続については、前逢野部長のときにも議会で要望いたしましてやっとめどがついたわけですが、この点については61年ですか。用地買収以後になるわけですか。
- 建設部次長（中上好美君） 61年度から用地買収ということになってございます。
- 8番（並河道雄君） これについては、信太2号線は現在、通学路になっておりますので府との関係もあり、私どもも府会議員を通して鋭意やっておりますが、もう少し早くなる努力はできないのか、その辺はどうですか。
- 建設部次長（中上好美君） 御指摘の点ですが、議員さんもおっしゃっておられますように府会議員の先生にお願いをし、いろんな方法で大阪府に1日も早くやってくれるように努力しております。したがって、61年度からのめどについては大体、立っておるわけですのでお答えしたんですが、早急にできるように努力したいと思っております。
- 8番（並河道雄君） 地元では、ああいう形で立ち退きも強制的かどうか知りませんが、行っております。非常に危険もありますので、予算もありますので、早急に実現できるようにお願いをしておきます。聞くところによれば、和泉市の道路の予算は1本だけ。だから、東側線1本走らせたら後回しとか、いろんな憶測もありますので、優先順位もあるかと思いますが、この点は以前から議会でも要望してまいりましたので、早急に解決できるように努力をお願いしたいと思っております。

それから、北信太駅前の原付きの禁止問題ですが、これは3月に急にあそこは車と原付きもだめとなったんです。当初は、通勤の人でも通れるもんやと思ひ、かなり警察に引っかかって苦情がきたんです。ところが車については、なるほど朝の通勤時間帯にはたくさんの方が通るので危険であることはわかりますが、原付きについては、商店街の駅の周辺の方は、はっきり言うて7時から9時は店を閉めておりますから関係がないわけです。

たとえば上代地区あるいは太町地区、また、鶴山台から通勤している人は、よく通勤に原付きを使いわけです。しかし、原付きで駅へ行こうと思っても、泉南線から駅へ向かっては全く入れないわけですね。それと、あそこは木津信用の方から北側へも入れないわけですね。ということは、駅周辺へは、この時間帯は原付きで通勤できないことになります。自転車で行けばいい、

となるが、最近是非常に原付きが多い。現実に駅前の自転車置き場には原付きの預かり所もありますが、全くその辺が矛盾しているように思います。地元からも要望書が出ておりますが、部長自身のお考えと、どのように今後、対応していかれるか、もう1回明確なお答えをいただきたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） おっしゃるとおり、私も同感でございます。なお時間をいただきましていろいろと検討を加え、明確な回答ができるようにしてまいりたい、かよう考えますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○ 8番（並河道雄君） 水掛け論になりますが、要するに警察とは現在、交渉中ということですね。

それと、4番目の鶴山台団地周辺の駐車禁止問題についてであります。市に移管したとき、駐車禁止とか、いろんな形で鋭意折衝を進めて取り締まるということでした。地元の団地の人々たちにとっては、駐車場がないということで道路の周辺に置いておられるわけですが、非常に危険です。私もよく現地を見るんですが、子供が飛び出して事故が起こり現実に植物人間になったとか、自治会からも要望があり、早急に何とか解決していただきたいという声が強く出ております。非常に努力され、歩道のところにフェンスを張って置けないようにされたこともありますが、逆にいままで片足駐車だったのが道路へ置くようになってかえって危険な状態になり、裏目に出たという経過があります。この点についてどのように対応されるか、もう少し具体的にお答え願いたい。鋭意努力するとか抽象的な答えでなく、警察ともどのように話を進めておられるのか、また、交渉されたことがあるのか。われわれも精いっぱい自治会等とタイアップしてやってるんですが、もう少し具体的なお答えをいただきたい。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほどもお答えいたしましたように、まず、住民のモラルの高揚が第1だと思います。当然、車庫証明どおりの駐車、また、持ち帰り車の絶滅が図れば路上駐車がなくなると考えます。引き続き警察権力による強制取り締まりも鋭意続けていただくよう努力してまいりたいと思いますが、何を申し上げても、空き地の確保が先ではないかと考えております。公団との話し合いですが、過去、2、3回行っております。公団の責任において空き地、いわゆる駐車場の整備がなされるように努力してまいりたい。現状、これ以上のお答えはしかねるわけでございますので、御理解賜りたいと思います。

○ 8番（並河道雄君） それでは、交通公害についてはいろいろ要望も申し上げましたし、今後については、委員会あるいは直接の交渉のもとで解決を図る努力をされるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 工務課長(仲田博文君) 3番目として、水道工事一部負担金についてお答え申し上げます。

まず第1点目に、上代、上町地区を特別地域として負担金を取っているのか、ということですが、当地区を特別地域と限定しているものではございません。基本的には、和泉市水道加入金及び負担金徴収規定によりまして、直接負担金等を徴収しているものでございます。御指摘の上代、上町地区の給水は現在、鶴山台配水場より給水しておりますが、近年、この周辺地域はミ=開発が多く、配水量の増大を図る必要がございます。この対策といたしまして、あるいは人口増に見合う配水管の老朽布設替えと鶴山台配水場の電気計装設備の改良により運転制御を明確に行い、既設配水塔での限られた容量の中での配水量の増量を図る必要が生じております。これらの工事費につきましては、負担金徴収規定により、受益者である開発者において全額費用負担を行っていただくのが原則でございます。

實際上、他の区域の開発につきましても、すべてこの方法によっているのが実情でございます。しかし、当地区は大きな開発がなく、ミ=開発で個々の開発規模が非常に小さく、全額費用負担していただくのは余りにも大きな負担額となりますので、いろいろ検討いたしましたところ、この周辺には、まだミ=開発が行われるであろう空き地がたくさん残っており、近い将来、確実に宅地化されるであろうという見込み地区が多々ございますので、一応、自然増を含めて必要な総工事費を算出いたしました上、開発者の受益の度合いに応じてアロケーションを行い、できるだけ負担額が公平となるよう留意いたしまして、負担金を徴収しているのが現状でございます。

この場合、自然増に対する負担に係る分についてはすべて水道部が負担しておりますが、御指摘の地域につきましては、昭和56年に第1回目の開発が来た段階で一応、周辺で大体、開発されるであろう戸数を300戸と予想いたしまして、配水管布設工事並びに鶴山台配水場の電気計装設備工事費等合計1億97万5,000円を開発予定戸数で割りました結果、1戸当たり約34万円弱となりまして、その額を徴収しているものでございます。現在、すでに64戸が開発されまして、1,858万円を御負担願っているわけでありまして、用途につきましては、計装テレメーター設備、和田配水場と鶴山台配水場の設備ですが、これの改良費あるいは新設費に2,094万5,000円を使用いたしております。

2番目の他の地域のミ=開発についてはどうか、ということですが、負担金徴収規定によりまして、受益者である開発者において全額費用負担を行っていただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○ 8番(並河道雄君) ちょっと専門的な言葉が出てきてわかりにくかったんですが、要は、

上代地区についてはミ=開発地域や、という感覚で今日までこられたわけですね。他の地域は適切な管が通っていたが、この地域については、行政としてはそういう予測をしてなかった。ところが、急激に開発が進み、いま、答弁があったように300戸ぐらい建つのではない、これはえらいこっちゃ、ということで太い管を入れられた。その分を一部負担という形で1戸当たり34万円ですか、負担願っている、そう解釈したんですが、それなら、以前から予測していなかった行政の責任だと思っんです。これを家を買って消費者に転嫁して、全部業者は上乗せしていきます。やはり市の単費でもそういうことはしてもらわなければいけないと思っんですが、その辺の見解。

それと、集まったお金はどういう計画で、どのように使うのか。ちょっと業者の名前の発表は差し控えますが、どのように使っているのか。実際、地元のために完全に還元されているのか。また、どのような計画で将来、やっていくのか。

それと、上代については以前、火災が2件ありましたが、そのときに消防車が来たんですが、完全に鎮火と言っんですか、消火と言っんですが、とにかく完全に消えるまでできなかった。というのは、管が細いということで、これ以上やると水圧が低いので飲料水に問題が生じるといっことでそのまま消防車は帰った。こういう経過があるわけですね。非常に水道については、地元もいろんな不安を持っていますので、その点ちょっと答弁を願ったいと思っます。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 水道事業についての開発の根幹に触れる問題でございますので、私の方から御説明を申し上げます。

まず、第1点目の急激な開発によって、従来、無計画なところに計画を立てて負担金を取っているのではないかと、したがって、それは行政の責任ではないか、という御指摘でございますが、そうではございません。この水道事業の負担金制度につきましては御承知のとおり、新規開発に伴う急激な都市化が水道財政の悪化の要因となり、現行料金体系据置、既存住民に影響を与えない、また、新規開発は、あくまでも受益者負担の原則、という2つの理由によって、既存住民と新規使用者との負担の公平を図りながら財源を確保していくというのが本制度の趣旨でございます。

ことに本市におきましては広大な地域の中で、しかも、配水管効率の悪い環境下で急激に普及率が高くなった関係上、料金面におきましても過去、府下第1の高負担を願っっていた経過がございます。したがって、こうした背景のもとで負担の公平化となりますと、料金へのはね返りを回避していきたい、これが至上課題でございます。こうしたことから、現行のような新規開発に伴う負担は原因者負担としてやむを得ない、という認識から開発者に深い御理解と御納得をいただいているのが実情でございます。

それから、計画、用途、火災の件でございますが、計画につきましては、先ほども概括的な説明をいたしました。当該地区で一応、300戸程度開発できるだろうという妥当な計画の中で積算をいたしまして、実際問題、配水管布設工事、これは400ミリ管約800メートル、それから、200ミリ管が約1,000メートルを予定してございます。400ミリ管につきましては、自然増対策として市が当然負担するものでございます。また、鶴山台の配水場電気計装設備工事等につきましても当然、実施していかなければなりませんので一応、一定額を算出いたしまして、市の自然増対策と開発者による費用負担の形でやっております。

今後、どのような形で実施していくのか、ということでございますが、先ほど課長から答弁がありましたように、現在、約20%の進捗率でございますので今後、これらにつきましては一応、景気動向あるいは購買力等の開発者側の事情にも大きく左右されますので、私どももいたしましては、62年から65年の間ぐらゐの計画に基づきまして実施してまいりたい、このように考えてございます。

最後の火災に関してでございますが、私どもは水道事業者の方でございますので、飲料水に関する限りにおいては、出水不良等の影響は地元から聞いておりません。ただ、過去の火災において水の出が悪かったということであるならば今後、開発地域につきましては、十分消防署とも協議しながら対応してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○ 8番(並河道雄君) 最後にちょっと。

いま、いろいろ答弁をいただいたんですが、1地域について何でこういうことを言うんか、他地域でこういうことを余り聞いてない。この地域だけがこういう不満が出てきたので、いや特別地域ではないか、ということで質問したんですが、いや、特別地域ではない、といういろいろな説明があって、何やごまかされたような感じで本当は納得してませんが、何か昭和62年から65年までの間には太い管を入れて完全なものにしていくという次長の答弁でした。ただ、余りこういうことは地元住民に知れることはよくないと思います。この地域だけ特別にとられているらしいとか、いろいろな面で不安が残ります。

先ほどの消防については、現実にあったことは事実です。私もあそこに住んでますので、その辺については、もう少し認識を新たにしていきたい。あのときも飲料水に不安があるということで、完全消火という形ではなくて消防車が帰った。消火活動の面からもそういう不安がないように、62年から65年ということですが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それで、最後の1点だけ答弁をいただいて終わりたいと思いますが、この工事は、いまどの地点まで何ミリの管がどういう形で入るんか、ちょっと説明願いたいと思います。

- 工務課長（仲田博文君） 工事の施行区間ですが、鶴山台団地の信太山中学校の交差点、そこまで現在、太い管がきてございます。ここから団地の中を通りまして、志保池公園の横を通り、上伯太線をずりっと下って信太2号線に突き当たるところ、それから、上代へ向かいまして現在、民間開発が行われている周辺まで大きい管で接続する計画でございます。
- 8番（並河道雄君） いまちょっと聞いたんですが、松原線のところに太い管がきているということをお聞きしておりますが、事実ならば、そこから通したら距離も短いし、それだけ経費が安くつくのではないかと思います、それだけ最後。
- 工務課長（仲田博文君） 松原線につきましては、すでに道路計画に基づいて周辺の開発されるであろうことを予測いたしまして、本管を布設してございます。ただ、先ほど出ました上伯太線と松原泉大津線の接点、これができるならば、市の計画しております400ミリが通って、こちらから松原へ行く線、第2阪和付近までは、鶴山台関係から給水するという計画でございます。
- 8番（並河道雄君） いま、要望した点については、62年から65年の間に必ずやっていたくということをお願いしたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。
（午後2時43分休憩）

○
（午後3時05分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。16番・天堀君。

（天堀 博君登壇）

- 16番（天堀 博君） 通告順に従いまして、質問の趣旨説明をさせていただきます。

まず、第1番目は、納花町の産廃問題についてであります。大阪府が当該大栄環境の産業廃棄物処理につきまして、許可をおろした点につきましては以前にも質問しておりますし、実質的経過としましてそれが進行しておりますので、ここでは有害物質の検出等についてお尋ねしたいと思います。

岸和田地裁で当該裁判での大八木義彦証人、この人は、東京教育大学の理学部教授、その後、東京都環境整備公社嘱託等を経まして現在、東京光電株式会社の分析研究所長をされております。この人等の証言で、彼の手によって解明されたところによりますと、すでに水銀等の有害物質が多量に検出されたということであり、この点につきまして、市行政としてどのようにとらえ、あるいは対処されようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

2点目は、市民農園についてであります。(イ)の今後の方向ですが、今回、行われようとしている内容をまず、簡潔に説明をしていただきたいと思います。今後、要求によりましては、これを拡大していくのかどうかということ。さらには、主体がどこになるのか。たとえば市民農園と言うからには、市が主体なのかどうか、その辺も明らかにしていただきたい。ことによれば、単に補助金を出して、それで終わりということになりはせんかという危くはありますが、その点について。それから、トラブルの発生に対してどう対処していくのかという点についてお尋ねしたいと思います。

(ロ)の営農センターに関連してですが、まず、私どもが府会議員団を通して大阪府農林部の農政課等にこれについての対応を聞きましたところ、旧のかんきつ試験場については、かんきつ母樹園としての機能を本場、いわゆる羽曳野市に移して充実整備を図ったということで、この試験場の機能が終了しているわけですが、現在、園地等の維持管理を行っているわけですが、当該地が立地条件に恵まれ、多岐にわたる利用が考えられる土地であり、地元の意向も踏まえて活用を検討してまいりたいという回答を得ております。そこで、農協連絡協議会等から市を通じて、営農センター設立への要望書等が大阪府に出しておりますが、その後の進捗状況等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、横山小学校のプールについてであります。これはたびたび要求もしておりますし、いろんな点で質問もさせていただいておりますので、簡潔にお伺いをしたいと思います。現在のプールの現状等を考え、あるいはグラウンドの状況を勘案いたしますと、移動新設をすることが早急に迫られるわけです。この点について、来年度は予算化されるよう確約されたいわけですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

4点目は、職員採用についてであります。(イ)の不正のないように、ということを出しておりますが、これについては4点、お伺いをしたいと思います。

1つ目は、前回の議会でも取り上げましたけれども、前回の採用につきまして、かなりいろんなうわさとか情報が出ておるわけであります。このようなことが出ないように理事者や市当局は襟を正し、こういう採用試験、その他について取り行すべきであると考えますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、さらに、それぞれの採用予定者数を明らかにしていただきたいと思います。さらに、それが明らかにされるならば、男女等の区分、構成率がどういようになるかの点についても、もし決まっておればお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、今回のそれぞれについての申込者数を明らかにしていただきたいと思います。

4点目は、作業員ということですが、どこの作業員を募集するのか、具体的に

いろんな配分についてもお聞かせ願いたいと思います。

(ロ)の補欠の採用についてであります。これも前回の採用についての問題であります。特に保母の採用につきましては、当初の採用予定者が一応、私どもが聞き及んでいるところによりますと8名でしたが、追加1名で9名の採用と聞いております。その辺、事実そうであったのかどうかということと、あわせて補欠採用者があったと聞いておりますが、何名補欠採用者があって、現状はどうなっているのか。また、なぜそのような措置をとったのかという点についてお伺いをしたいと思います。

5点目は、選管の業務についてであります。長期出張者からの投票行使の問い合わせにつきまして、選管が先日、いろいろと対応されております。そこで間違い等も生じたわけですが、その辺の経過と結果についてまず、御報告を願いたいと思います。

(ロ)については、点字の投票であります。各投票所における点字投票については、どのような取り扱いをされるのか。この点についてお聞かせを願いたいと思います。

以上、大きく分けて5点について質問をさせていただきました。お答えによりましては、自席から再質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議長にお願いをいたしますのは、何分にも質問が多岐にわたっておりますので、時間、その他についてはできるだけ1時間以内でおさめたいと思いますが、延長の方もよろしくお願いをいたしたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） まず、第1点の納花町産廃問題についてお答え申し上げます。

まず、水質検査等の対処について、有機物質の検出等があったが、どのようにとらえ、どのように対処しようとするのか、というお尋ねでございました。岸和田地裁で過日証人として出廷された大八木氏の有害物質の検出でございますけれども、これが産業廃棄物の埋め立て等の処分する上でかなり因果関係がありや否やということ、直接的な問題にならうかと存じております。

本市におきましては、去る昭和55年9月に許可され、同12月より埋め立て業務を開始され、その時点より大阪府において4カ所、市交通公害課においては8カ所、市水道部においては3カ所、合計15カ所でそれぞれの検査を行っております。その場所は、処分場内及びその周辺、塚か谷山池、神田川水路等のいわゆる土壌と水質の汚染、汚濁の変化があれば、最も早期かつ敏感に作用する地点を選抜して水質検査を行っているわけでございます。過去の頻度から見ますと、大阪府、市交通公害課、市水道部それぞれ月1回実施しております。過去、ずっと経過を見ますと、操業開始以来現在まで、水質に大きな変化を来したことはございません。

1年を通して季節的な若干の変化はございますが、全体的におおむね良好というか、変化はしていない、かよう判断しております。

御指摘がございました、かようなかでどう対処するのか、というお尋ねでございますけれども、もちろん、大阪府におきましては許可権者として、市交通公害課は公害防止協定から、また、市水道部は上水保全の立場から、それぞれ厳しい管理体制を敷いております。また一方、御案内のとおり、地元町会、自治会からは、昭和56年5月20日以来、埋め立て処分に対する仮処分命令申請でもって岸和田地裁で係争中でございます。私どもといたしましては、搬入、埋め立てされる廃棄物が許可品目に限っているかどうか厳正なチェック並びに水質分析調査等常に緊張した態度で臨み、公害の未然防止、市民の不安解消のために努力を続けたい、かよう考えているわけでございます。

次に、2点目の市民農園のお尋ねでございます。後々、要望があったら拡大するのか、というお尋ねでございました。今回、地元町会並びにその受け皿として御協力願える田畑の提供者との間にうまく整いまして、協定等契約が成立いたしました。この市民農園の事業は要綱を設けまして、また、補助金の交付要項等々を整備いたしまして、まず、テストケースとして出発させていただいたものでございます。今後、地元で土地等の提供いただける奇持な方がございまして、なお、市民農園を運営していくということがございましたら、市はその中に立ちまして補完的にいろいろと協力させていただきたい、かよう考えるわけでございます。

次に、主体はどこにあるのか、というお尋ねでございました。もちろん、土地の借り受けされる方と土地提供者との間で契約等を結びまして、利用者との間で相互責任をもってやっていただく。市は、それらの1つの立会人として指導助言、それからアドバイス等をしていきたい、かよう考えております。

最も懸念される3番目のトラブルの解消策でございますが、この要綱の中にもいろいろ設けておりますけれども、それぞれ相互の間で協議の上、トラブル解消策をしていただくというように取り決めていただいております。いわゆる紛争等の解決でございますけれども、発生する事故及び紛争については、甲乙という形で、乙が解決するものとし、甲は、一切その責任を負わないものとする、ということで、紛争等については、借り受けの方がいろいろと調整整備された上で、ほかに迷惑をかけないように対処する。これについても、市は最後まで見届けてあっせんの労を因る形で進めていきたい、かよう考えております。

次に、営農センターに関連してのお尋ねでございました。現在、いろいろとお示しされたように、旧かんきつ試験場は現在、府の農政課の方で園地の維持管理中でございます。過般、農協連絡協議会の御要望を含め、府の方にいろいろと営農センター設置についてお願いを申し上

けております。過般も農政課、その他2、3の課を回り、いろいろとその実現に向けての府の意向等をお尋ねし、要望に沿った形でぜひとも貸与していただきたいということのお話をいたしております。現状のところ、無償か有償か、また売買か、それらの詰めはいたしておりませんが、府といたしましては、地元から持ち上がっております管農センター建設計画等について十分御理解を賜っておりまして、何とかの御配慮をいただき、希望に沿うような形で貸与されるように、なお一層の努力を進めてまいりたいということをごさいます、現時点では、それ以上の進展はございません。あわせて御説明を申し上げ、御答弁とさせていただきます。

○ 1-6番(天堀 博君) まず、産衛関係で2つ出ましたので、再質問させていただきます。

産業廃棄物の問題ですが、水質調査等の場所についてお聞きをしたわけですが、確かにそれぞれ合わせて15カ所でいろんな検査をされております。一定の内部的な資料等は、私どもも見せていただきましたが、それなりに谷山池の表層水、それから、処理場内の井戸水、いわゆる地下水等の調査もされております。その点について、いずれも原課でお聞きしたところでは、有害とされる基準値以上のものは出ていないということで行われているようであります。

地元で心配されていることとあわせ、市としても積極的に問題に取り組んでいかななくてはならないのはどういうことかと言いますと、たとえばここに大八木氏が証言された内容があるわけですが、私は、この証言のとおりであると思います。時間の関係ですべてをお話するわけにいかんのですが、たとえば環境分析の立場に立った場合、分析をしていきますと、いろんな金属、その他の有害物質などを合せて分析数値がたくさん出てくるということです。これは危ない、環境基準よりも高くなっていると考えるのが通常だというわけです。ただ、環境基準というのは、すべての物質にあるわけではなく、むしろ専門家から言うと、いろんな環境基準が設けられている物質は少ない。その数値をいちいち環境基準に照らし合わせて規制しようとしても不可能だということなどから、この方が言うのは、地球科学的な解釈だと言われてますが、そういう点から、出て来た基準数値がどんな意味を持っているかという立場から考えておられるということでもあります。

その数値が危険だという場合はどういときか。単なる1つ1つの数値の大きさでもって言うことではないんだ。たとえば現在、すぐに病人が出るとか、動植物が死ぬとかの状況ではなくても、このような有害物質というのは、一般に徐々に慢性毒という形で体内に蓄積していく。その結果、ある量となると病人が出たりするということです。その点で非常に重要だという立場から述べられてます。私も全く同感であるわけです。

この方は、いままでいろいろと東京・板橋の印刷工場の植字工など工具さんが鉛中毒になったこととか、あるいは森永のヒ素ミルク事件あるいは水俣病などについても、病原物質が何も

わからなかった時代から直接そういうことにかかわり、富山県の神通川のイタイタイ病についても、実験グループとして参加されているという方です。そういう方の証言です。数値そのものが大きいということではなく、総合的にいろんな問題が出てくるんだというふうに述べられているわけです。

しかも、これは市の職員さんも参考のために、ということで、その都度参加されておられるのでおわかりと思いますが、今回の水質検査等では、表層水は検査をされているんですが、ヘドロについてはされていない。このヘドロの検査をしたら、いわゆる1メートル幾らかの深い部分のヘドロを取ってきて検査をしているのと、ヘドロの表層面の部分の検査をしたのでは全く違う。深い部分は、以前から蓄積されているから水銀の数値は非常に低い。ところが、雨が降ったりして幾分か流れ込んだ後のいま、現在のヘドロの表面の水銀数値が高い。その点では、非常に危険だと指摘されてます。いますぐこのことによって、たとえば奇形の魚が出るとか、人間の体がおかしくなるということではないんだ。しかし、そういうものが蓄積されていっては大変なことになるんですよ、と述べられています。

この点については、市は大栄環境からお金をもらっていろいろ検査、調査をしていますが、そういうことだけにとどまらず、こういう裁判等に出されているヘドロとか、ここだけに限らずハトコ川の上流水域の問題もあります。ここへ水を持ってきて質問をしたこともありますが、そういう点も含めて、市内でややこしい、危くされるところがあれば積極的に調査していくことが大事ではないか。ただ、役所仕事として通り一遍に、ことここだけと決めて調査したら終わり、という考えは間違いなんだと考えますので、その点について、まず、見解をお聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 御承知のように地球上において、また、土壌の中には水銀が多く含まれております。人体にも55キログラムの方で3.3ミリの水銀を保有しているというデータも出ております。人体の場合、食べた魚からとか、特に軽量のものについてはすぐ排出されるという状況だ、という学者のデータも聞くところでございます。御承知だと思いますけれども、昭和41年、水稻のイモチ病の殺菌農薬に多量の水銀が含有し、土壌に残留するというところで使用禁止になっております。また、昭和41年ですか、みかん、かきなどの果樹の殺菌剤にウズブロン薬、これも使用が禁止されております。特に本市の産廃埋め立て処分場周辺は、かんきつの生産が盛んなところでございまして、この栽培にいろいろと過去、こういった農薬等の使用もされてきた経過がございます。

私は、全く軽視はいたしませんけれども、現状、15カ所で検査が行われているところは、最も敏感に作用するであろうという場所での検査でございまして、あえて場所をすぐ変えるこ

とは現在のところ、考えておりません。過般来、合同対策委員会の方々の要望でいろいろ協議もございましたが、今後の検討材料として対応してまいりたいということで終わっております。あえて先生の御指摘もございますので、再度、内部で十分に協議をいたしまして、谷山池のヘドロの採取による水質検査等については検討してまいりたい、かよう考えますので、御理解賜りたいと思います。

- 16番(天堀 博君) いま聞いたら、何や知らんが、そういう形の論議だけに終わるのかわかるとしたら、最後に、谷山池のヘドロ等も調査する方向で検討するという答弁でしたが、とにかく私は先ほど言ったように、ここに限らず、市全体について危くあるところは、積極的に向いて調査、検査をやらなかったらいけないと申し上げています。ここはたまたま大栄環境が来てこういうことになったからということで、協定を結んでお金をもらい、あるいは向こうに検査させておりましたが、それだけにとどまらず、市長も聞いてほしいが、市独自できちんとやるべきことはやっていき、市民の安全を守っていくことが非常に大事だと考えますので、その立場を忘れないでほしいというふうに考えます。ですから、いまの最後の答弁の方向で、ぜひ谷山池のヘドロに限った問題ではございませんが、その方向で検討していただくことをお約束していただきましたので、この点については、終わっておきます。

それから、市民農園でございますけれども、いわゆる契約との関連からいって、もちろん、土地や田畑の提供者あるいは所有者に迷惑のかからないようにしなければいかんことは大前提だと思います。せっかくの御好意に対して、後ろ足で砂をかけるようなことがあってはいかんと思います。ただし、やはり市の方は、トラブルの問題については、これは部長も心配をされているように発生すると思う。非常にいいことだということで市民農園をやり始めたが、トラブルが起きてこじれては何にもなりません。今後、土地の提供者も出てこなくなるかもしれないので、当然、市が知らん顔をするにはならないと思いますけれども、その点では、十分に市の方もトラブルが起きた場合の対策として、仲に入っているような努力をされるよう、単に要綱なり契約がこうだということだけにとどまらず、努力をされたいと思います。これは今後の問題ですので意見だけ申し上げ、そういうふうにやっていただきたいと思います。

それから、営農センターにつきましては、もちろん、進捗状況がそう進んでないわけですが、私がなぜ市民農園のところまでこれを出したかと言いますと、先ほどちょっと府の話をしたんですが、やはりあのかんきつ母樹園の跡地そのものが、地域的には、非常に有効利用ができるような土地だと思います。今度の中央丘陵開発地にちょうど面している部分になります。放っとけば、府がどこかへ転売してしまうかわからない状況でした。もちろん、営農センターの要望を出し、積極的に市が乗り出されていくことは非常にいいことだと思います。

合わせて管農センターにどどまらず、やはりこれは仮称なんです、農業公園というか、そういうものがあつたかどうかは別として、そういう向きのもの、あるいはその中にいわゆる市直営の市民農園をこしらえていくとか、また、全市民的に土地利用を図っていくようなものにしていくことも、1つの方策として、そうせよ、というわけじゃありませんけれど、もしその辺でのお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 現在、管農センターとして考えております土地は、総面積で約2万5,500平方メートルという広大な土地で環境もりっぱでございませう。ただ、難点といいたしておりますのは、急な傾斜地でございませう。その上、水の確保等が大変困難な情勢にあるところでございませう。これをどうしても市民農園とか、その他いろんな用途を考えて貸与しようという方法も考えられますが、大々的な土地改良をすることが必要じゃないかとも考えております。いずれにしても、府の方で御検討いただいておりますけれども、市でも何とかこれを実現していきたい。当面は、管農センター構想の中で取り上げていきたいということで努力しているところでございませう。近く府の方でも決断をされると思っておりますが、とりあえず、借り受けた後の問題は問題として現状、これに努力しておるということでございませう。いろいろ御提唱いただいております計画の内容等も胸に体しまして、今後の緊急課題といたしますので、よろしく願いたいと思います。

- 16番（天堀 博君） 前回も言いましたが、受け皿とか事務局等の問題が非常に大事だと思っております。農協も、いまのところは和泉市農協と一本の農協ではない。事務局をどこで扱うのかとなると、いろいろむずかしい問題がございませう。やはり和泉市がこれに乗り出すとか、あるいは受け皿を考え、構想を持って行ってやるとか、積極的にやっていたきたいと思っております。特に中央丘陵開発の中で和泉市の農業そのものがどんどん破壊されていく。農業が非常にやりにくい状況はありますが、そういう点での農業の振興を図る1つの手立てとして、特に都市近郊農業を振興する点からいけば、和泉市としても、積極的に取り組む姿勢が必要ではないかと考えますので、その点は、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、第3点目をお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱（逢野博之君） 3点目の横山小学校プールについてお答え申し上げます。

御指摘のプールの現状並びにグラウンドの有効活用の面からの御指摘だと思います。このプールは、昭和35年10月につくられておりまして、すでに24年が経過いたしております。老朽化も進んでおる実態でございませう。ただ、先ほど先生もおっしゃられましたように、地元の

市民からも移転改築の御要望もいただいております。また、この小学校の中には、昭和57年に幼稚園が併設されておりましたのを別の場所に新築移転をいたしましたので、学校の形態からいたしましても、このプールの移転によって、学校全体の有効活用を図れることは、御指摘のとおりでございます。

ただ、これを改築するとなりますと、国庫補助対象としての耐用年限が30年という基準がございます。35年設置から見ますと、30年経過として昭和65年という一定の基準がございます。ただ、財源の上からわれわれが1つのよりどころとしておりますのは、このプールは昭和35年、地元PTAの方々の御奉仕によって設置されたものでございます。補助は受けておりません。そういう面から国に対しまして過去、何回となく財源確保に向けて取り組んできておりますが、今後も引き続きそれを1つのよりどころに、早期にこのプールの移転改築ができるように全力で取り組んでまいります。先ほどの端的な御質問の中で、来年度予算の確約という御要望もございましたが、いま、申し上げました理由でもってひとつ御容赦願いたいと思います。全力を挙げて来年度も財源確保に向けて取り組んでまいります。

- 16番(天堀 博君) ほぼそういうことでのいいんですが、ちょっと聞きますが、現在、市内の小中学校を合わせまして、非常に水漏れ、その他で改修を急がなければならないというプールが他にあるかどうかということと、寄付で35年につくられたものですが、こういうプールが市内にあるかどうか。この2点について。
- 管理部次長兼総務課長事務取扱(逢野博之君) この横山小学校と相前後してつくられたプールは他にもございます。ただいま具体的な資料は持ち合わせてございませんが、この時期につくられたプールにつきましては、かなり傷んでおります。したがって、横山小学校のプール同様、われわれといたしましては、国に向けまして、改築についての財源確保に取り組んでいるところでございます。また、PTAの手によってつくられたプールは他にもございます。
- 16番(天堀 博君) 寄付でつくられたものはどこら辺かということと、この水漏れ、その他で大幅に改修をしなければならないプールも含めて結構ですので、資料を出していただきたいと思っております。

そういう観点に立って、他にもあるということでございますので、そういうことも含めて国の方に、言うてみたら、補助は初めてもらうわけですからね、ぜひプールの新設をお願いしたい。

特に横山小学校は前からお話してきますように、グラウンドが非常に狭くなっています。土地の権利者の方のいろんな御好意を受けて、せっかく幼稚園が別のところに移築いたしましたけれども、グラウンドそのものは広くならないままです。今年も体育祭に出向きましたが、非常に狭

い。いつも言ってますが、トラックそのものを丸くして走らないかんという状況です。その点でけがも多く、なかなか十分に伸び伸びした運動ができない状況になっております。この点では、来年度に予算化されるような方向でひとつ前向きに努力していただきたいことを要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） 職員採用についてお答えいたします。

まず、(1)の不正のないように、という項目の中で1点目、前回の採用時におきまして好ましくなくいわきが出たとのことで、まことに遺憾に存ずるところでございますが、職員採用につきましては、原則として毎年、府下共通の試験に一般公募により実施しておりまして、採用の決定につきましては、職員任用規定を遵守しながら、厳正かつ公平に取り扱っているところでございます。

次に、2点目の今回の採用予定人員、男女の区分についてでございますが、それぞれの職種におきましては、いずれも若干名といたしてございますが、これは募集要綱作成時におきましては、その時点の欠員状況あるいは職場からの要望等を勘案いたしまして、一定の採用見込み人員を立ててはございますけれども、採用決定段階までに著しい状況の変化等が生じた場合には、若干の増減もやむを得ない場合もございます。そういった場合、募集人員を限定しておりますと、このような事態の場合には、住民からいろいろと誤解なり御不信を招く恐れがございますので、限定方針を避けて若干名としているものでございます。また、採用人員の男女の区分につきましては、本市では一切、区分はいたしてございません。あくまでも、1次、2次等の試験を含めた結果によるものでございます。

それから、3点目の今回の受験申込者数でございますけれども、職種別に申し上げますと、事務職におきましては、上級61名、初級99名。それから、栄養士12名、調理員201名、用務員101名、作業員65名、消防13名、合計552名となっております。

次に、4点目の作業員はどこ職場の作業員か、という質問でございましたが、作業員につきましては、土木現場作業員と清掃現場作業員とがございまして、今回の採用対象といたしますのは、建設部の土木作業員でございます。

次に、(2)の部分で補欠採用の件について、その理由と人員、その後の経過等についての御質問でございますけれども、昭和59年度、前回の保母職採用につきましては、任用委員会における採用決定の最終段階で、採用予定人員で第9位の成績同点者が3名ございました。その時点でいかに取り扱いかについて、大変苦慮いたしましたことは事実でございますが、御承知のとおり、本市では、保母職が約280名おりまして、結婚、出産、家庭の事情等によりまして、退

職者も他の職種に比べ圧倒的に多い実態でございます。このような実態を踏まえ、また、保母職につきましても、一定の基準配置になっておりますこと等も考慮いたしまして、補欠採用の方法をとったわけでございます。

そして、その後の経過になるわけでございますが、補欠採用の2名につきましても、例年の場合ですと、4月早々にも退職等がございますものの、本年に限りましては、まだ欠員が生じておりません。したがって、正規の採用には至ってございません。しかし、本年8月ごろになりまして、いわゆる60年3月末をもって退職される者が2名申し出てまいりました。そこで、これら2名の欠員補充につきましても、保育担当部局からも人事当局に強い採用方の申し出がございました。しかし、これに対しまして、今年度はすでに府下共通の採用試験は締め切っておりますので、採用方針につきましても苦慮いたしました結果、59年度採用扱いになっておりますけれども、100数十名という公募の中から選ばれましたこれら2名の補欠採用者を、この昭和60年3月退職の欠員補充として採用いたしたく考えておるところでございます。

以上、職員採用についての答弁といたします。

- 16番(天堀 博君) 質問の中でちょっとこちらの勝手な解釈なのか、答弁漏れなのか知りませんが、不正のないように、という項目の中での2点目、採用予定人員数が若干名、いま、言われた理由は納得するかどうかは別として、現時点で明らかにしてほしいということです。その点どうですか。同じ見解ですか。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱(神藤恒治君) 現在、一応、採用職種を選定するとき、一定の採用予定人員というものは立ててございますけれども、先ほど申し上げましたような特別な事情が生じた場合等、変更もやむを得ない場合でございますので、一応、公開はいたしてございません。そういう点で御了解をいただきたいと思います。
- 16番(天堀 博君) それでは、再質問をいたします。

とにかくいろんなりわさや情報が入りますので、この点については、こちらからの提案もありますが、市長、襟を正してやってください。任用委員会は助役さんが長ですね。襟を正してください。単なるりわさですから、放っといたかて出てくるかわかりませんが、しかし、火のないところに煙は立たない、というたとえもありますので、そういうりわさの出ないように襟を正してやっていただきたい。これは意見にとどめておきます。

2つ目に、採用予定人員はなぜ明らかにされないのか。一定いろいろ考えておられるようですが、いまの話では、上級事務職でも何人かあるわけでしょう。たとえば10人なら10人とすると、最低10人は採らないかんのかやったら、12~13人から15人の範囲ぐらひは明らかにできるんじゃないか。

堺市なんかは明らかにしているでしょう。これは10月16日(火曜日)の毎日新聞ですが、これは今回の質問には入っておりませんが、卒業見込みの者以外でも採用試験は受けられるということに今年は変わりました。すでに卒業しておる人でも、浪人をした人でもいける、となっておりますが、それは別にして、これはいわゆる公開したのどうかは知りませんが、新聞記者が記事に書くということは、半ば公開していると考えられます。募集人員は、事務系が大卒80人、高卒程度の学歴で約40人。60歳定年制導入で昨年より10人ふえている。身体障害者は3人程度採用を予定しているが、技術系云々一、となっております。こういうふうに堺なんかは明らかにしているわけですよ。なぜ和泉市では明らかにできないのか、どうも不思議でかなわん。8人やと思っておって9人になったら、なぜ9人になったんや、とつかれるということではありますが、それやったら、8人から10人程度の幅を持って出したらいいと思います。なぜその人数を明らかにできないのか、これが再質問の1つです。

それから、作業員ですが、土木現業の作業員ということですが、それ以外の作業関係では今回、退職予定者等は出ておらないんでしょうか。

この2点。

- 市長公室次長兼人事課長事務取扱(神藤恒治君) お答えが前後するかも知りませんが、作業員の件につきましては今回、退職予定者は土木作業員でございます。そして、衛生作業員では、退職者はございません。そういった関係で、本年度先ほど申し上げましたように、土木作業員を採用の対象と考えております。

それから、議員さんが御指摘のとおり、採用予定人員に一定の幅を持たせる、あるいはある程度という表現あるいは前回のよう限定する場合等々の方法がございます。当市においても、昨年は一応、限定した数値を出したんですが、今回は、流動的な変更ができるという意味合いもございますので、若干という表現の形をとらせてもらったわけです。ただ、若干名という表現をしたから自由採用、何名でも増減できるという考えは毛頭ございません。欠員の実態あるいは市行政上の観点から、厳正に人員を確定していくということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

- 16番(天堀 博君) 若干という言葉にもいろいろありますよ。若干名というのもあり、弱冠16歳というのもあり非常に幅が広いが、われわれが若干というのは、幅の狭いものだと思います。やはり今回は、恐らくわれわれの調査によりますと、調理員さんにはかなりアルバイトとか、現実問題としてはいろんな者で成ってるわけでしょう。大体、頭の中で計算して、10人以上の人を採らないかんと思う。そういうことでは、ある程度はっきりさせた方が試験を受ける側にしても、言うてみたら、何人採るんやわからなないと、10人なら10人採る

のとでは意欲が違ってきますよ。いろんな不安材料にもなりますので、その点は、出すべきものは出した方がいいのではないかと。これは意見として言うておきます。

それから、衛生関係の作業員では、退職者がおらないということですね。これも間違いないですな。土木、下水関係だけですね。これは今年の退職者の補充ということですか。それとも、ふやすんですか。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） 現在、退職者は2名予定がございまして。そして、建設部所管から作業員の増員の要望がまいっておりまして現在、その実態を精査しておるところでございます。最終的には、退職者プラス増員になるかと予測しておりますが、まだ最終決定には至ってございません。

○ 16番（天堀 博君） 一応のプラス要因はあるということですね。その辺はそれでよろしい。

補欠採用についてでございますけれども、先ほど、おかしなことを言うてましたな。9位の成績者が3人おったわけですか。それで順位がつけがたいということだったが、やめたかなんかで採ることになったんでしょう。それはいいですよ。9人採るのに難儀やな、3人とも採用するわけにはいかんということでしょう。ただ、優劣をつけがたいのに、なぜ1人だけ採用したんですか。公開できなかつたらよろしい。同じ成績の3人のうち、なぜ1人だけ採用したのかということですよ。優劣はつけがたかったんでしょう。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱（神藤恒治君） 採用試験には、1次と2次がございまして。2次試験で最終的な決定をするわけですが、その時点で3名が同点であった。そして、その3名については、結果的には順序がついたわけですが。特に1次試験の結果で、これはいいか悪いかは別として、それを参考にしながら、強いて順序をつけたものでございまして。

○ 16番（天堀 博君） ますます不可解なことになってくるんですが、補欠採用でずっと引っ張ってきて、たまたま来年の3月に退職される方が2人出てきた。そこで、59年度だが、60年度として充てていくという方針でしょう。これは職員組合との協議もできてるかということもありますが、その点ひとつお聞かせ願いたい。はっきりそういうことを言明できるかどうかです。

それから、いま、盛んにいろいろ年度途中の採用は、補充も含めて登録制度、その他で組合の方からも要求があったりしてありますが、これは9月6日付の「日刊いずみ」という組合が出しているもののコピーですが、この最後に書いてありますが、そういうことには答えてきてなかった。ところが今回に限って、なぜか知らんが補欠採用を2名している。しかも、何や知らんが、同点者が3人おって、9人採るのに1次試験のいい人を入れたというのが、そんなけつたいなことを

なぜやるんですか。その人には悪いが、そんなおかしなことをするんなら、3人ともすっぱり切ってすっきりした方がいい。それとも、3人全部採用するとかした方がすっきりしたんじゃないか。この問題は、恐らく次長だけではいかんと思います。採用の人員は何名か、予定人員ぐらいまでは人事当局なり次長サイドぐらいまではいくと思いますが、そういうことをやるのは、市長、助役あるいは参与あたりのトップクラスの決裁がなければできないことでしょう。それとも、決裁なしでやったんですか。

- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

経過等につきましては、ただいま次長がお答え申し上げたとおりでございます。試験の方法と申しますのは、1次試験、2次試験がございます。2次試験には、大体1倍半ぐらいを採ってきている経過がございます。2次試験の結果、ただいま申し上げましたように、同点の成績が3名ございました。そこで、どうして1名採用したのかとなりますと、1次試験の結果を見て採用したのは事実でございます。

先ほど申し上げましたように、300名弱という保母職の中では、他の職種に比べて結婚適齢期の人も多く、年度途中の退職あるいはお産による休暇等が非常に多うございます。それと、昭和60年4月付の保母職の採用につきましては、8月時点ではわからないという決定もされた中で、御承知のように、前回の議会で60歳定年制も御可決いただき、8月時点で2名の退職者が予定として出てまいっております。それらの中で、この2名を何とか退職予定者2名の補充として採用してはどうか、という話の中で、任用委員会の議を経て、このような取り扱いをしたものでございまして、その点ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

- 16番（天堀 博君） 歯切れの悪い話ばかりですが、8月の時点で退職希望者が出たわけでしょう、来年3月のね。希望者が2名出るというのは、はっきりわかってましたか。
- 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） これは届け出制度になってますので、その時点では、的確に承知することはできませんでした。特に定年制は60歳でございまして、今回、退職希望として出てこられたのは、満55歳の退職者でございます。
- 16番（天堀 博君） たまたま2名を補欠採用したが、それまでは、アルバイトか何かで引っ張ってきたから受けさせたんでしょ。実際、アルバイトでやってきとったようでございます。アルバイトを雇おうが、だれを雇おうが別問題として、私は、その人個人を言うてるんじゃない。市の対応の仕方が不可思議やから言うてるんです。せやから、たまたま8月時点で55歳の2名の退職希望者が出たから、任用委員会の議を経てそこへ放り込んだんでしょ。これはおかしいじゃないですか。

1次試験でいい点数を取ったから入れたんやったら、内定通知を先に出したんですか。その

3人に内定通知を出したが、1人しか入れない。たとえば11人に内定通知を出して、そして、9人しかあかなんだから9人しか採らなんだ、というんじゃないでしょう。わかった時点で、採用します、と出したんでしょう。それで、2名が補欠採用なんて、なぜそんな措置をとったのか。こんなことをするからいろいろ言われるんですよ。結局、このままいけたらいくんじゃないですか。採用できないじゃないですか、可哀そうにね。たまたま降ってわいたようにぼつと2名の退職希望者が出てうまいこといったからよかったが、そんなことはおかしいから質問してらんです。おかしくないですか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 当初、採用内定の通知は出してございません。通知は、一定の期間におきまして退職者が出、繰り入れて採用しましょう、ということで、補欠採用という通知を出しております。来年3月末までに退職者が出ない場合、天堀議員さんがおっしゃるように、そのまま補欠採用は3月末で失効し採用はできない、かよう考えております。

○ 16番（天堀 博君） 補欠というのは、去年はやりましたか。57年ですか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） やっておりません。

○ 16番（天堀 博君） いままでこんな例はないでしょう。病院か何かで途中で採用したことがありますね。そういうときは、病院の職員さんからいろいろ要望が出た。アルバイトばかりでやっていかれへんということで、病院事務経験者を採用したことはあったでしょう。特に280名から300人近い保母さんがおられる。始終、産休や何やで休むから、アルバイトを入れて回ってるわけでしょう。だから、極端に言えば、2人や3人欠員になっても、1年や2年は持ちこたえられるでしょう。それをわざわざ補欠採用の2名を採った。最初は1次試験の成績のいい人を入れたというのが、1次試験の点数がよかったからか、それとも、2次試験もよかったんか。それとも、一緒やったんか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 総合点でございます。

○ 16番（天堀 博君） 総合点がよかって、任用委員会では1人しか採らないでしょう。それやったら、なぜ1名と決めたんですか。2次は面接と作文ですか。その内容を検討すれば、3名の優劣をつけて1人だけ採用するのはおかしいんじゃないか。補欠が2名おることがおかしいから聞いてます。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） お答え申し上げます。

天堀議員さんも御承知のとおり、昭和59年の4月1日、その前の58年4月1日の時点では、保母職の一定の数は採用してきております。60年4月1日採用の保母職については、今回は採用しないという1つの前提もございまして。したがって、300人弱という中では、結婚

適齢期の人も多いので退職者も出るのではないかとこともあり、また、保母職については、特に厚生省基準が決めておられて、できるだけ、基準数を配置してまいっているのが実態でございます。したがって、60年4月1日の保母職の採用は、今回はしないという前提がございましたので、できれば100数十名の中から成績優秀な9、10、11の3名を補欠採用ということに踏み切り、一定の期間、60年3月末までに退職者が生じた場合、これら3人のうちから補充してこうという経過の中で、任用委員会の議を経てこのような方法をとらせていただいたわけでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 16番(天堀 博君) これは理解できませんよ。そんなもの理解できるんやったら、いろいろ聞いた時点でこんな質問はしませんよ。わからんから言うてます。おかしいか、おかしくないか、言うてくれと言ってます。任用委員長は助役さんですか。これはおかしいんならおかしい、おかしくないんならおかしくない、今後もこういうことでやるんや、と説明してくださいよ。今度の採用も補欠登録を決めてきちっとやります。途中で退職者が出たら登録から採りますか。はっきりしてください。

○ 助役(坂口禮之助君) 昨年度の保母職の採用試験におきまして補欠採用制度を使ったことにつきまして、いろいろ天堀議員さんから御指摘がございますが、われわれといたしましては先ほど来、参与なり次長が説明しておりますように、最終的な総合点でたまたま3人の者が同点になられたということとございまして、これの優劣を決めるのは非常にむずかしゅうございました。そうした中で、保母職の方々が200数十名おられますが、従来状況を見ておりましたら、保母職に限って、圧倒的に途中でかなりの方々が退職しているという実際のデータがございます。そうした中で、本年に限って、この総合点同点の者を一応、優劣をつけたいということから、1年間の補欠採用として、採用候補者名簿に登録しておこうということの最終的に結論を出したわけでございます。

従来から余り取り扱ひのないそのような方法を今回に限ってとったことにつきまして、いろいろ御指摘を受けておるところでございますが、同点で、しかも、100数十人が競い合っただけでございまして、ここまで漕ぎつけてこられた方々の心情を思いますと、3人のうち1人は、たまたま3月末で急拠、予定しておらなかった退職者が出、繰り上げて正式採用されたわけでございますが、その人たちの心情を思いますと、この方法をとらざるを得なかった事情でございます。

今後、こういうことを行っていくのか、という問題でございますが、確かに御指摘をいただいている点につきましては、私自身も感ずるところがございます。年間を通じまして欠員の出る場合もありますが、こういう方式はやるべきではないと個人的には考えております。そしてまた、任用委員会の皆さん方にもお諮りし、そうした扱ひは今後、やらないという方向で協議

を進めてきているわけですので、御理解を賜りたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 私がこの問題で食い下がっているのは、やはり当初に言いましたように、非常にいろんをよくないうわさや情報が耳に入ってくる。うわさですから、私は信用してませんが、答案用紙を書き直したとか言うてますよ。私は、書き直したりするのを見ているわけじゃありませんし、そんなことは滅多にできるものではないと言うてます。せやけど、現実の問題としてこういうことが起きてくるから、そういうふうに言われんじゃないですか。学校問題で優劣をつけるのは好きじゃないが、この学校の人なら本来、通らないかんはずなのに通ってないということも出てくるから、何かしら、おかしいんじゃないかと言われるのは当然だと思えます。その辺、あなた方はみずからそういうことを行っているわけですよ。まともに表を歩けないようなことをするから、いろんうわさがまことしやかに出てくるんじゃないですか。この補欠採用の人も、うまいことやめる人が出たのでそこへ入れる、できすぎてますよ、こんな話はね。違いますか。

市長、私は最終的にはわからないんですが、あんたが雇うわけでしょう。こんなことをやったことについて、あるいは来年春に2人を採用することについて、間違いやったら間違いやったらとはっきり言うてくださいよ。あんたは一番えらいんやから。それで終わります。

- 市長(池田忠雄君) いろいろ職員採用についての御指摘をいただいているところでございます。もちろん、先ほどから人事当局あるいは助役も御答弁をいたしておりますとおりでございます。私も責任者でございます。襟を正して厳正、公平な採用をするようにという指示をいたしております。なお一層、襟を正してこうしたうわさが出ないように、当然のことながらやっまいりたい、このように存じておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

- 16番(天堀 博君) 市長から厳正、公平に、というお答えがありました。最後に1つ、提案もしておきます。

ぜひこれはそういうふうにやってほしいと思いますのは、こういうよけいなうわさなどが出るので、職員組合との間でいろいろ交渉が持たれて、こういう問題も出てくるでしょう。せやから、職員組合の代表とか、そういう人たちを任用委員会に入れるとかもぜひ検討していただきたい。他の市でも入れているところもございまして、今後の問題として、正々堂々とやるんやったら、組合の代表も入れてきちんとしていくことも1つの方法だと考えますので、課題として求めておきます。

これについての意見は先ほどから言うように、雇うと決めた人をやめさせるわけにはいきません。その人たちには責任は何もないわけです。市のかかわってきた担当者等に大きな責任があるわけですよ。しかも、助役さんの情ある言葉によれば、ここまで漕ぎつけてきたんやから、

と言われるが、そのときどきにそんなことを言われますので私は信用しません。いままで漕ぎつけてきた人でも切ってきたんやからね。そういう一時しのぎの言い逃れはやめていただきたい。きちっとすべきところはきちっとして採用試験で不正な問題が起きないより、また、よくないいわさもされないように、火のないところに煙は立たない、というたとえもありますので、厳正にやっていただきたい。これは意見として言うておきます。

最後に選管の問題については、時間もないので簡単にお願いたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。簡単に。
- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 選挙業務につきましてお答えいたします。

2点ございますが、いずれも有権者の問題でございまして、当時の不手際につきましては深くおわびを申し上げ、反省しているものでございます。第1点目の長期出張者の経過でございまして、有権者より電話による選挙手続の問い合わせがございました。その際、職員の説明が不十分なためか、折り返し有権者に連絡をいたしましたところ、日数の不足等の関係で最終的に棄権されることとなったわけでございます。

なお、不在者投票の手続の問い合わせにつきましては、できるだけ詳しく説明をするように職員に徹底していきたいと思っておりますので、御了解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

2点目の点字等についてであります。従来、投票所等の実績等に基づきまして、点字器具、投票用紙等を準備してまいりました。約21カ所という記憶がございまして、これらにつきましても、今後の選挙におきましては、投票所に点字器具、投票用紙等を用意してまいりたいと考えておりますので、御了承賜りたいと思っております。

- 16番（天堀 博君） 不手際をおわびするということですが、ぜひそういうことで慎重にやっていただきたい。ただ1人でも棄権ということはいけませんのでね。いま、相手側にも責任があるように言われてますが、選管の職員さんの言うとおりでしたが、不備があったということです。それで、こりやりなさい、ということでしたが、時間的に間に合わなかった。1週間のことですから、10日あったら間に合ったのかもしれない。他のことについても、いろいろ選管に問い合わせても、もちろん、すべてのことはわからないから、大阪府の選管に問い合わせもいろいろされてますが、よく研さんに助んでいただくことです。もし、それが人員の不足でそのような事態が起きるとすれば、これは市長部局等へも要請していただき、選管の体制の充実も図っていただきたい。

それから、点字につきましても、ぜひ今度からは多少の手間暇はかかっても、器具や用紙全部でもトラック一杯積んで行くものではありませんから、必ず投票所に備えるようにしてくだ

さい。たまたま行く気になって行ったのになかったので、だれかにお願いして代理投票してもらった。そういう人に限ってそんなことはいやですからね。自分で投票したいものですから、その点では、十分な準備を怠りなくやっていただきたい。意見として言うて、これで終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

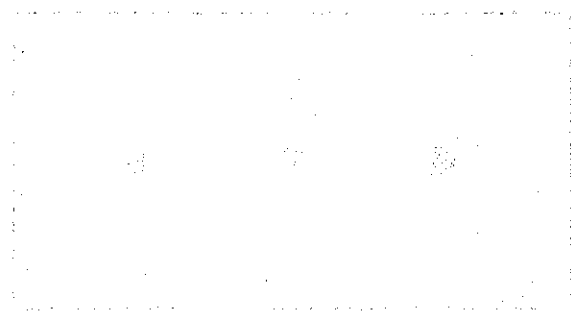
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明25日は、一般質問終了後議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間、まことにありがとうございました。

（午後4時30分散会）

最 終 日



昭和59年10月25日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	赤阪和見君	19番	原重樹君
6番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
7番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
8番	並河道雄君	22番	西口秀光君
9番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
10番	仁井明君	25番	成田秀益君
11番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
12番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
13番	大谷昌幸君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
助	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
収	入	中塚白	市民部長	松村吉晃
参与兼市長公室長	事務取	西川喜久	市民部次長兼市長	中川鉄也
市長公室理事	事務取	逢野一郎	市民部次長兼市長	大宅清臣
市長公室次長兼	事務取	神藤恒治	市民課長事務取扱	産業衛生部長
人事課長事務取	事務取	井阪和充	産業衛生部理事	青木孝之
秘書広報課長		麻生和義	(商工担当)	堀宏行
財務部長		大塚幸之	産業衛生部次長	建設部長
財務部次長兼		吉田日出男	建設部長	建設部理事
財政課長事務取		橋本昭夫		福田隆行
財務部次長(事務担当)				
同和对策部長				

建設部次長	中山好美	用地担当理事	内田繁
建設部次長	山崎琢磨	土地開発公社事務局長	中辻寿夫
(下水道担当)		用地担当参事	堀内由延
都市整備部長	萩本啓介	土地開発公社事務局長	葛城宗一
都市整備部次長	森利治	教育委員長	杉本弘文
改良事業部長	富田宏之	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	前田守正	兼	鹿島賢昌
改良事業部次長	笠木恒忠	管理部長事務取扱	佐藤登志男
改良事業部次長	高三一行	総務課長事務取扱	竹田明郎
病院長	竹林淳	管理部長事務取扱	明坂貞士
病院事務局長	藤原光夫	管理部長事務取扱	稲田順三
病院事務局次長	藤原清司	管理部長事務取扱	高橋正道
水道部長	田中稔	指導部長	農端小一
水道部次長兼	岩井益一	指導部長	久光喜多男
総務課長事務取扱	赤田備信	指導部長	山本亮夫
会計課長	角谷泰夫	(美術館担当)	森口義忠
消防長	高官武男	(体育館担当)	信田種行
消防本部次長兼消防署長	一ノ瀬喜広	(社会教育担当)	
消防本部次長兼		選挙管理委員会委員長	
総務課長事務取扱		選挙管理委員会事務局長	
		監査委員	
		監査事務局長兼	
		公平委員会事務局長	
		農業委員会会長職務代理	
		農業委員会事務局長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	大塚俊昭
議事係長	大中保
議事係	味谷博
議事係	佐土谷茂一

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和59年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月25日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(10月25日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年度昭和59年4月分)	P. 1
3	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年4月分)	P. 12
4	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年4月分)	P. 23
5	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年4月分)	P. 29
6	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和58年度 昭和59年5月分)	P. 34
7	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年5月分)	P. 45
8	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年5月分)	P. 56
9	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年5月分)	P. 62
10	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和59年6月分)	P. 67
11	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和59年6月分)	P. 78
12	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和59年6月分)	P. 84
13	監査報告 第31号	定期監査(昭和59年度第1次分)結果報告	P. 89
14	報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市国民健康保険条例の一部改正)	P. 1
15	報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて(昭和59年度 和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))	P. 8
16	認定 第1号	昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 15
17	認定 第2号	昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 17
18	議会議案 第11号	決算審査特別委員会設置について	別紙
19	議会議案 第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
20	議案 第55号	和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に 関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 18
21	議案 第56号	財産処分について (唐国財産区財産(ため池)の売却)	P. 21
22	議案 第57号	工事請負契約の締結について (幸第二団地12棟建設工事)	P. 23
23	議案 第64号	工事請負契約締結について((仮称)和泉市立コミュ ニティセンター新築工事)	追加 P. 1

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
24	議 案 第 63 号	昭和 59 年度和泉市一般会計補正予算(第 2 号)	P. 41
25	議 案 第 58 号	監査委員の選任について	P. 28
26	議 案 第 59 号	公平委員会委員の選任について	P. 30
27	議 案 第 60 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P. 32
28	議 案 第 61 号	教育委員会委員の選任について	P. 35
29	議 案 第 62 号	障害者福祉都市宣言について	P. 38
30	請 願 第 2 号	光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	別 紙
31	請 願 第 3 号	北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願	別 紙
32	意 見 第 1 号	少額貯蓄非課税制度の存続を求める意見書	別 紙
33	決 議 第 6 号	国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する決議	別 紙
34	決 議 第 7 号	健康保険制度や国民年金制度の改悪をやめ、改善を求める要望決議	別 紙

(午前 10 時開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。議員の皆さんには連日御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは 19 名でございます。欠席並びに遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、19 名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数 19 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（柳瀬美樹君） それでは、日程第1「一般質問」を昨日に引き続いて行います。5番
・赤阪君。

（赤阪和見君登壇）

- 5番（赤阪和見君） 通告に従いまして要旨の説明をいたしますが、明確な答弁をまずもってお願いをいたします。

環境保全条例が2年前施行され、その後どのように実行されているか、お伺いしたいと思えます。まず第1点に、空き地管理についてであります。環境保全条例第3章第5節の「第38条による指導勧告を命ずる」とありますが、施行後、そのような処置をしたのはどれくらいあるのか。個人の所有地、国の防衛庁、公社、公団、大阪市に分けての御報告を願いたい。また、その結果はどのようになったかもあわせてお願いいたします。

特に中央丘陵が90%以上買い上げ、今後10年以上かかっている開発であると考えますが、その間の管理計画をお聞きしたい。また、中央丘陵地内における不法投棄の指導勧告はどれくらいあったのか、お答えをお願いいたします。

公園管理についてであります。最近の子供の遊び場が交通量の増加等で非常に狭められ、親子ともに安心して遊びのできるのが近くの公園しかなく、利用価値が非常に高まっているところでもあります。しかし、新興住宅の中ですでに入居の始まっているところでも公園が整備されておらず、また、90%以上の入居でも市に移管されていない公園もあります。地域住民も公園整備の申し出をどこへ言ってもいかわからないこともしばしばあり、また、すべての公園と書いていほどトイレ、手洗い場がなく、子供の情操教育の面でマイナスとなることは必然であります。以前の一般質問では、トイレ、水道を設置しても他に利用され、石、瓦れき等が入れられ使用できなくなる。また、シンナー等を吸うたまり場になる等で設置しない、というお答えがありました。現在もそのようなお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

市長は、罰則のない環境保全条例は、市民の皆様とともに住みよい和泉市をつくるための理念条件とも言明し、辛抱強く市民の協力をお願いしていくとありますが、その点と公園管理を比べると、トイレ、手洗いの場の設置をし、地域住民の力のもと、子供たちの情操教育の場として与えることが大切ではありませんか。小さな公園に草花を植え、水を与え、温かい心で小さな芽をかくむ、そのような心を多くの人々が持つとき、一部の心ない人をも巻き込んでいけると確信しますが、市長、担当部局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、廃乾電池についてであります。昨日の天堀議員さんの質問に答えて、産業衛生部長が水銀の影響について説明されておりましたが、いま1度御見解をお述べ願ひ、人体に与える影響について説明してもらいたいと思います。

次に、地域交流センターが自治体の動向調査のため、3月から4月にかけて全国の市と一部の事務組合に対して行った廃乾電池問題に対する自治体の動向、今後の方向というアンケートに対して、和泉市ではどのように回答したのか。また、泉北環境ではどのように回答したのか、お答え願いたい。副管理者の市長もおられますので、その点はわかっておられると思います。

次に、市役所の出先機関でどれくらいの乾電池の購入があり、使用済み乾電池はどのようにしているのか、その点もお伺いをいたします。

和泉市でも廃乾電池による水銀汚染を考えると、何としてでも回収して何らかの解決策を考えるのが当然であると思いますので、次の事柄について提案いたします。

教育委員会及び学校長会の承諾を得て、小中学校の児童生徒等を通じて回収する方法を提案するものであります。その理由は1番目に、最近の平均的な子供の遊びや趣味などの傾向から、乾電池は小中学校の児童生徒の周辺に一番多くあるようにも思われること。2番目に、小中学校の教師から廃乾電池の中身、それが環境に与える影響の心配、廃乾電池の意味などをわかりやすく知ってもらえば、必ず真面目に答えてくれると思われること。そして、そのことはわかかですが、教育効果も持ち得ると考えられること。3点目に、この方法が順調に作動すれば、子供たちに対して地域ぐるみのバックアップが期待されること等々この3つの観点から、小中学校を通じての回収を考えてはどうかと提案するものであります。

次に、空き缶、空きびんの処理についてであります。昨年に続いて今年も全市一斉清掃が行われました。その結果はどうなって、また効果がどうか。今後、どのような計画を持っているか。今回の行事の参加人員、参加町会数、参加団体数等もあわせて報告を願いたい。

また、以前から問題点として数々出しておりますが、特に商店から出されるごみに相当数の空き缶、空きびんが混入されているが、その対策はどのようにとっているのか。喫茶店、スナック、自動販売機設置業者は、清掃業者との契約でごみの収集がなされているが、これら事業所で分別しているところが皆無に等しいと見られるが、これらの対策もあわせてお答え願いたいと思います。

過日の新聞では、泉佐野市において空き缶条例施行後、自動販売機の90%に空き缶回収かごが設置され、大きな効果を上げているとの報道がありました。条例施行後の啓蒙協力をお願い、指導が大きな成果となったと私は思います。本市においても、それなりに実態をつかんでいると思いますので、その点御報告を願いたいと思います。

次に、防犯灯設置管理等道路照明については、昨日、わが党の藤原議員よりの質問と同じところは省き、別の観点からちょっとお伺いをいたします。整理番号11 和泉中央線、同14の山直中線、同16 和田光明池線、同17 緑ヶ丘本線、同71 池田下万町線、同74の

三林光明池線に設置されている水銀灯の本数と防犯灯の本数について、昨日も公室長より若干つかんでいるという話がありましたのでその点と、それらの管理者名を路線別に分けて報告いたしたい。また、みたち山公園の横にできたみたち山団地と申しますか、あの住宅については、まだ道路はこちらに認定されておりませんが、市道認定はいつごろ、どのような形でされ市に移管されるのか、お答え願いたいと思います。

ごみ教育について、「ごみとわたくしたち」という副読本が8年前より作成され、小学校4年生に配付され学習されているが、余り利用されておられないように耳にします。利用実態をどう把握されているのか。また、和泉市はごみの処分を3市共同のものにしているが、他の2市への働きかけはどのようにしているのか。

ごみと人のかかわり合いは、小さな子供たちも大人も関係があり、いわゆる幼児教育の中に入れることによって、子供から大人に至るまで各人が主体制を持って生きた教材にもなり、そのことによって各人がともにすばらしい環境の中で自然との対話ができ、緑豊かな和泉市の建設が進むと確信いたしますが、理事者のお考えはどうでしょうか。

私はこの質問をするに当たって、環境保全条例は、非常にすばらしい条例であるが、守られてこそ、否守られれば守られるほど光輝く条例であると信じる故に、市長を先頭に私たち議員もすべての市民が、一丸となって進んでいかなければならないと思います。行政の責任のもと市民に協力を呼びかけ、行政が先頭に立って対話を重ねなければならないと思つての質問であります。明確な答弁をお願いしたいと思います。

最後に、職員採用について端的にお伺いをいたします。受験資格の中で年齢制限をしているが、上級職とも来春卒業の人だけになっているが、広く人材を求め、平等の精神から取り外すべきであると考えますが、その点どうでしょうか。また、職種によって年齢制限が違うのはなぜか。調理員の場合過去、アルバイトの人に年齢制限を超えて受験資格を与えたが、今回はそのような措置がないのかどうか。消防職の受験資格には、卒業見込みの証明書、また、成績証明書が要るのはなぜか。いままでの採用については、第1次の発表が非常に遅く、第2次に至っては、発表を故意にずらしているとも見えますが、なぜそのくらい遅れるのか、その点御報告を願いたいと思います。

以上、再質問の権利を留保して終わります。最後に、時間も若干延びるかと思いますが、理事者、市長の答弁いかんによってはすぐ終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、環境保全条例に関しての産衛部の所管事項について順次、御回答申し上げます。

まず、空き地管理ですが、空き地に繁茂する雑草の刈り取りにつきましては、特に盛夏から秋にかけて市民の苦情が多く寄せられている状態でございます。この場合、市では現場調査をいたしまして、所有者などに主に文書をもって刈り取りなどの必要な措置をお願いしているものでございます。しかし、刈り等りがなされない場合でも、処罰されるような法的な強制力、拘束力がないので、依頼文の表現方法に徐々に強要性を持たすなど、ねばり強くお願い続けているのが現状でございます。

お尋ねがございました措置でございますが、昭和57年度には、主に文書をもって刈り取りなどの必要な措置ということで32件お願いをしております。58年度では27件、59年度では46件でございます。これに従わない場合、強要性を持たすなどしてねばり強くお願いをしたのが57年度では3件、58年度では3件、59年度では4件でございます。

それから、公共施設等の中でお尋ねがございましたが、行政など公共団体が所有している用地管理については、和泉市環境保全条例の規定の趣旨に従い、各団体に適正な管理をお願いしております。特に自衛隊などの場合、また、青少年野外活動センター等は、自然をもつての1つの教育の一環として、また演習場の性格上、すべての場所の雑草の刈り取りはいたしかねるという話もでございます。この2団体につきましては、10月初旬にそれぞれの所管長にお会いいたしまして、環境保全条例からの雑草の刈り取り等空き地管理について種々お願いをいたしております。これら公共施設は、特に市民皆様方の鏡となる行為でもってひとつ対応していただかなければならないということで対処いたしております。

それから、御指摘のありました都市整備部の所有する用地についても都市整備部と協議をし、草の刈り取り等について要望しているところでございます。今後は、環境保全条例の趣旨に基づき、市民からの苦情が寄せられる以前に特に目立つ場所、また、火災発生の恐れのある場所を重点的により適正な管理が行われるよう、各団体と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、廃乾電池の処分についてのお尋ねがございました。まず、人体に与える影響でございますけれども、それぞれ法とか規則とかがございます、基準値がございます。それぞれ執行に際しては、その基準値をクリアするように努力をさせていただいている、また、対応させていただいているところでございます。この基準値は0.0005ミリグラム以下というものでございますが、常時、それが人体に入り継続する場合はゆゆしき事態が起こるであろう、かように考えております。水銀は重金属で特に変化しないと言われておりますが、それぞれの環境等によってそういう事態もあり得ることも言われるわけでございます。

社会でいろいろと水銀を包含したものが使われております。御質問の乾電池にも多量に使用

され、乾電池は水銀なくしては、発電その他の能力が欠けるとのことでの製造でございます。日本では、58年度1年間に28億5,000万個が生産されております。一部輸出されたものもでございますが、ほとんどは国内で消費され、使用不可能になったものは、廃棄処分されている現状でございます。これらゆゆしき状態の中で、本市もかなりの量の乾電池が廃棄されているであろうと想像されます。これらの回収とか廃棄については、行政はかねていろいろな計画等を検討し、これに対応しなければならないと考えております。全国的に市町村では、これに重点的に精力を投入いたしまして対応されているということも聞いております。

先ほど先生から御提唱がございました、身近に使用されている、特になじみの深い小中学校の児童生徒による回収の方法等も考えてはどうか、大変結構なことでございます。また、それを通じて教師も教育の場でそれらの問題点を提起されて御理解賜るといふ、教育の中での考えも大変結構でございます。また、地域ぐるみのバックアップもかなえられるであろうという、大変当を得た御提唱だと存じております。今後、教育委員会ともいろいろ連携を保ちまして、これらの対応もあわせて検討してまいりたい、かよう考えます。

それから、いろんなデータでの泉北環境の回答とかのお尋ねがございましたが、ちょっと手元に資料を持ち合わせてございませんので、後日、いろいろとお示しさせていただきたい、かよう考えます。

次に、空き缶、空きびんの状況についてのお尋ねがございました。過日、実施いたしました環境美化キャンペーン事業の一環としての全市一斉清掃デーでは、自治会、町会、婦人会、子供会など多数の団体の御協力をいただき、昨年を上回る65万個余の空き缶を回収することができました。この空き缶の回収は、大変皆様方の御協力を得た上での効果がございまして、もちろん、空き缶、空きびんの今回の回収は、一斉処理がないということを考え合わせて見ますと、必ずや生ごみに混入され、廃棄物処理の過程から最終灰として出るまで、リサイクルどころか、運搬に要する多量の車両とか焼却炉の損傷等を考え合わせますと、ドキッとしますのでございます。今回の回収は、ボランティアでの道路、水路、ポイ捨ての回収も多分に見られまして、環境美化にも大きな貢献があったかと存じておりまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

回収の実績をお示し申し上げますと、空き缶では29トン737kg、これを個数に換算いたしますと66万個、空きびんは2万9,000kgを回収させていただき、微々たる額ですが、協力金を御協力を賜った自治会、町会等へ配分させていただきました。これは各町会ごとにトータルを出させていただきましたが、町会、自治会の中には、婦人会、子供会などあらゆる団体の御協力もいただいたわけでございまして、池上校区から北尾尾校区の16校区にそれぞれ集

約いたしました。校区別の収集量、協力金の配分等につきましては後日、議員さんの手元にお渡しし、ここでの発表は差し控えさせていただきたい、かより存じております。

この空き缶、空きびんの回収は、過去1昨年、昨年と年に1回ずつ実施してまいったわけでございますけれども、現状、私自身考えておりますのは、年に1回だけでなく、2回なり実施してはどうかという考えも持っております。当然、原課もそういう意見を持っております。これはあくまでも自治会、各団体の皆様方の健協力があっての上の施行でございます、日ごろ、分別収集の徹底を図られた場合には、それぞれ電話1本でもいただけたら空き缶、空きびんの回収ができるんですが、十分そこまで徹底しておらない。なおまた、空き缶や空きびんの買い上げという問題だけに注目されて搬入実績が増加し、家庭にためていたもの、また、販売店のものも含めて搬入された傾向もございまして、これらの問題点は、来年度の実施の際に反映させて一定の対策を講じ、回収についても十分論議し、それぞれの対処を考えてまいりたい、かより考えるわけでございます。いろいろと市民の皆様方に御協力を賜ったことに対してここで御礼を申し上げておきたい、かより考えます。

次に、この空き缶、空きびんも含めまして、それぞれの環境保全条例の条項の施行の中でいろいろ御指摘をいただきました。これらの条例施行は、日も浅いといってももう2年経過しておりますので、今後、重点的に研さんを深めまして市民の御協力が得られるよう、それぞれの御支援なり強力な指導、勧告等もあわせて実施していきまして、より一層効果のあるものに努力してまいりたいと考えますので、御理解賜りたいと存じます。

以上、環境保全条例にかかわる諸事項についてお答え申し上げます。

なお、ここでごみ教育についてのお尋ねがございましたが、環境美化についての取り組みの中で一言、お答え申し上げます。

ごみに関する学習につきましては、小学校低学年の児童らにはカリキュラムをもちましてしつけの範囲内で学習を行い、学齢が高まるにつれて教育の範ちゅうで行っているように聞いております。昭和57年度から「ごみとわたしたち」という冊子を作成し、小学校4年生全校2,500人の全児童を対象として配付させていただきました。あくまでも副読本として利用してもらっているわけでありまして。本年度は、10月末をめぐりに配付できるようにいたしております。

この冊子の内容でございますが、本市のごみ処理システムとかごみの量、処理費や処理場の紹介、リサイクル、ごみを出すときの注意などを掲載させていただいております。市民の皆様にごみに関する周知は、「広報いずみ」で分別収集、分けて出させていただきたいとか、いろいろな方法でPRをさせていただいておりますが、今年5月には、「ごみの出し方、分け方」とい

パンフレットを作成し、全家庭に配付させていただいた経過があります。しかし、それだけで効果が上がっていないような面も多分に見受けられますので、今後もより一層の啓発に努めながら、場合によっては、未分別ごみについては残してくる、との罰則も内部で検討中でございます。これはごみ教育についての付属する考えを述べさせていただいたわけでございます。

以上、簡単でございますが、回答にかえさせていただきます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の用地の管理についてお答え申し上げます。

中央丘陵の用地につきましては、9月末現在で面積比で90%に達しております。おかげをもちまして毎月、買収済み面積が増加しているところでございます。これに伴う用地の管理につきましては、事業の施行者である都市整備公団ですが、市といたしましても常々、事故防止には神経をとがらせております。買収地の管理方法でございますが、昭和56年から地元町会等の御協力を得ながら、買収地につきましては鉄線柵等を設け、また、ため池につきましては、必要に応じてフェンスを設置して管理に万全を期しておるところでございます。来年度からは、特に買収地の保全管理の充実ということで、現在の定期点検から常時巡回あるいは問題個所の即時処理ということで現在、公団において業者委託等の方法もあわせて検討中でございます。今後も管理の万全を期するため公団と十分に協議をしてみたい、かように考えております。

以上です。

○ 5番（赤阪和見君） 再質問させていただきます。

いまの空き地の管理であります、何かぼやとした答弁です。担当者でも結構ですから、その点もう1度取り残しのところをお願いいたします。指導勧告を命ずる、とありますが、施行後そのような措置をしたのがどれくらいあるのか。個人の所有地、国、府、公団、公社とに分けて報告願いたいと言ってるんですが、そういう点はどうでしょうか。

それと、中央丘陵が90%以上の買い上げをされてきたということですが、今後、10年以上にわたっていろいろ工事が行われるであろう。しかし、現実的には、あの空き地の市道に面したところがおざなりである。1昨日ですか、道路のわき1メートルほど刈っておりましたが、残念ながら、その奥にある空き缶やビニールが放置されたままである。こういう実態があります。

特に小中学校の通学道路という形で、いままで石尾中学校の学生が利用していた青葉台から石尾中学校に来るところは、いままでであれば本当に毎日、と言うと語弊があるが、30センチぐらい伸びたら刈ってきたという実態があります。しかし残念ながら、今回、南池田に分校

いたしましたので、そこを利用しないということからか知らんが、管理がおざなりである。ということは、道路が何メートルかあって草が生えてくる。子供が通るとき、朝なんかは露がたまっているので外へふくれる。また、自転車もそうですから、そこへ車が来るので非常に危険である。池田下から万町へ抜ける広い道でもそうです。また、歩道が設置されていますが、それが2カ月も利用できない。やっとなられるという実態がある。

こういうことが今後10年間も続くならば、中央丘陵に対しては問題があるのではないか。特に環境保全条例ができての中の話でありますので、市民や所有者に対して、また、国や和泉市以外の人に対して「しっかり管理せんかい」と言いながら、和泉市自身、直接行政に関係ある土地はどうかという点をこの際はっきりしていただきたいと存じます。

○ 環境整備課長(岸田秀仁君) お答えさせていただきます。

ただいま個人の所有地の雑草の繁殖している土地についてはどのようにされているか、という御質問の内容ではないかと思いますが、非常に申しわけないんですが、市民からの苦情によって所有者を調査し、私の方から通知する。また、人材不足もあって市民から直接聞いた場合、シルバー人材等を紹介いたしまして、刈り取りの要請をしていただけるというのが現状でございます。それが先ほど部長が御報告いたしましたとおり、57年度が32件、58年度が27件、59年度につきましては46件という件数を通知させてもらっております。これはあくまでも市民からの苦情に対する通知でございまして、わが方から繁殖している草について、特にチェックして通知したわけではありません。

それから、防衛庁や大阪市の青少年野外センターについては、年に1、2回お話し合いをしているのが現状でございまして、市民に迷惑をかけるところ、火災発生の恐れのあるところについてのみ処理しているのが現状でございます。

以上でございます。

○ 5番(赤阪和見君) いま、答弁がありましたように、市民からの苦情によって始めて動く。この点にやはり問題があるのではないか。これは広大な北海道・江別市の話なんですが、景観を損ね、病害虫の発生源となる空き地の雑草を一掃するため草刈条例を施行している。この条例は、空き地に30センチ以上の雑草が伸びている土地については、所有者に市が空き地の草刈について「お願い」と称する指導書を郵送、20日間のうちに草刈をしていない場合はやや調子の強い除却勧告書、さらに、20日過ぎても刈らない場合は除却命令書を出す仕組み。法的な強制力はなく、所有者の良心に規待するしかないが、まずまずの成果が上がっている等々。このような報告があります。こういう市民の持っている土地にはどんどんやって、国や府、公団や市の所有地は放ってある。今後、環境保全条例の趣旨からいって空き地の管理をどうされ

るのか、その点の見解をお聞きいたしたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほども付け加えてお答え申し上げましたが、市民からの苦情によって対応している現状を深く反省しております。今後は環境保全条例の趣旨に基づき、市民からの苦情が寄せられる以前に、特に目立つ場所、火災発生の恐れのある場所を重点的に対応してまいりたい、かよう考えます。全くこのとおりの対応が私たちに課せられた責務である、かよう考えておりますので、今後の対処にひとつ努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。
- 5番（赤阪和見君） この10年間の林野火災で一番多いのがたばこの火の不始末、また、たき火等の原因で多い地域は第9分団の管内、信太山周辺を含んでいます。毎年の半数ぐらいあるという資料がありますが、その点消防の方、空き地の実態というのはどういうものでしょうか。
- 消防本部長兼消防署長（高宮武男君） 林野火災につきましては、森林と原野を含めて数字を挙げております。先生のお手元の資料によると、第1分団と第9分団の管内、おっしゃるとおり、信太山の周辺地域が多くなっております。
- 5番（赤阪和見君） 100万坪の空き地が公団管理のもとにできているわけですね。毎年、30センチの草が生えてきたら刈れ、というのは非常に至難だと思います。そこで1つの提案ですが、これから進むにつれて工事にかかるときには、矢板を打って周りに擁壁を張りめぐらし、その中で工事を行う。余り景観の問題などから感心しません。先ほど言ったように、シンナーをすったり、特に若い男女が車で中へ入る。和泉市にも過去2回、死体を放置された経験もある。槇尾山と鶴山台のところの大野池ですかね。その点では、非常にこの管理の仕方によっては犯罪を招きかねないとは私は考えます。
そこで、この中央丘陵の開発区域、特に市道とか里道に面するところはすべて擁壁を張りめぐらして、その中で景観も考えながら、小学校や幼稚園の子供が壁面を書いていくとか、そういう形の中でもっと潤いのある実態をつくっていかねばならないと思うんですが、その点いかがでしょうか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） まだ未買収あるいは民有地もございますし、管理につきましては、非常にむずかしい面もいろいろございます。また、管理方法等も、どれが一番適切か考慮するところでございますが、今後、事業の進捗にあわせて、先生御指摘の案についても、公団の方に検討するよう申し上げてみたいと思います。
- 5番（赤阪和見君） 最後に、何センチ以上がその対象になるのか、お伺いしたい。この点だけ。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 雑草でもいろいろございまして、特にセイタカキリン草などは背丈ぐらい伸びますし、腰ぐらいのものから30センチぐらいのものもあります。もう少し時間をいただき、内部で調整した上で対応したい、かよう考えますので、御理解賜りたいと思います。

○ 5番（赤阪和見君） よくその点を検討してしっかりと管理をしていただきたいと思います。緑のマスタープランでは、連続的景観ということもうたっておりますし、中央丘陵が非常に目にやさしく映るといふ表現をしております。そういう点でしっかりと管理についてお願いをいたしておきます。

次に、乾電池の問題ですが、水銀には有機と無機があり、すぐ基準値がどのようという話がありました。これはたまっている基準というのがありませんね。水の基準値だけです。ですから、許容範囲は、非常にむずかしい問題があると思います。下水処理した水、飲むところまでいける、水道水よりもきれいと言っても、コップに入れて出されても飲めませんわね。下水処理した水が、いまの処理技術では水道の水よりもきれいだと言われても、水道水よりもきれいにするプラントがあっても、現実には飲めませんよ。許容範囲ということは、水銀には言えないのではないかと。特に廃乾電池が処理されてたまるものについては、許容の基準はないわけですね。

そして、ごみ行政に携わる皆さん方はよく御存知だと思いますが、水銀には有機と無機がある。無機の場合はそう大して体に堆積しないが、有機の場合には、エチルあるいはメチル水銀等は非常に怖いものです。蛍光灯等にも入ってます。これらの措置をどうするのか。また、先ほどの一般質問の要旨の説明の中で言いましたけれども、答弁はなかったんですが、和泉市の病院、また、出先を含めてどれぐらい購入し、どう処分されているのか、お聞きいたします。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 本市の出先も含めての購入等については、現状の実態をつかんだ数字は持ち合わせておりません。

○ 5番（赤阪和見君） 管財の方では……。

○ 管財課長（坂田平之君） 資料等を持ち合わせておりませんので、後日、調べて御報告させていただきます。

○ 5番（赤阪和見君） この分は後に回しますから、下へ行って取ってきてください。

ごみ教育の副読本はいつごろできて、いつ出しているのか、ちょっとお答えしてください。

○ 指導部長（佐藤登志男君） 57年4月から毎年4月に発行しております。それから、今年10月に再度、環境整備課の方で編集したということと私どもに連絡を聞いております。

○ 5番（赤阪和見君） 毎年4月に発行してるんですか。

○ 指導部長（佐藤登志男君） 57年4月から発行し、今年の9月にも一番新しいものが出ております。先ほど産衛部長が言われたのは、この59年10月に出版された最新のものだと思います。

○ 5番（赤阪和見君） 余り学習されておられないというが、実用実態の把握はどうなっているんですか。

○ 指導部長（佐藤登志男君） これは主に4年生の社会科の時間の学習に関連して使っているという報告を受けておりますし、また、学校によっては、道徳の中に身近な環境を整えるという特目がございまして、その学習のときに使っているということも聞いております。また、特別活動の学級指導の中でも使っているという報告も受けております。

以上です。

○ 5番（赤阪和見君） 泉北環境の他の2市への働きかけはどうですか。

議長、質問した内容についてうまく答えてもらわないと答弁漏れがたくさんあるんです。その点、注意してください。

○ 議長（柳瀬美樹君） はい。よく注意します。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 泉北環境は3市で運営されておりまして、本市は1昨年、昨年、本年と空き缶や空きびんの収集を行ったことについては、他の2市にも、担当課長会議で十分連絡、協議をさせていただいています。他の2市にも積極的にかよう事業を行って対応していただきたいという申し入れはしております。泉北環境の担当課長会議で常々申し上げておりますが、なお強力的に推進方を依頼していきたい、かよう考えます。当然、3市で運営されている清掃の事業所ですので、ただ1市だけではなく、すべてかようごみの減量化、リサイクル等それぞれの趣旨にのっとったまことに結構なことでございますので御理解賜れる、かよう申しておりますので、なお強力的に申し入れをしたい、かように思います。

○ 5番（赤阪和見君） つくった以上は、しっかりと利用していただきたい。特にここは泉北環境の副管理者である市長にお伺いをしますが、やはり3市の問題であるとするならば、1市で本を作成し配付するよりも3市でやった方が若干安くもなり、本当の実態を把握していただけるんじゃないかと思うんですが、その点、いかがお考えでしょうか。

○ 市長（池田忠雄君） ごみの問題は、市民の協力なくしてはなかなかうまくいきませんし、とりわけ、そうしたごみ教育というものの必要性は言を待たないものでございます。御指摘、御提案ごもっともだと存じますので、今後、3市の中で十分話し合って実現方に努めたい、かように思います。

○ 5番（赤阪和見君） この問題はこれで結構です。

それと、先ほどの空き缶の問題に移りますが、泉佐野市の例を踏まえてどういふ実態把握をしているのか、と質問いたしましたが、まだ答弁をいただいております。

- 環境整備課長（岸田秀仁君） 商店や喫茶店等から出ているごみや空き缶、空きびん等の分別はどのようにしているか、という御質問ですが、この対応については、業者が全部収集しております。しかし何分、分別収集ができるように「広報いずみ」に掲載するなり、特別広報を発行してのPR以外、業者指導ができていないのが現状でございます。今後、従量制のごみ等が出される業者については周知徹底を図り、分別していただけるように広報等で鋭意努力していく所存でございます。

以上でございます。

- 5番（赤阪和見君） 和泉市の環境保全条例施行後、そういう自動販売機の横へかご等を置くとか、そういう実態を把握されておらないのですか。

- 環境整備課長（岸田秀仁君） しておりません。

- 5番（赤阪和見君） 本当に市長、これは問題だと思ふんですよ。空き地の管理にしろ空き缶の問題にしろ、先ほど部長は、全市一斉清掃のときに家でためたやつを持ってきたとか、自動販売機の横に入っているやつを持ってきた。もっと捨ってきてほしい、というニュアンスで言われてましたが、これは勝手です。本当に空き缶が出る原因がどこにあるか、散乱する原因がどこにあるかという本質を見極めることなくして、何で対策を立てられますか。

空き地の管理にしてもそうですよ。やっと1昨日刈られたセイタカキリン草は2メートル以上もあるんですよ、道路の真横にね。あそこを通過して来られる方もあると思いますが、あの萬野の横の坂道のところは草で溝が見えませんが。そういう放置された実態をもっともっと市長、真剣に考えていかなければ、環境保全条例の値打ちはありませんわ。僕は最初に言いましたけれども、環境保全条例は非常にすばらしい、守られてこそすばらしい、光輝くものであろうと言いました。これは根本的な問題だと思ふ。公園と水銀の問題が終わってから結構ですから、市長から今後の決意のほども含めてお願いいたします。考えといてください。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 建設部次長（中上好美君） 公園関係につきましてお答えいたします。

特に今回御質問の児童公園の問題でございますが、児童公園の設置基準は、公園を中心に半径250メートルの周辺の児童が利用するということが前提となっております。また、この公園につきましては、いわゆる都市計画上の法的な決定も行っているということでございます。現状でございますけれども、1つは、御質問の中にありましたが、もし公園設置についての申し入れがあれば、どこへ行ったらいいかということですが、当然、都市計画課の公園係で担当

してございます。また、実際上の問題といたしまして、設置しておりますのは、特に開発指導要綱に基づきまして、最近の新しい住宅の開発に伴いまして一定の面積を提供していただき、その中で児童公園を設置しているという実態でございます。特に当初から住宅建設と合わせて設置するというのが基本でございますけれども、先につくりますとベンキがはげたりすることもございますので、実際の入居とのかかわり合いで、市の方が措置した工事費をいただいて公園を設置していくという方向でやってございます。

また、2点目といたしまして、特に便所等公園管理の問題で御指摘がございました。先ほども申し上げましたように、現時点では、半径250メートルということでございますので、おむね家庭で便所を利用させていただくということでやってございます。御質問の趣旨は、私どもは当然のことであると考えてございます。しかし、いますぐ現今状況の中で便所を設置することについては、率直に申し上げて非常に困難であるというふうにお答えせざるを得ません。また、公園のあるべき姿、ビジョンについて議員さんの御指摘がございましたが、全く御趣旨のとおりでございまして、私どもといたしましても、そういう方向で追究していくということで、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

管理の問題につきましては、これまでも申し上げておりますように、特に児童公園につきましては、ごみの清掃等について地元の自治会等をお願いをいたしまして、樹木のせん定等地元で手に負えないものについては、市の方でやっておるというのが現状でございます。御理解いただきたいと思います。

それから、2点目のみたち山の市道の認定でございますが、昭和57年9月28日の市議会で認定をいただいております。和泉みたち山1号線から5号線の延長約632メートルでございます。

以上でございます。

- 5番(赤阪和見君) みたち山の道路は認定をしたんですか。廃止と認定を一度にやったときの道路の地図には載ってませんよ。
- 建設部長(中上好美君) 議事録には載ってございます。
- 建設総務課長(奥村富彦君) 配付させていただきました地図は、56年4月現在でつくってございまして、それ以後のもの全部の差し替えはまだできてございません。
- 5番(赤阪和見君) 公園の件ですが、先につくるとベンキがはげるから工事の関係で、というのはちょっといただけない。1軒でも入居すればつくるべきですよ。工事請負契約が終わって工事にかかり、それが終わって何日かたって検査、そして、決まりますね。その間、建物はまだ入りませんわね。しかし、公園の場合は3日も4日もすれば子供が遊びますよ。だか

ら、実態に即してやってほしい。1軒でも入居した場合、本当に和泉市民であるならば、公園ができて、それが90%の入居が終わった時点ではげておってもいいじゃないですか。公園を先につくるような方向性の指導をしてもらいたいという点が1点と、お金をもらって後に市がするというのが、やはり半数ぐらいが入居されたらやっていくべきだ、このように考えます。

それと、トイレ、水道の問題はいかがですか。250メートルの半径だから、というのが、子供はそこへ立ち小便しますよ。市長、特にこの環境保全条例は理念条例であると言うならば、ねばり強く市民の協力を待つ姿勢、市長は、この環境保全条例審議のときに言明しましたよ。罰則はなぜないのか、という質問に対してね。そうであるならば、便所や手洗いは、子供の道徳教育というんですか、それが守られるような施設をつくってあげなければ、何か、いつ聞いても石を放り込まれるからとか、シンナーの温床になるからとか言うが、本当に保全条例の意味合いから市民の協力を求めるならば、極端に言えば、お金が幾ら要っても、つぶされても、つぶされてもつくり直していくというのが、市長の言うことに合うのではないのでしょうか。そういう点でいかがでしょうか。

- 市長（池田忠雄君） 赤坂議員から総括的な市長の答弁を、ということもあり、いままた、トイレの問題についての具体的な御質問がありました。議員さんも御案内のとおり、環境保全条例は、市と事業者あるいは市民が相協力して、自分たちが住んでいる町の美しい環境を保持していくために、議会の御議決をいただいて施行させていただいているわけでございます。罰則につきましては、そうした推移の中で考えてまいりましょう、とりあえず、この条例で市民に御協力いただく、あるいはいろんな企業者等にも協力してもらい理念条例であるということを目頭、申し上げて御審議をいただいた経過があるわけでございます。

理念と言いますのも、あるべき姿を掲げて御指摘のとおり、お互いに努力していく、これは皆さんの御協力をいただかないと環境は保持できませんし、明るい、きれいな町にはならんわけでございます。その意味では御指摘のとおり、息の長い条例でもあるわけでございます。とは言いましても、やはり条例施行の主体は市行政でございます。御指摘を胸に置きまして、今後とも意欲的に行政として、市民並びに企業者に対して熱意をもって、リーダーシップをもって市行政がまず実践に入っていかなければ、市民の意識、御協力あるいは理念というものについての実現はなかなかむずかしいものでなろうかと思えます。

御指摘いろいろいただいている点を胸に置きまして、特に草刈り、その他具体的な点もございました。市民の苦情によって処理をしていく受け身の姿勢から、やはり今後は条例の趣旨に基づいて、目立った場所あるいは火災発生の恐れのある場所に対して、全部とはなかなかいきませんが、重点的に市民団体の御協力、パトロールの強化によって前向きに処理をしていかな

ければならぬ、このようにも思っております。今後とも行政挙げての努力をしていかなければならぬと思います。

トイレの設置について担当の方からお答えがありました。遊園地あるいは公園のトイレの設置は、御趣旨はよくわかりながらも財政的な問題もございますし、また、便所のつくり方によっては、先ほどからいろいろ言われておりますように、シンナー遊びあるいは痴漢等の問題などいろいろ併発していることは、現下の諸情勢の中で私も報告を受けております。非常にむずかしい問題だと思っております。また、石を放り込んだりするということもございしますが、議員さんが御指摘のとおり、漸次、改善を図ってまいりたい、このように存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 5番(赤阪和見君) その点、早急な解決をお願いいたします。たとえモデル的なものでも結構です。30幾つかの児童公園があるならば、2つでも3つでも結構ですから、来年度には何らかの形をとっていただきたい。せめてトイレが無理ならば、水道だけでもしてください。そこへ管理を任す以上、草花等を植えて情操的な教育もその地域に任せてやったらどうかと思っておりますので、その点をお願いいたします。

道路の照明はわかりませんか。わからなければ結構ですが……。

- 建設部次長(中上好美君) 防犯灯ではなく、街路灯でよろしいですか。
- 5番(赤阪和見君) 結構です。
- 建設部次長(中上好美君) 建設部全体で管理しております街路灯の数は153本でございます。全部路線ごとに申し上げますか。
- 5番(赤阪和見君) 和泉中央線は何本ありますか。
- 建設総務課長(奥村富彦君) いま、次長が説明しております路線ごとにはちょっと確定していませんが、町単位の本数は確認をさせていただきます。
- 5番(赤阪和見君) みたち山の団地の中の本数はわかりますか。それだけちょっと。
- 建設部次長(中上好美君) みたち山団地の街灯につきましては、これは住宅・都市整備公団が設置をしまして、いわゆる防犯灯としての取り扱いで、現在、自治会が管理をいたしております。したがって、いまのところ本数はつかんでおりません。
- 5番(赤阪和見君) すべて。
- 建設部次長(中上好美君) そうです。
- 5番(赤阪和見君) そういう形であれば、また問題は別なんです。特に昨日も話がありましたように、大きな道路あるいは民間開発や公園の道路の周辺は非常にあかあかするほどついているが、そこから100メートルも下った旧来からある町並なみには全然ない、こういうこと

となんです。その点のバランスを後の指導の中でしっかりやってください。よろしく願い
いたします。

水銀はわかりましたか。

- 管財課長(坂田平之君) 管財の用度係は、赤ちゃんから人生の終わりまでの物品を購入し
ておりますので、単品ごとの数量、金額等については統計を持ち合わせておりませんので、後
日調べて御報告したいと思っております。
- 5番(赤阪和見君) 結構です。それでは、お伺いいたしますが、買っていることは事実で
すね。病院でも相当数ありますか。
- 経理課長(山植重幸君) 病院では、乾電池は月に30本ぐらい使用しております、不燃
物の中へ入れて出しております。
- 管財課長(坂田平之君) 管財課では、それぞれ購入の課の方で一応、処理してもらって
いると理解しております。
- 環境整備課長(岸田秀仁君) いまのところ、乾電池はボタン型、筒型について一切区別し
ておりません。不燃物の中に含まれていると解釈しております。
- 5番(赤阪和見君) 若干、時間の点をよろしく願っておきます。これだけ全国的に問
題になっていることでありますし、また、西宮では、非常に大きな成果を上げております。乾
電池は、それを集めてもどうするかの問題があります。確かに問題であります。しかし、行政
としては、そういう悪いもの、市民に対していまは関係はないが、50年、100年先には影
響が出てくる。水俣のイタイイタイ病でもしかりです。希釈して希釈して薄いやつを海へ流す。
しかし、それは食物連鎖によって大きくなってしまう。それを食べた人間があのようにな
って行く。いま、不燃物の形であるということは、結局埋め立てに回り、どこかでそのツケが
大きくなるということでしょう。その実態すら本当につかんでない。

また、工業会が各電器店その他で回収を図っているが、それに対する協力体制すらできてな
い。これでは将来、お寒い話が出てくる。それに対してお金が要ろうが要ろうまいが、本当に市民や国
民のために必要ならば、行政として協力しなければならないことだと私は考えております。そ
ういう点で、西宮の市長は、日本電池・器具工業会の会長あてに、使用済み乾電池の回収につ
いてお願いを出したり、また、みずからも回収をやっておられますけれども、この水銀のこわ
さというものをもっともっと市民にPRし、協力を求めていくべきだと思いますが、今後の方
策、方法をお伺いしたい。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) すべての乾電池のメーカー回収の制度化に対する本市の基本
的な考えといたしまして、当然、事業者責任の上で回収されることが明確であろう、かよう考

えております。この件に関しましては、全国都市清掃会議でも直接日本電池・器具工業会に対し、または厚生省を通じて間接に要望しているものの現在、まだ希望するような回答は得られてないようであります。今後、府、全国レベルでの要望を続けてまいりたい、かように考えております。当面、先生からいろいろ御指摘をいただきましたが、乾電池、水銀等の問題とかに對しては、いろいろと方策を考えましてテキパキと対応していきたいということで、いましばらく時間をいただき原課で協議をしたい、かよう考えます。

- 5番(赤阪和見君) 市民の中でも、自分の家で乾電池を集めても、一体どこへ持っているかと思っている人がたくさんいますよ。それらの人の思いを市はどのように考えておられるのか。その点で先ほど、地域交流センターが出したアンケートね、これは空き缶のときと同じです。環境庁のアンケートで「なし」と答えたら、後答えんでもええから「なし」と答えてあったという実態が出ましたよね。地域交流センターが651市に出したが、298市しか回答がなかった。48%であった。近畿でも回答してないのが58.5%あった。その中にうちも入っていると違いまっか。回答しましたか。回答したならば、どのように回答したんですか。
- 環境整備課長(岸田秀仁君) すみません。後ほど、資料を提出させていただくということで御理解いただきたいと思っております。
- 5番(赤阪和見君) 基本的に早急なことでするので、年末にも再質問をさせていただきますので、この点は終わっておきます。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(出原平男君) 次の答弁。
- 市長公室次長兼人事課長事務取扱(神藤恒治君) 職員採用について、数点の御質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず年齢制限についてでございますけれども、職種ごとに申し上げますと、事務職につきましては近年、応募者も非常に多うございます。当市では、以前から原則的に1人1回、受験の機会を与えることを基本といたしております。そういった関係上、今年の場合ですと昨年、事務職がございましたので、来春の卒業見込み者となっておりますのでございます。

それから、栄養士につきましても、短大卒業見込みまでの年齢、いわゆる20歳でございますが、資格取得ができるということから、20歳までを設定してございます。

また、調理員、用務員、作業員等につきましても、従来、中高年齢者を雇用してきた経過がございます。今日、定年制が60歳ということで施行されましたこと等の理由から、一応、36歳という年齢を設定しているものでございます。

次に、基準年齢を超えて受験の機会を与えてきた経過があるのではないかと。今回はなぜそれ

をしないか、との御質問のようにお受けするわけですが、御指摘のケースにつきましては、昭和55年に実施いたしましたことは事実でございます。当時は、財政再建計画の一環としまして、人員不補充のいわゆる抑制方針がとられまして、行政サービスの低下にならないよう多数の臨時職員を雇用いたしておりました。なおかつ、その雇用期間も長期化いたしておったわけでございます。そのような事態を招いた行政上の措置といたしまして、その年に限りまして、臨時職員について、基準を超えて採用試験を行ったものでございます。しかしその後は、臨時職員の雇用につきましては、6カ月単位で、そして1回の更新、いわゆる1年を限度といたしておりますので、今回の臨時職員については、特段の措置を講ずる必要はないといった関係で、そういう年齢基準をオーバーした採用は考えてございません。

それから次に、結果の発表の時期についてでございますけれども、御承知のとおり、試験は毎年11月中旬の府下共通試験日に実施をいたしております。近年、公務員志望者が非常に多く、また、受験種目も相当数ございます。さらに、昨年までは、全職種に作文を出題しておりましたために、1次試験の結果を出すまでの事務量も相当でございます。加えてこの時期は、人動あるいは年末一時金等の交渉も入りまして、人事当局といたしましては、非常に忙しい時期となっております。こういったわけで例年、12月下旬に1次の結果を発表しているのが実態でございます。しかし、受験者の立場から考えますと、早い方がいいということはわれわれとしても十分認識いたしておりますので、この点はよく検討いたしまして、できる限り早期に発表ができるように努力いたしたい、かよう考えております。

なお、成績証明書の件につきましては、消防署の方からお答えいたしたいと思っております。

○ 副議長（出原平男君） 次。

○ 消防本部次長兼総務課長事務取扱（一ノ瀬喜広君） 消防職員採用試験の申込書類に卒業見込証明書及び成績証明書添付させる理由についてお答え申し上げます。

まず、卒業見込証明書ですが、これについては、受験資格である昭和60年3月卒業見込みであるかどうかを確認するために添付させております。

次に、成績証明書ですが、受験者の学習記録、特別活動等の記録、さらに、出欠状況、行動及び性格の記録、身体状況等、受験者の潜在的能力及び将来の可能性等を客観的かつ具体的に記載させております。採用選考における参考資料に活用するために添付させております。また、この成績証明書については、採用後における教育訓練あるいは職場配置、本人の可能性を伸ばす資料としても活用しておりまして、学校からの教育訓練の引き継ぎ書として重要な書類である、このような観点から添付させております。

以上です。

○ 5第(赤阪和見君) 受験資格の中で年齢制限、1人1回はなるほど結構だと思いますが、しかし、原則から言いまして、1人1回というのは、私は逆だと思うんです。来春卒業しかしようがないとなると、昨年、大学へ行こうと思っておったが、浪人していた。採用試験があるので1回受けてみたい、これはだめなんですね。今年の卒業生しか受けられない。来年、大学を目指してるが、1回受けてみたいという人はだめなんですね。1回受けた人がだめだというのなら別なんです。その点では、堺でも岸和田でも、大体2、3年の余裕あるいは4、5年の余裕を与えておるわけです。そういう点はどうでしょうか。

○ 市長公室次長兼人事課長事務取扱(神藤恒治君) 各市によりまして若干の相違はございますけれども、本市の場合は先ほども申し上げましたとおり、1人1回ということにさせていただきます。これにつきましても、最近では浪人とかふえておりますので、一応、卒業年次といった扱いをしているわけです。そして、御指摘の今年度に民間企業あるいは上級学校への進学を予定しておいて受けられなかった。その人たちについてはチャンスを外してしまうということですが、その方につきましても、いわゆる市の立場としては、一応の受験機会というものを与えておるわけでございます。

○ 5番(赤阪和見君) わかりました。そこに1つの問題があります。最近の高校生の就職先は過去、非常に厳しかった。今年は若干緩やかだと聞いておりますが、まだまだ厳しいものがあります。そこで、ここにあんたところの高校から3人、そして3人が選考されて行く。その後で市の募集があったとしますね。学校としては、卒業証明書とかそういうものは出さないんですよ。また、そこをやめてこちらへ行くということではできないわけです。公務員という感覚と違って、一般の就職戦線は非常に厳しいものがあるということです。

あなた方は、勝手にそういう感覚を持っているか知りませんが、地方公務員法第13条の平等取扱の原則で「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によって……」と平等の精神がうたわれております。そういう点からすれば、やはり若干の幅というものがあってしかるべきだと思います。

それと、先ほど受験資格の中で卒業見込証明書、成績証明書云々という話がありましたけれども、昨年15名が受験して1次で2名通った。2次で最終的に2名残った、こういうことですね。それで15名の人はほかへ回れないわけです。1次試験の発表があるまでは、高校からのあっせんは受けられないわけです。また、あっせんを受けた人は、消防職を受けたくても受けられない。そこで、1次試験合格者には、卒業証明書、成績証明書を出すのが先ほどの趣旨からいえば基本ではないかと思えます。

ですから、そういう年齢制限は結構ですが、若い人がよそで使われて中途半端でこっちへ来

られては困るということはわかりますが、それもやはり1つの差別だと思えます。昨日、天堀議員さんからの質問もありましたが、堺は生年月日が昭和38年、また、岸和田でも、若干年齢がおそくまでになっております。その点、近隣とのつながりはないんですか、人事当局のね。あるんでしょう。岸和田は、初級で昭和35年4月2日以降となっておりますが、これは各市の都合ですか。そしてまた特例では、初級事務職試験では、最終学年が中学、高校卒業程度の学力を有する者、昭和38年4月2日以降42年4月1日までに生まれた場合も受験できる、こういうふうに岸和田はやっていますね。やはり広く人材を求めるといふ考えを持っていただきたい。今回は、もう走っていますからしょうがないとしても、来年からは、ひとつそうするといふ考えはありませんか、お伺いをいたします。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

一般行政職等の採用につきましては御承知のように、初級あるいは上級については、年齢制限はいたしておりません。と申しますのは、来年60年3月に卒業見込みの者という応募要領になっておりまして、大学を浪人され1年、2年家で勉強、それから大学へ行ったという方々については、年齢がいつおっても、60年3月卒業見込みであれば、全部受験の対象者に入れております。

お説の問題でございますが、私の方では、岸和田あるいは堺等大阪府下各市の試験案内、採用要領は手元に持っております。確かに赤阪議員さんがおっしゃっておられますように、これらにつきましては、各市、各市で一定の考え方があろうかと思えます。しかし、広く人材を求めるためには、範囲を広くする方がよりいい人材が求められるということは承知いたしております。今回の各市の内容の結果について、そういう方法をとることによってどのようなメリット、デメリットがあったのか、これらの点を十分にそれらの市と連携を密にいたしていきたい。定年制も施行されたことで毎年、採用しなければならないことになろうかと思えますので、十分各市の状況、実態を調査いたしまして、1つの考え方といたしまして検討してまいりたい、かように考えますので、御理解いただきたいと思えます。

○ 5番（赤阪和見君） 最後に。

いままで1次の発表が非常におそかったのは作文があったからだということですが、今回は作文がないから早くできるということですが、大体、どれぐらいをめぐりにやられようとしておりますか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱（西川喜久君） 昨日も応募者数を発表させていただいてますが、総数で500余名ということでございます。かなり採点については時間もかかるかと思えますが、次長からもお答えいたしましたように、毎年12月末に発表してきた実態がございますが、

今回は、作文を出題いたしておりませんので、できる限り早い時期に発表したい。御承知のように、11月11日が1次試験になっておりますので、それから計算いたしまして、いつもであれば12月25、6日に発表してきたと思いますが、かなり作文の採点に時間を要したということ。また、この時期には、一時金や給与改定の問題等がございますが、いままでよりも早く発表してまいりたい。いつごろの時期かということにつきましては、非常にいまの時点でお答えするのはむずかしゅうございますが、いままでにないよう早く発表したいと思います。

○ 5番(赤阪和見君) 採点は○とか×とかでなく、機械でガチャンとやるやつですな。上から順番に採ったらいいんでしょう。それとも、操作するんですか。

○ 参与兼市長公室長事務取扱(西川喜久君) しません。

○ 5番(赤阪和見君) 労力的にはすぐできると思うんです。この人はどうのこうのと言うことではない。上から何人採るか、任用委員会で決めたい。10人のところ15人採っておくと、任用委員会で決めていただいたい。コンピューターでガチャンとやったやつをすぐ何点、何点と写し、上から15人、20人という形で早急にやっていただきたい。そうすることと不正を考えさせない、開かれた職員採用をやっていただきたい。そう願っておきます。

先ほどの消防の点は今後、考えていただけますか。

○ 消防長(角谷泰夫君) 先ほど次長からお答えいたしました、消防職の場合、1次試験におきましても体力テスト等がある関係上、学校でのクラブ活動等も参考にしたいということから添付させております。特に複雑化してくる消火、救急活動に対応して、学力的な問題点も非常に重要視されてまいります。そういった要素の中でさらに検討を進めてまいりたいと思います。

○ 5番(赤阪和見君) 非常にいまの就職戦線において、公務員は高嶺の花に見られておる現実を踏まえ、だれもが平等に、また、平等にというより皆が受けたいという方向性があるので非常に数が多いと思います。特に高校の就職指導の先生も非常に苦慮されて、泣きの涙で成績証明書等を出さないという人もおります。そういう点で今後、開かれた市職員の採用であるという形をとって広く市民から人材を集めていただき、より市民の信頼を高めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○ 副議長(出原平男君) 以上をもちまして、一般質問が全部終了いたしました。皆さんの御協力、厚く御礼を申し上げます。

なお、午後から議案審議を行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午前11時37分休憩)

(午後1時再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程審議に入ります。日程第2から日程第13までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年度昭和59年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年7月9日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年7月9日
2. 検査の対象 昭和58年度昭和59年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年7月9日

監査委員 久 光 喜多男

同 橋 本 佳 行

記

1. 検査実施日 昭和59年7月9日
2. 検査の対象 昭和59年4月分の出納状況
3. 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年4月分本市水道企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年7月9日

監査委員 久 光 喜多男

同 橋 本 佳 行

記

1. 検査実施日 昭和59年7月9日
2. 検査の対象 昭和59年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年7月9日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年7月9日
2. 検査の対象 昭和59年4月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和58年度昭和59年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年8月8日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年8月8日
2. 検査の対象 昭和58年度昭和59年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年8月8日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年8月8日
2. 検査の対象 昭和59年5月分の出納状況
3. 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和59年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年8月8日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年8月8日
2. 検査の対象 昭和59年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の第1項の規定により、昭和59年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年8月8日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年8月8日
2. 検査の対象 昭和59年5月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の第1項の規定により、昭和59年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年9月4日

監査委員 久光喜多男

同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年9月4日
2. 検査の対象 昭和59年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年9月4日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年9月4日
2. 検査の対象 昭和59年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和59年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和59年9月4日

監査委員 久光喜多男
同 橋本佳行

記

1. 検査実施日 昭和59年9月4日
2. 検査の対象 昭和59年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 31 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 3 項の規定に基づく昭和 59 年度定期監査（第 1 次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第 8 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 59 年 7 月 31 日

監査委員 久 光 喜多男

同 橋 本 佳 行

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 20 号から第 31 号までの報告を終わります。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 14「専決処分の承認をを求めることについて」（和泉市国民健康保険条例の一部改正）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和 59 年 10 月 4 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

専決第 7 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和 59 年 9 月 26 日専決

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第21号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

療養取扱機械について療養の給付を受ける被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を剰じて得た額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。

- (1) 次号又は第3号に掲げる者以外の被保険者 10分の3
- (2) 退職被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第8条の2第1項に規定する退職被保険者をいう。） 10分の2
- (3) 退職被保険者の被扶養者（国民健康保険法第8条の2第2項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。）

ア、診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療（病院又は診療所への収容に伴うものを除く。）を受ける場合 10分の3

イ、病院又は診療所への収容（それに伴う診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療を含む。）を受ける場合 10分の3

2. 看護及び移送につき療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、前項各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、本市に納付しなければならない。

附 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 市民部長（松村吉堯君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第14号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

すでに新聞等で御承知のとおり、去る8月7日、健康保険法の一部を改正する法律が議決され、10月1日より施行されました。これに伴いまして、本市の国民健康保険条例の規定につきましても所要の改正を行い、昭和59年10月1日から適用する必要が生ずることと相なりました。このため和泉市国民健康保険条例の一部改正につきましては、議会に御提案するのと

まがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決させていただいた次第でございます。

次に、その内容でございますが、今回の法律改正に伴いまして、国民健康保険法の中に退職者医療制度が創設されました。この制度には長年、会社等へ勤められた人で、一定の年金受給者とその扶養者で70歳未満の人が該当し、被扶養者の外来を除いて、医療費の8割給付を受けることができるようになりました。言い換えますと、従来、医療費の3割を一部負担金として医療機関へ支払っていただいていたのですが、2割に軽減されるものでございます。

それでは、条文に沿って説明させていただきます。議案書3ページでございます。第5条第1項でございますが、現行制度においては、被保険者すべて3割負担と規定されてございます。今回の改正に伴いまして、退職医療制度該当者本人、すなわち退職被保険者につきましては2割、退職被保険者の被扶養者につきましては、入院2割、外来3割と一部負担金割合が異なることに相なりましたため、それらを第5条第1項第2号及び第3号で規定し、残る一般被保険者につきましては、第5条第1項第1号で3割負担と規定したものでございます。

続きまして、4ページの第5条第2項でございますが、看護及び移送についても、前項の負担割合を適用すべく改正したものでございます。

次に、附則でございますが、国民健康保険法の施行と同じく、昭和59年10月1日から施行することといたしてございます。

以上が和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに内容でございます。

なお、条例の改正部分につきましては、5ページ以降に参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしておりますので御参照いただき、何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本報告につきまして質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） 2点ほどお伺いをしたいんですが、これは先ほど部長から御説明もありましたように、健康保険法の改正によりまして出てきているわけですが、当初、退職者医療被保険者ですか、それが2,000名程度ということで私も聞いておりますけれども、実際10月1日から作業されて現状、どの程度になっているのか、今後、それでどう完了しているのか。まあ、今後、といっても回っていくので実際の問題はあるでしょうが、当初の作業段階としてどうなのか、という点を1つはお伺いしておきたい。

それともう1点、65歳から69歳までの方につきましては、いわゆる老人保健法との関連で言えば、この辺はどうなってくるのかという点でございます。

この2点をお伺いしておきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 保険年金課長（原 美助君） お答えいたします。

たしか、せんだつての議会におきまして、2,000人という形で補正予算を編成いただいたわけでございます、現在のところ、何人かということでございますが、約2,400名というのが、昨日現在の被保険者数でございます。大体、比率が5.7%ということでございます。

そして、65歳から69歳までのいわゆる府制度分についてのお尋ねでございますが、この分、老人保健法の適用になるまでが退職者医療制度に該当するというところでございます。

以上でございます。

○ 19番（原 重樹君） 2,400名ということは結構ですが、次の65歳から69歳までとなると、実際には、いわゆる退職者医療制度ができたために、たとえば法律でいけば、確かに70歳からは老人保健法の適用となりますけれども、大阪府は65歳からとなっておりますので、65歳から69歳までの人たちが働いてたとして、健康保険を持ってたとしたら、その人たちに1割負担がかかってくることになるわけですか。ちょっと確認だけ。

○ 保険年金課長（原 美助君） 当然、働いておれば健康保険に加入しておりますので、国民健康保険の退職者医療制度には該当しないということでございます。

○ 19番（原 重樹君） 法律の話としてこれは理解をしましたがけれども、実際には、こういった人たちを含めて障害者あるいは母子家庭等の救済措置が言われてますね。その辺では、これが出た当初から各行政区によっては、救済措置をしていくということで新聞発表等もされてますが、その辺での当市の考え方はどうなのか、お聞きしておきたいと思います。

○ 市民部次長兼福祉事務所長（中川鉄也君） 福祉医療部門になるかと思っておりますので、私からお答え申し上げます。

いま、原議員さんが御質問のいわゆる65歳以上69歳未満で企業等へ勤められている方、社会保険に入っておられる方については、約2,000名ほどおられます。それから、同じく障害者でそういう方が97名、それから、母子家庭で136名という数字をつかんでおります。これらの方については今回、10月1日からの健康保険法の改正に伴いまして、1割自己負担分が生じてくるわけです。この問題については、特に老人、障害者、母子家庭については、一部負担が生じてくるということで、すでに全国的に東京都を初め幾つかの府県自治体でこれをカバーしていくという動きもありまして、大阪府でも大阪府市長会から府当局に対して、何らかの府としての対応を要望しております。聞くところによりますと、大阪府といたしましても、この時期等については不明確ですが、何らかの形でやりたいということで、大阪府の衛対審に

かけるところまで現在、検討している実情であるわけです。そういう状態でございますので、引き続き府当局に要望を行っていきたいと考えております。

○ 19番(原 重樹君) 意見だけ申し上げておきます。

いま、次長が言われましたように、大阪府もちろんですが、非常に対応が遅れているといってもいいと思います。東京都等からすればね。和泉市でも、いま言われた人数の方が、この制度ができたために不合理なところが出てくるわけです。その辺では、今後、非常に働きかけも含めて当市でも真剣に考えていただきたい。

同時に、最初に申し上げましたように、確かに健康保険法の改正で出てきた問題ですが、実際には、この退職者医療制度の創設というのは、国が全く負担せずに、医療給付に要する費用は退職者の保険料や被用者保険、政府管掌とか組合保険等の拠出金で賄われることになっておると思います。結局、そういうところに押しつけていってるわけです。後に補正予算で出てくるとも思いますので、また、そこでお聞きをいたしますが、その裏で国保の補助金を大幅にカットするなど、結局、これは国民健康保険法の改正ではなく改悪されているということで、本件に対しては、確かに法律が変わったからということですが、基本的な点で賛成できませんので、共産党議員団は、その点で反対をしておきたいと思っておりますので、議長、よろしく願いたします。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件を承認するに反対の方がおりますので、挙手により採決を行います。

本件を承認するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、報告第14号を承認することに決しました。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第15「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分

したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第8号

昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

昭和59年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,062千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,197,562千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和59年9月26日専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2802,011	△ 196,493	2,605,518
	1. 国庫負担金	2,508,774	△ 365,900	2,142,874
	2. 国庫補助金	293,237	169,407	462,644
6. 共同事業交付金		1	22,038	22,039
	1. 共同事業交付金	1	22,038	22,039
10. 療養給付費交付金			196,517	196,517
	1. 療養給付費交付金		196,517	196,517
歳入合計		5,175,500	22,062	5,197,562

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4. 共同事業拠出金		1	22,062	22,063
	1. 共同事業拠出金	1	22,062	22,063
歳 出 合 計		5,175,500	22,062	5,197,562

- 議長（柳瀬美樹君） 報告の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第15号「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、専決の理由並びに内容について御説明申し上げます。

その前に、恐縮でございますが、12ページの事項別明細書の説明欄中、上から4行目に「療養給付費負担金追加」となっておりますが、これは「追加」ではなく、「更正減」の誤りでございます。まことに申しわけございません。よろしく訂正をお願い申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。

まず、専決の理由でございますが、先ほど国民健康保険条例の一部を改正する条例について、専決処分の御承認をいただく際に御説明いたしておりますとおり、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険に退職者医療制度が創設され10月1日より施行されたことと、大阪府下全市町村共同で行う高額医療費共同事業が実施されたことに伴うものでございまして、先の国民健康保険条例の一部を改正する条例と同様、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決をさせていただきます次第でございます。

次に、その内容について御説明申し上げます。

第1条でございますが、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,206万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,756万2,000円とするものでございます。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書について御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。事務費負担金でございますが、これは退職者医療制度創設に伴う該当者の資格等の認定事務の増加、高額療養費の事務の複雑化及び経理事務の増加に伴う経費の財源として、退職者医療制度該当者1人当たり700円が事務費負担金として交付されるため、140万円を追加計上したものでございます。

次に、療養給付費負担金でございます。従来は、医療費の40%が療養給付費等負担金として国庫負担となっておりましたが、退職者医療制度の創設に伴い、10月1日以降、制度該当者にかかる医療費につきましては国庫負担の制度がなくなり、かわって各被用者保険からの拠出金が療養給付費交付金として交付されることになりました。また、一般被保険者の医療費についても、10月1日より国庫負担率が40%から30.8%へ引き下げられたことに伴いまして、予算額を再計算いたしましたところ、20億8,046万円となり、当初予算に比べ3億6,780万円の減額となったものでございます。

次に、財政調整交付金の中の普通調整交付金でございますが、従来の財政需要に退職者医療制度に伴う財政需要を加えた各保険者調整がされることとなったため、6,549万6,000円を追加計上したものでございます。

次に、臨時財政調整交付金でございますが、本制度が廃止されたため、予算額1,563万7,000円を減額するものでございます。

次に、退職者特別調整交付金でございますが、これは特に制度実施後の各保険者に急激な財政負担を強いることのないよう、調整機能を果たすべく新たに設けられたものでございまして、本市財政需要額より算出し、1億1,954万8,000円を補正するものでございます。

次に、共同事業交付金でございますが、これは歳出の高額医療費共同事業医療費拠出金とともに、前段で申し上げましたように高額医療費共同事業の実施に伴う補正でございます。本共同事業の実施につきましては、当初予算計上に当たり、なお一部未確定なまま科目設定のため1,000円を計上してまいりましたが、昭和59年7月1日より実施の運びとなりましたので、歳入として2,203万8,000円を計上いたすものでございます。

次に療養給付費交付金でございますが、これも新設された科目でございまして、先ほど申し上げましたように、法改正に伴い制度該当者にかかる医療費につきましては国庫負担の制度がなくなり、かわって各被用者保険からの拠出金が療養給付費交付金として交付されることになりました。このため本市におきましても、制度該当者2,000人、1人当たり医療費26万7,400円、1人当たり保険料3万2,800円と算定し、医療費給付費から保険料を差し引いた残額1億9,651万7,000円について補正したものでございます。

次に、歳出でございます。高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、府下の医療費を各市町村に按分いたしまして決定されたもので、2,203万8,000円を計上いたすものでございます。

次に、その他共同事業拠出金でございますが、これも新設された科目でございまして、退職者医療制度の実施に当たり、対象者の資格確認のため各被用者年金保険者に依頼した年金受給

権者一覧表の作成経費を各市町村保険者が負担する費用であり、2万4,000円を計上するものでございます。

以上が今回、専決処分させていただきました「昭和59年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の内容でございます。何とぞよろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 19番(原重樹君) ちょっと先ほどの続きですが、数字上ではっきりさせてほしいのは、今回、退職者特別調整交付金ということで説明がありました1億1,954万8,000円、需要費からの算出ということですが、その辺の計算方法を簡単にわかりやすく御説明願いたいのと、同時に、この全体を合わせて端的な質問で申しわけないんですが、国保財政に与える影響についてはどうなのかという点。

この2点です。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 保険年金課長(原美助君) いま、2点の問題が指摘されたわけでございますけれども、相関連する問題でございますので、御説明をさせていただきます。

今回の退職者医療に該当する医療費をどのような形で負担するのかということでございますけれども、先ほど説明をいたしておりますとおり、医療費から保険料を控除した額が、退職者療養交付金という形で各被用者保険から交付されるわけです。それでは、その保険料あるいは医療費をどういふふうに算定するのかということがまず、問題となってまいります。そこで、いままでの実績というものを抽出すればつかめるわけでございますけれども、8月7日に国会の議を経、9月7日に公布されたということで、その期間がほとんどなかったことから、国の方で指示係数というものが提示されております。まず、保険料については、退職者に係る保険料については2万8,000円を基準とせよとか、あるいは医療費については、老健法対象者を除いた医療費の2.4倍を掛けて算定せよとかいうものでございます。

そういう一定の指示係数に基づきまして算定したところ、退職者にかかる医療費総額が、2億6,740万円という形で算定されてございます。そして、保険料が2,000人と仮定して3,260万円ということでございます。その2億6,740万円から本人の一部負担金3,828万3,000円、いわゆる今回の負担割合は、保険者が8割負担ということでございますが、それに高額療養費を加えますと、保険者負担の割合が約85%になります。したがって、あとの15%が本人負担、いわゆる一部負担金として窓口で支払わけてございますので、その金が3,828万3,000円。したがって、先ほどの2億6,740万円から一部負担金の3,828万

3,000円、それに保険料3,260万円を差し引きますと、1億9,651万7,000円という形になってまいります。これが被用者保険の方から拠出される療養給付費交付金でございます。

非常にややこしい話でございますが、1つ例を挙げて説明させていただきますと……。

- 19番(原 重樹君) この額から結局、退職者特別調整交付金が出てくるのでしょうか。その辺の説明を簡単に願います。
- 保険年金課長(原 美助君) それでは、まず療養給付費交付金1億9,651万7,000円が算定されます。その次に、今回、この退職者医療制度創設に伴いまして国庫負担金が減率になってございます。いわゆる費用額の40%が給付額の40%になったということで、減額率が23%とになってございます。その算式に基づきまして交付金が幾ら減ったかということでございますが、3億6,730万円の国庫補助金が減額とになってございます。したがって、この3億6,730万円から、いま申し上げました1億9,651万7,000円を差し引きいたしますと、約1億7,000万円の財源不足が生じます。この1億7,000万円の7割に係るのが、いま、申しております退職者特別調整交付金のいわゆる1億1,954万8,000円、これがこの財源不足の7割分に当たるものであるというのがこの数字でございます。
- 19番(原 重樹君) 簡単に聞きます。結局、療養給付費等負担金の3億6,730万円、これが結局、国の補助金を大幅にカットしていったという中身だと思ふんです。これは補正ですから、6カ月の分だと思ふます。その分であと療養給付金1億9,651万7,000円、これを差し引いた約1億7,000万円が財源不足として出てきて、最初の説明にありましたように、急激な財政負担をかけてはいけないということで、この調整交付金の1億1,954万8,000円、7割ということ出てるわけですね。すでにここで7割いただいたとしても、5,000万円ほどの財源不足が生じていることになりすわね。
後ちょっと聞いておきたいんですが、この特別調整交付金という、先ほど係数を掛けた7割というのは、結局、国が指示した係数で、単なる計算でやっていることなのかどうか。同時に今後、この係数を含めて、交付金そのものはどこが決めるのか。きっちりした係数が決まっておいて計算されるのか。その点についてお伺いをしたい。
- 保険年金課長(原 美助君) これは一応、国の指示係数に基づいて算定したものです。
- 19番(原 重樹君) 今後もそういう同じ係数でいくんですか。
- 保険年金課長(原 美助君) 一応、厚生省の国保課長さんがおっしゃっているのは、1、2年というニュアンスの形で発言しておられます。59、60年度は、大体そのような数値で補てんされると予測しております。
- 19番(原 重樹君) 意見だけ言うときます。

いまの数字はちょっとややこしかったが、先ほど出ましたように、このままいっても国保財政が非常に圧迫されるというのが、数字の上でも現実だと思ひんです。先ほどの数字のところでもございましたように、国保の補助金を大幅に削減した結果、こういうことが起こっています。国保財政が圧迫されれば、保険料の値上げ等にもかかわってくると思ひます。

同時に、再質問で聞きました特別調整交付金については、1、2年はこの係数でいくんだとおっしゃっておりますが、交付金そのものは、国のサジ加減だと思ひます。きちとした係数でこうです、ということには現実になってないと思ひます。退職者医療制度の被保険者が何人かで非常に国保財政への影響は違いますからね。その辺の係数は出てくるにしても、国の方は、実際には、たとえば国保全体を見らると思ひます。いわゆる減免をどうしてるかと、制度そのものを見ていろいろ判断してくることもできると思ひます。その辺では、国が本当は各自治体が自分でできる医療の制度そのものにまで介入してくる恐れのあるものだと思ひます。こういうやり方自体がね。そういう点も含めまして、先ほど申し上げました与える影響等も考えまして、この補正予算は、退職者医療制度そのものの補正予算だと思ひますので、この点についても、共産党議員団は反対をしたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を承認するに反対の方がありますので、挙手により採決を行います。本件を承認するに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手多数）

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、報告第15号を承認することに決しました。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第16「昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和58年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和58年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 水道部長が病氣療養中のため、かわって、ただいま御上程されました認定第1号「昭和58年度和泉市水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

まず、15ページの事業報告から当期の経営状況について総括して申し上げますと、經常収支につきましては、給水収益面では対前年度に比し8.2%と大幅に伸長いたしました。一方、費用面では、徹底した経営努力によりコスト低減化を図りました結果、単年度財政収支は、前年度に引き続き黒字基調を維持することができ、当年度純利益額は9,905万9,000円を計上でき、累積欠損金の軽減緩和に寄与いたしました。

また、資本収支勘定では、大規模開発に伴う工事負担金収入等を上回る積極的な改良投資や施設整備事業を行った結果、不足額が生じましたが、全額過年度損益勘定留保資金をもって補てんいたしました。

次に、本年度の給水状況につきましては、給水人口の恒常的な伸びと相まって、猛暑続きによる需要ピークの長期化により、給水量は対前年度に比し7.1%増加するとともに、年間を通じて安定した給水を行うことができました。また、経営効率の要諦をなす有収率についても、漏水の早期発見、洩防工事の施行等徹底した維持管理により、91.9%の高水準を堅持いたしております。

次に、建設改良事業の進捗状況につきましては、より安定した給水確保並びに水質向上に努め、ことに水道施設等整備事業においては、年次計画的に水質計装設備、その他電気・機械設備等の充実を図るとともに、配水管更生事業として、水量増強のためのクリーニング及びライニング工事を施行しました。また、改良工事については、一部を除き原因者負担による配水管布設工事を施行いたしました。さらに、普及率の状況でございますが、昭和59年3月31日、現在人口・戸数とも98.9%と相なっております。

それでは、最初に戻りまして、1ページの決算報告書についてその概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について収入より申し上げますと、第1款 水道事業収益予算額合計18億2,999万7,000円に対し、決算額は18億4,003万1,827円となっており、予算額に比べ1,003万4,827円の収入増となっております。

決算額の内訳は、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で16億4,532万7,679円、第2項 営業外収益では、加入金外で1億8,919万6,962円、第3項は特別利益で、固定資産売却益外であります。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用予算額合計17億4,992万2千円に対

し、決算額は17億4,097万2,721円で、不用額894万9,279円となっております。

なお、不用額発生の主な理由といたしましては、自己水活用に伴う受水費を初め、配水及び給水費関係の請負工事費並びに資金余裕に伴う支払利息分の各減少等によるものであります。

決算額の内訳といたしましては、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までのすべての費用として14億5,500万8,469円、第2項 営業外費用として、企業債の支払利息等2億8,555万8,647円、第3項は特別損失で、過年度損益修正損となっており、その他予備費については決算額はなく、全額不用額となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第1款 資本的収入予算額合計4億9,948万円に対し、決算額は4億9,996万2,787円であります。

内訳といたしましては、第1項 企業債では決算額1億6,800万円で、予算額どおり執行いたしました。

次に、原因者負担としての第2項 工事負担金については、決算額3億2,347万4,313円で、予算額に比べ47万4,313円の収入増となっております。

次に、第3項 負担金の決算額750万円は、一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金として収入しており、その他固定資産売却代金であります。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出予算額合計6億2,95万8,000円に対し、決算額は5億9,506万7,640円であります。

決算額の内容につきましては、第1項 建設改良費4億8,217万1,180円で、その内訳といたしましては、環境改善整備事業による配水管整備事業費であり、また、旧管内部のクリーニング・ライニングのための配水管更生事業費、浄水場施設整備工事等としての水道施設等整備事業費、開発地への配管工事等としての改良工事費並びに光明台団地の水道施設建設費、その他水道メーター等購入のための営業設備費等となっております。

なお、788万9,820円の不用額が生じておりますが、これは大部分改良工事費で占めるものであります。

なお、これらの工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照賜りたく存じます。

次に、第2項 企業債償還金につきましては、決算額は1億1,289万6,460円となっております。

以上が、今回、提出させていただきました決算報告書の概要でございますが、財政収支につきましては、昭和58年度末累積欠損金2億6,960万6,331円と相なります。しかし、資

金面での不良債務額について申しますと、逆の5億8,578万1,000円となり、累積欠損金を上回る資金余裕ができたということでございます。

なお、損益計算書以下につきましては省略させていただき、簡単でございますが、昭和58年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。決算附属書類といたしまして、15ページ以下に各明細を添付いたしておりますのでこれらを御参照いただき、速やかに御認定賜りますようお願いいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） いずれ本日の日程にも出ておりますように、後ほど決算特別委員会に付託されると思いますので、2、8点だけお聞きをしておきたいと思います。

水道そのものが企業努力等もされまして、財政好転、一時借入金も皆無ということもあり、経営面では好転しているようでありますけれども、1つは、水道料金でございますが、そういう状況の中で、今後の見通し等もござりますが、全国的にというか、府下各市に比べましてどういう水準というか状況になっているかということにつきましても、参考資料等にも今回、値上げ問題が出てないように思いますので、決算委員会には提出をしていただきたいと思います。

それから、府営水、自己水、自己水は現在、和田浄水場と父鬼の2カ所だと思っておりますが、それから、泉北水道からも受水しておりますが、それぞれについての割合あるいはトン数、それから、それぞれの1トン当たりの費用、府営水と泉北水道はたしか同じ値段だと思っておりますが、自己水についても、それぞれトン当たりの費用を出していただきたい。きょう無理であれば、それも決算委員会で結構ですが、その辺をお願いしたいと思います。

それから、中央丘陵に関連してでございますが、以前からの説明でも、府営水で十分賄えるんだという約束をされているということでございますけれども、その辺で問題がないのかどうかを改めてお聞かせ願いたい。と言いますのは、これは58年度の決算ですが、ことしも琵琶湖がかなり水位が低下して節水ということの話もあるようですので、その点どうか。

関連して、市の負担について、決算委員会で今後のことがあるのでお聞かせ願いたいと思っておりますのは、市の負担が一切ないとわれわれは聞いております。いままでの質問等の答弁でもありましたが、その辺での確認をしておきたいと思っております。

もう1つは、昨日の並河議員さんの質問に関連しますが、いわゆる新規の開発地域の開発業者あるいは一般家庭の工事費負担問題が出されておりましたが、この点については既存住民、いわゆる従前からの和泉市の市民であって、そこに家が建ってあって、一定の集落が構成されてところの未給水区への対応問題は、私は別だと考えますが、費用負担の問題についての原則的なものを、もう1度びちっと聞かせておいていただきたいと思っております。どういふふう

な原則で対処していくかということです。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） ただいま4点ほど質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、料金の改定見通してございますが、この資料等につきましては、最近の資料を決算委員会にお出ししたいと思っております。ただ、本市の見通してございますが、今回の決算でも、累積赤字2億6,000万円が出ておりますが、これは昭和59年度予算でございますが、私もといたしましては、池上浄水場の跡地を処分することによって、累積赤字を一掃していきたいという考えを持ってございます。そうしますと、まあ、相当の累積赤字を一掃しておかつ、相当額の黒字が出てまいるわけでございます。

しかし最近、この10月1日から府営水が御存知のように、従来の48円70銭から57円20銭と8円50銭、17.5%アップしてございまして、初年度だけでも泉北水道も含めてでございますが、概算4,000万円ほどのコストアップが生じてまいります。来年度以降、平年度に直しますと、9,000万円以上のコストアップ。そして、最近の琵琶湖の水位低下に伴う漏水等によりまして後半、やや給水収益の伸びの鈍化が見通されますので、それらを含めると非常に経営環境は厳しゅうございますけれども、先ほど申し上げましたように遊休地処分に全力を挙げまして、それが実現可能であれば、できるだけ水道料金改定は見送ってまいりたい、かように考えてございます。これは基本的な姿勢でございます。

それから、2点目の府営水と自己水のそれぞれの比率でございまして、これも大体の構成でございますが、本日現在、総給水量が日量3万8,000トン、その水源構成といたしましては、和内浄水場が約1万2,500トン、父鬼が2,000トン、これらを合わせて38%ぐらいになるわけです。それから、泉北水道企業団が3,500トンで9%、府営水が2万トン、これは実は、割当規制を受けているわけでございますが53%、こういう構成でございます。また、それぞれの原価でございますが、自己水につきましては一応、原水が9円25銭と間接費等を加えまして55円89銭、府営水、泉北水道が65円32銭と相なっております。

それから、中央丘陵の関係でございますが、これからの和泉市の場合は、水源的に非常に不足してございますので、人口増をすべて府営水で賄っていくことにつきましては、過日、御議決を賜りました総合基本構想でも打ち出してございます。基本的には、府営水で賄うということでございます。そして、大阪府では現在、第7次計画を持ってございまして、その一環として伏屋に和泉浄水場の設置計画がございまして、まだ具体的には進行していない実情でございます。

それから、開発事業者の工事負担金問題でございますが、昨日も申し上げましたように、新規開発につきましては、あくまでも開発の受益に応じて受益者負担をしていただく、こういうことで現在、各施設等の工事負担金並びに各負担金をちょうだいしているのが実情でございます。

以上のとおりでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 29番（田中包治君） この企業債の金利が非常に高いのはどういう意味ですか。9%とか8%とか銀行から借りてるやつがね。10年もせん間に倍になる。われわれが普通、銀行から借りても7%前後なのに、なぜ9%、8%という金利で借りなければならないのか。起債が52億円あるが、計算したら100億以上返さないかんとなる。その点はどうなんですか。7%強で10年で大体倍ですわね。この点を考えると、ちょっとおかしいと思うんです。われわれよりも高い金利で借らんといかんというのはどういう意味ですか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） まず第1点は、企業債の金利が高いのじゃないかということでございますが、現在の却債につきましては、20年、30年という長期の資金でございまして、すべて大蔵省の資金運用部並びに公営企業金融公庫の定率で借り入れしているわけでございます。これらにつきましては、特別な事情と言いますのは、過般、政府の非常な高金利政策がございまして、10%を上回った一時期がございました。そういうときは別といたしまして、金利は一応、政府の政策に基づくものでございます。

なお現在、一時借入金はございません。

以上のとおりでございます。

○ 29番（田中包治君） これは銀行の金利でしょう。あんな方は何%金利を払ってもええという考え方もかもしれませんが、この負担は全部市民にいくんですよ。現在、住宅資金でも6%余と違いまっか。現在の日本の金利は高いことはありませんよ。ずうっと下がってるばかりですよ。これぐらい高い金利を払わんといかんのんやったら、借り替えた方が得でしょう。われわれが銀行へ借りにいっても7%ぐらいで借りるのに、なぜこれぐらい高い金利を払わんといかんのかということです。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） この長期借入金の性格上、繰り上げ償還は認められてないということが原則でございます。

○ 29番（田中包治君） これは50年前後のことを言ってるんでしょう。一般市民に公募したのと違うでしょう。銀行から直接借ってるんでしょう。だから、特に理解できない。

○ 水道部次長兼総務課長事務取扱（岩井益一君） 今後、十分検討して対処してまいりたいと思います。

○ 29番（田中包治君） 対処するとか、せんということよりも常識の問題ですよ。市民が見たらどう思うかということです、わしが言いたいのはね。銀行と何かあってそないしてるんか、となりますよ。これくらい高い9%や8%なんて金利はいまどき、どこの世界へ行ったかでありまへんぜ。もうよろしいわ。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件は、内容を十分御審議願いたいと思いますので、後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中も継続審議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第17「昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、昭和58年度和泉市病院事業決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和59年10月4日

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました認定第2号「昭和58年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。まず、別冊決算書15ページをお願いいたします。

昭和58年度の病院事業運営につきましては、前年度に引き続きまして医療器械の増設など、診療機能をさらに高めるよう努力いたしました。病院の利用状況につきましては、入院患者数

年間延べ10万3,387人、1日平均いたしまして282.5人、外来患者年間延べ19万1,294人、1日平均いたしまして641.8人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院で3,535人、外来で1万2,464人の増加であります。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書2ページをお願いいたします。

(1)収益的収入及び支出 収入第1項 医業収益決算額37億7,690万7,791円、第2項 医業外収益2億6,498万9,399円、第3項 特別利益4,056万円、収入合計 第1款 病院事業収益40億8,244万8,730円、前年度と比較いたしますと、医業収益では、入院、外来患者数の増加により1億5,575万9,740円で4.3%の伸び、医業外収益では、一般会計からの繰入金金の増加により7,955万4,935円、42.5%の伸びであります。

支出第1項 医業費用決算額38億5,722万1,843円、第2項 医業外費用決算額2億8,042万7,903円、支出合計第1款 病院事業費用41億3,764万9,746円、前年度と比較いたしますと、医業費用では、給与費及び医療器械の修繕料などの増加により1億7,936万4,026円、4.9%の増加、医業外費用では、支払利息の減少により1,470万9,071円、5%の減少となりました。

以上の結果、医業収支で8,031万4,052円の欠損、医業外収支で1,544万6,964円の欠損、特別利益を加えた経常収支で5,520万1,016円の単年度欠損と相りました。また、前年度末未処理欠損金25億8,926万5,937円を合わせた昭和58年度末未処理欠損金は26億4,446万6,953円に達し、すべて翌年度へ繰り越さざるを得ない状況に相りました。しかし、病院運営上直接資金に係する不良債務額は、前年度より1億5,168万8,893円解消し、年度末不良債務額は、11億2,458万9,540円と相りました。

このような単年度欠損金の生じた主な要因は、過去3年間に3回の診療報酬の改正がございましたが、いずれも同時に改正された薬価基準の引き下げ等により、病院事業収益の減少となったものであります。

続きまして、決算書4ページの資本的収入及び支出であります。収入第1項 出資金決算額5,977万8,000円、第2項 他会計長期借入金6億1,972万4,000円、第3項 企業債4,000万円、収入合計 第1款 資本的収入7億1,950万2,000円に対し、資本的支出 第1項 建設改良費決算額5,623万2,136円、第2項 企業債償還金1億682万8,524円、他会計長期借入金返還金5億9,700万円、支出合計 第1款 資本的支出7億6,006万660円、収支差し引き4,055万8,660円の不足と相りましたが、損益勘定特別利益より補てんいたしました。

以上、昭和58年度病院事業会計決算の概要について御説明申し上げましたが、今後の病院運営に当たりましては、国民医療費抑制下と厳しい医療状況にあります。診療機能の充実、財政健全化の促進に努め、公立病院の本来の目的達成のため努力いたす所存でございます。

なお、決算書15ページ以下に決算附属書類、参考資料等を添付いたしておりますので御参照賜り、よろしく御審議の上、原案どおり認定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件も十分御審議を願うため、決算の審査を決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審査をお願いいたしますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第18「決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第11号

決算審査特別委員会設置について

地方自治法第1-10条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和59年10月25日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和58年度和泉市水道・病院会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件は、昭和58年度和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に審議を願うため本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第11号を原案どおり可決いたしました。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第19「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和59年10月25日

和泉市議会議長 柳 瀬 美 樹

記

決算審査特別委員会委員（13）

- 議長（柳瀬美樹君） 本決算審査特別委員会委員の選任については、先般の議員総会で御了承を賜っておりますので、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。委員の氏名を局長より朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決算審査特別委員会委員

奥村圭一郎，穴瀬 克巳，並河 道雄，竹内 修一，仁井 明，松尾 孝明，
天堀 博，西村慎太郎，若浜記久男，西口 秀光，成田 秀益，池辺 秀夫，
田中 包治 以上13名

- 議長（柳瀬美樹君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第12号は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第20「和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第55号

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に
関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助
成に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 前年（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者）にあっては、前々年の所得が1,000万円を超える者。この場合において、所得の範囲及びその額の計

算方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

前年の所得が1,000万円を超える者については、その他の要件を満たしていても、医療費の助成を行わないものとし、この要件を所得税法の規定を引用して定めていたが、過般の所得税法の一部改正によって当該規定が改められたので、本市条例における当該要件の規定方法を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（松村吉堯君） お許しを得まして、議案第55号「和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、本事業は、大阪府の補助を得て、重度の身体障害者及び精神薄弱者に対しまして医療費の助成を行っているものでございますが、その対象者の所得制限については、現行では、前年の所得が1,000万円を超える人については、その他の要件を満たしていても医療費の助成は行わないものとして、これを所得税法で1,000万円以上の所得を有する公示対象者の規定を引用して定めておりましたが、本年4月、所得税法の一部改正によりまして、公示対象者が所得額1,000万円以上から所得税額1,000万円以上とする旨の改正が行われたものでございます。したがって、所得税法の改正どおり実施いたしますと、相当高額所得のある人まで助成対象となるため、他の施策への影響を考慮いたしまして、前年の所得が1,000万円を超える者を除く、すなわち、対象者の所得制限額については現行どおりといたすもので、これに伴う所要の改正を行う必要が生じたので、ここに御提案するものでございます。

次に、その内容について御説明を申し上げます。

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第6号は、医療費の助成対象者で前年の所得が所得税法第233条の規定による公示のあった者、すなわち、前年の所得が1,000万円以上の公示対象者について助成は行わない、とあるのを、内容は全く同様であります。前年の所得が1,000万円を超える者として、所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める、といたしたく存する次第でございます。

また、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたく存じます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第55号の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。

なお、本市では現在のところ、前年の所得が1,000万円を超える方でこの制度の助成対象者はございませんので、御参考までに報告させていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（赤坂和見君） 参考までに。

この対象者で身体障害者と精神薄弱者に分けてそれぞれ何名か、お教え願いたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 福祉課長（松尾 守君） 分けてはちょっとわかりませんが、8月末現在で596名ということでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決いたしました。



○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第21「財産処分について」〔唐国財産区財産（ため池）の売却〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

財産処分について

次の財産（唐国財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 財産（土地）の所在地、種別、数量

和泉市唐国町150	ため池	2,202.6㎡
	外堤	1,180㎡

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 松下良一

4. 売却予定価格

531,770,156円

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第56号「溜池処分」につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件溜池は、唐国町に所在いたします唐国財産区財産でございまして、通称「ウトジ池」と称しているものでございます。今回、唐国財産区並びに水利関係者等の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございまして、

処分財産の内容でございまして、本物件は、議案書に表示してございまして、唐国町150番地、溜池2,202.6平方メートル、同所外堤1,180平方メートル、合計23,206平方メートルでございまして、

処分理由及び売り払い相手先でございまして、当該池は、中央丘陵開発区域内でございまして、住宅・都市整備公団に売却しようとするものでございまして、

処分価格は1平方メートル当たり2万2,915円で、総額5億3,177万1,56円となっております。

次に、処分代金の支出内容でございまして、市に対する納付金（35%）1億8,611万9,554円、それに地元公共事業費（65%）として、3億4,565万6,022円となっているものでございまして、

以上、簡単でございまして、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決いたしました。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 2 2「工事請負契約締結について」（幸第二団地 1 2 棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 5 7 号

工事請負契約締結について

幸第二団地 1 2 棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年和泉市条例第 1 4 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和 5 9 年 1 0 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 幸第二団地 1 2 棟建設工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 1 5 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市旭町 4 2 9 番地の 3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文 |
| 6. 工期 | 自 昭和 5 9 年 1 0 月 日（議決の日）
至 昭和 6 0 年 3 月 3 1 日 |
| 7. 契約保証金 | 7, 7 5 0, 0 0 0 円 |
| 8. 保証人 | 大阪市浪速区浪速東一丁目 2 番 2 6 号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭 |

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第 5 7 号「工事請負契約締結について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする幸第二団地 1 2 棟建設工事で、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額 1 億 5, 5 0 0 万円。契約の相手方は、和泉市旭町 4 2 9 番地の 3、株式会社竹内建設、代表取締役竹内博文でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 6 0 年 3 月 3 1 日までといたしております。保証人は、大阪市浪速区浪速東一丁目、株式会社榎並工務店、代表取締役榎並昭でございます。

工事場所は、和泉市旭町 1 3 6 番地外。敷地面積は 1, 2 3 4 平方メートル。構造及び規模は、

鉄筋コンクリート造地上4階建、住宅1棟で住宅16戸、延床面積1,017平方メートル及び付帯工事一式でございます。

以上の議案第57号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の説明を終わります。

なお、本年度現在までの建設戸数につきましては1,156戸であり、今回、御審議をいただいております分を合わせまして1,172戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 質問というよりも、私は今回、同対の委員長をさせていただきましたが、いま、建設戸数が出されましたが、うちの原議員からもせんだっての一般質問でいろいろお聞きをしました。残事業と全体計画、その他を含めまして全体的なものを把握するため、新しい議員さんも来られておりますので、その点で、特に同対の委員会等で資料も含めて十分説明をしていただき、その上で今後の計画等の審議もしていただくということで、この請負契約そのものについてどうこうではなく、そういう点でのお約束なり、御答弁をいただいて終わりたいと思うんです。
- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 改良事業部長（富田宏之君） 天堀議員さんの御提案もござりますので、特別委員会の中で残事業、全体計画を含めまして、私の方の担当部分について御説明できる資料を提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決いたしました。



- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第23「工事請負契約締結について」
「（仮称）和泉市立コミュニティセンター新築工事」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第64号

工事請負契約締結について

（仮称）和泉市立コミュニティセンター新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和59年10月19日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | (仮称)和泉市立コミュニティセンター新築工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 708,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 大阪市東区横堀二丁目14番地
株式会社 森組
取締役社長 森 幸彦 |
| 6. 工期 | 自 昭和59年10月 日(議決の日)
至 昭和60年12月20日 |
| 7. 契約保証金 | 35,400,000円 |
| 8. 保証人 | 大阪市天王寺区夕陽丘町4番11号
株式会社 森本組 大阪本店
取締役本店長 奥田 惇臣 |

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第64号「工事請負契約締結について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件につきましては、かねてから懸案の市立(仮称)コミュニティセンター建設工事でございます。このたび設計も完了し、いよいよ建設工事に着手する運びとなりましたので、その工事の請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をいただくこととするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額7億800万円。契約の相手方は、大阪市東区横堀二丁目14番地、株式会社森組、代表取締役社長森幸彦と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和60年12月20日を予定しております。

なお、保証人は、大阪市天王寺区夕陽丘4番11号、株式会社森本組大阪本店、取締役本店長奥田惇臣でございます。

工事場所は、府中町2丁目7番5号、市役所敷地内で、鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上4階建、建築面積911平方メートル、延床面積2,722平方メートルとなっております。350人を収容する多目的ホールを中心に、参考資料記載のとりの施設内容でございます。

以上、簡単に御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

○ 11番（竹下義章君） この件につきまして御質問させていただきたいと思いますが、その前に議長にお伺いしておきたいと思いますが、私はきょう市役所に来ると、ちょうど10時ごろ、建つであろうこの場所に工事がされている。「何をしてるんか」と聞きましたら、「コミュニティセンターを建てるんでガス管の配置替えをしなければならないので、その工事をしているんだ」ということです。そこで理事者の方にも、「少なくとも、まだ議会の議決もされておらないのに、なぜそういうことをしているんか」と申しましたが、先ほどまで工事をしておりました。この件につきましては、提案され、決定してないにもかかわらず、そういう形でされていることについては、議長も知っているわけですから、議長としてどのようにお考えか、まず、お聞きして質問に入りたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） まだ議決もされてないものを着手することは、私も本当に遺憾だと思っております。今後、かかることのないように十分注意してやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく御了承のほどをお願いいたします。

○ 11番（竹下義章君） 今後、このような議会軽視をされないよう、議長の方から理事者に特に注意していただきたいことを申し上げて、質問いたします。

そこで、今回のこの件につきましては、いろいろ聞きますと、なるほどりっぱな内容でございます。建てるにつきましては、私は、賛成をするわけでありまして。補助金等もかなり多く取って来ているということで市長が自慢しておったんですが、こういう点については敬意を表します。

ただ問題は、建てる敷地につきまして、市長の政治姿勢を含めまして質問していきたいんです。少なくとも、この駐車場につきましては、古い話になりますが、昭和42年から43年、私が議会で質問するたびに、労働会館の建設と駐車場を早く広げなさい、という形で行って来ました。したがって、47年にやっとこの完成を見たわけですが、この駐車場というものは、どんどん人口がふえることによって、市の玄関はりっぱにしなければならぬということ、この完成と同時に、この左の小さいたんぼのところも早く購入して表玄関を広げなさい、という形で私はやってきた記憶がございます。ここに議事録も持ってきてます。そういう点で、ただ建てればいいというものではないと思います。私は、この市の玄関というものは、やはり市民さんが来て不便をかけないように駐車場は確保しなければならぬと思いますが、なぜここに建てなければならなかったかにつきまして、まず、お聞かせ願いたい。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 竹下議員さんのコミセンの場所につきましての御質問でございますの

で、市長よりお答え申し上げます。

なお、冒頭、竹下議員さんより議長さんにお申し出がございました件につきましては、まことに遺憾なことでございます。ただ、ガス管の敷設といいますのは、ガス会社の専属の者らしゅうございまして、きょう外せば1カ月後でなければガス工事ができないという日程上の事務的なことで、ガス会社の工事日程との関連で先走った点、ひとつ心からおわびを申し上げ、今後、かかることのないよう十分注意していきたいと存じます。その点はおわび申し上げたいと存じます。恐縮でございます。

なお、コミセンにつきましては竹下議員さんも御案内のとおり、教育、文化あるいは婦人団体など各種団体、すべての市民の皆様にご利用いただける、総合会館構想の第1次分としての施設でございます。内容は、御提案しておりますように、350人収容の中ホールを目玉にして、各種の集会室等いろいろな市民会館の機能をさらに充足していく内容のものでございます。でき上がりますとりっぱなものとなり、全市民に喜んでいただける施設だと存じております。

ただ、場所につきましては再三再四、いろいろと検討させていただきました。前の議会でも申し上げたはずでございます。そうしたことで、いろいろと経過がございます。できることならば、市役所の周辺で、という中で、民間の土地について種々当たってまいりましたが、いずれもむずかしゅうございました。この敷地の後ろの土地あるいは向こう側など、すべて当たらせていただきましたが、いずれも地主さんとの関係で借りる、あるいは買うことに至らなかったのが事実でございます。

さらば、どこに建てるのが。そこへ9月に補助の確定に伴って場所の確定をしなければならぬということの中で、7月8日と大わらわで場所の選定をいたした経緯がございます。その中で、他に土地を求められないとするならば、市役所の敷地内で建てなければならないということの中で、駐車場に白羽の矢が立ったわけでありまして。もちろん、市民や竹下議員さんの御協力もいただいてでき上がった駐車場につきましては、私も当時の議員として理解をしているところでございますが、こうした全市民のためのコミセンということで、この駐車場を建設場所に決めたわけでございます。約50台の駐車場のかわりに裏に整備させていただき、70台の駐車場をぜひ実現し、すべての市民の皆さんに車の利用につきましては御不便のないよう、万全の備えをさせていただきつつこの工事を行わせていただきたい、このように存じておる次第でございます。駐車場が表から裏になることについてのいろいろ御不便はあるかと思いますが、駐車場は裏で確保できております。その意味合いでひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

竹下議員さんも当時の議員さんとして力説されましたように、前の土地の取得ということにつきましては先般の議会で御理解いただき、すでに取得させていただき、あそこに民間のい

んなものが建たないように駐車場にさせていただいた経過がございます。この経過の中で、市民の駐車場にコミセンを建て、市民会館との一体的な利用を図っていきたくと存じます。

なお、場所の選定、その他につきましては7月、8月の経過がございまして、十分に議員皆様様に御説明ができなかった点、深くおわび申し上げますが、そういうこととございますので御理解をいただき、何とぞひとつ御賛同を相賜りたい、このようにお願い申し上げる次第でございます。

なお、工事につきましては万全の体制をとり、御不便をおかけしないようにしたい、このように存じます。他に場所がなかった、ここしかなかったという点、いろいろ選考経過もございまして、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 11番(竹下義章君) 他に場所がなかったということですが、いまの答弁を聞きますと、この駐車場は50台しか置けないが、裏の方は70台置ける、こういう答弁でしたね。であるならば、ここは少なくとも玄関ですから、玄関にものを建ててもらっては困ると思う。幾ら便利がよくても、玄関はきれいにし、駐車場を確保しなければいかん。こういう立場から申し上げるんです。裏に70台置けるのならば、なぜその裏に建設できないのかということが1点。

もう1つは、将来計画にもなっていくと思いますが、いまの市民会館の1階のホールは別として、3階、4階と上に行くと、結婚式場も廃止になっておるし、何も使われてない。これを含めてどのように市民会館をお考えになっているのか。これは老朽してるんなら建て替えなさい。そこへこれを持っていきなさい、と言いたいんですが、20余年でまだ老朽じゃないと思うので言いませんが、裏の70台のところ建設して、ここは空けてほしいと思います。なぜ建てられないのかという点と、現在の市民会館をどう考えていくのかという点、答弁してください。

- 市長(池田忠雄君) おっしゃるように、表と裏の2カ所でございます。ただ裏側は、担当原課の話によりますと、日影規制その他がございまして、2階以上のものは建てられないという話がございました。そうした点もございましてそれでは表に、ということに至った経過がございます。率直にひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

なお、市民会館と今回のコミセンは一体利用であるわけでございます。市民会館は、たしか昭和35年の建設だったと思いますので、まだ25年を経過したところでございます。この市民会館をこぶって行うということは、確かに老朽化も進んでおりますけれども、まだまだ事業ができるわけでございます。その意味合いで、いままでの使い勝手から言いますと、一番市民さんの団体、グループでも利用の多いのが、200~300人の集会が一番需要が多いのでございます。そうした中ホールを求めておられるということの中で、今回のコミセンも300人

収容規模の一番市民が望んでおられる多目的の中ホールの設置をするわけでございます。同時に、現在の市民会館との一体利用を図るということで、今回の措置に相なったわけでございます。

ただ、将来の市民会館の利用につきましては、これからコミセンができますと、大概の御利用につきましては、新しいコミセンで充足されていくと私も存じております。そういう時点の中で、議員の皆さんとも御協議をしながら、現在の市民会館をどのように改善し、あるいはどのように扱っていくかにつきまして考えてまいりたい。まだ建築後25年でございますので、今後の課題にさせていただきたい、このように存じておりますので、その節はまたひとつ御協議に乗っていただきたい、このように存じますので、よろしく願い申し上げます。

○ 11番(竹下義章君) それでは、ちょっと問題を変えてお聞きをしたいと思えます。

市長も常々言われておりますようにいま、中央丘陵開発をやっていますが、この開発によって山手が非常に発展をしていくと思えます。そこでお聞きをしたいのは、中央丘陵開発に伴って和泉市の庁舎も山手の方に行くのかどうか。それとも、ここでずうっとやっていくのか、その辺についてちょっと。

○ 市長(池田忠雄君) 非常に基本的なお尋ねでございます。率直に申し上げまして、いま、進めさせていただいております住宅・都市整備公団による110万坪の中央丘陵開発構想は、いよいよこれから残地1割の用地集約の上で、すでに都市計画も確定いたしました。常々申し上げておりますように、市の都心はこの辺でございます。公共主導型の大規模プロジェクトによる中央丘陵の開発によって、山間部と下町との調和を図ってまいりたいというのが私の基本的な考えでございます。

しかし、あくまでも都心は下町、山手の中央丘陵は副都心構想ということでは、位置づけているわけでございます。そういう上と下のバランスの中でこの庁舎をどうするのか、ということにつきましては、まだ明確なお答えはできません。確かにかなり老朽化はしておりますが、まだまだ改善、改革をしながら、ここで全市民を受け、中央丘陵の副都心には将来、分室というものは設けなければならない、こういう現時点の考えであります。

いま、庁舎を移転するのかということにつきましては、現状はここでやり、将来につきましては、これこそ基本的な問題でございますので、中央丘陵の完成と相まって、また、議員皆さんと御協議をしながら対応を考えていきたいと存じます。現状の手狭で老朽化もいたしておりますが、まだまだ改善、改革の中で頑張りたい、このように考えておりますので、御理解いただけたらありがたいと存じます。

○ 11番(竹下義章君) そこでですよ、私が市長の政治姿勢を聞きたいと言うのは……。選挙中の新聞にも市長談話が載っておりました。丘陵開発については人口20万人云々とね。したがって、どんどん丘陵開発をすることによって人口がふえてはいくが、恐らく中心はここだと思えますよ、10年後においてもね。もし、ここで20万市民の相談を受けるならば、なお、表の方は広げないといかんと思えます。今後、福祉センターとかも建てんといけませんが、そういうものも含めてどうするかという考え方に立ってのコミセンだろうと思えます。したがって、裏に行きなさい、と言っても、なかなか車は行きませんよ。恐らく前は一杯になると思う。私も10時に来ても止めるところがない状況ですよ。人口がふえていくんだから、どうしても駐車場は広く取っておかないといかん。こうなりますから、やはりこの敷地はひとつ考えていただき、どこかに移転していただきたいと思うわけです。

なお、それについての答弁をいただきたいということと、局長にちょっと聞いておきますが、いまの市長の答弁では、そこに駐車をされている車は裏に行くとなると、私らの車も、議員だから市民さん以上に特別に待遇をよくしてくれとは言いませんが、どのようにするのか、ちょっと教えてください。

○ 市会事務局長(北野敦雄君) 私に、ということでございますので、お答えいたします。

駐車場につきましては、現状どおり確保されているとお聞きをしておりますので、そういった面については、十分配慮されているものと考えております。

○ 市長(池田忠雄君) 竹下議員さんの御質問の骨子、いろいろと拝聴しているわけでございます。まあ、率直に申し上げまして、このコミセンの場所は、いろいろ検討させていただきました結果、ここしかやむを得ないという1つの結論の中で、補助申請、その他場所が確定しませんでしたと補助が確定しないという、9月時点でのせっぱ詰まった話がございました。その中で急拠、決めさせていただいたわけで、選挙中ということもあり、十分御協議申し上げるいとまがなかったということで申しわけないと思えます。ここしか場所がなかったということで、ひとつ御理解いただきたいというのが1点でございます。

それと、玄関口というお話につきましては、前の三角地を取得する中で玄関口の形をつけたわけでございます。駐車場とコミセンということの取り合いの問題があらうかと存じます。どこの市役所でも、表玄関が駐車場というのは少ないわけでございます。大概、駐車場は裏にあるのが平均して多いでございます。その中で車で来られる市民は、ちょっと裏へ10秒か20秒御迷惑をおかけするわけでございますが、通路あるいは歩道を設置し万全を期してまいりたい。えらい離れた場所ではございませんし、多少御迷惑をおかけすることと思えますが、そのかわりに全市民が御利用いただけるコミセンでございます。その意味合いで表玄関口に建て多くの

市民に御利用いただき、こういうことでの行政効果という面がございます。御指摘の駐車場につきましてはすぐ裏に設置させていただき、御不便はおかけしないように配慮させていただきたい、こういう経過でございます。場所、その他の変更は至難でございますので、どうか御理解をいただき、御賛同賜りたいと存じます。

○ 11番(竹下義章君) 幾ら言うてもむずかしいと言われるわけですが、局長に聞いたんですが、これはどこの課か知りませんが、議会の私らの車の駐車場が確保されていると言われてますが、確保されてない。どんどん止めているわけです。したがって、これが建つことによつてなお混乱するのではないかと思います、その辺、確保してもらえるんかどうか、ちょっと理事者の方から答えてもらえませんか。

○ 管財課長(坂田平之君) 御答弁申し上げます。

議員さんの駐車場につきましては、議会事務局さんと十分御協議させていただきまして、本館の東側に議員さんの駐車場ということで、24台分を確保させていただいてます。それらの車の駐車場につきましては、一連の番号を取りまして空いて駐車場を利用していただくということで、前回の選挙改選の議員さんにつきましても対応させていただきました。今回もできましたら、そのまま議員さんの駐車場という形で、本館の東側に確保していきたいと考えております。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他に、赤阪君。簡単に願います。

○ 5番(赤阪和見君) 工事に先にかかったという御指摘については、私も同感でございます。それと、駐車場の件ですが、よく見かけるのは、業者の車がよく前へ止めてある、市の出入りのね。用度とかでいろいろな形で指導していただきたいという点が1つと、ここで工事が始まりますと、もっと車の出入りで危なくなるという点があります。そこで、堺や岸和田等で見られるように、専用の配車というか、整理係を置かれるのかどうか。

もう1点は、この駐車場が整備されたとき、そういう計画がなかった。すなわち、総合会館構想はあったけれども、コミセンだけという構想はなかったが故に、こういう形で駐車場が整備されたと考えるんです。これは総合会館の中にコミセンも入るといふ、逆の発想が多少あったと思います。その点で今後、福祉センターや、別の婦人団体から強い要望のある婦人会館等をどういう方向で位置づけされていくか。今回のコミセンにはたくさんの部屋があるから使ったらええわ、という形をとられるのか、その点の見解をひとつお聞かせ願いたい。

○ 議長(柳瀬美樹君) 答弁。

○ 市長(池田忠雄君) 基本的な御質問でございますので、私からお答え申し上げます。

駐車場の確保あるいは工事の安全対策には万全を期してまいりたい、このように存じており

ますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

以前から議会でも申し上げておりますように、当初、総合会館構想という中で、本来、コミセンは教育、文化、婦人関係などあらゆる部門、団体に御利用いただけるもの、それから、福祉センター部門も併設して可能かどうかという中で、総合会館構想としていろいろ検討を続けてまいりました。ただ、コミセンは前にも申し上げましたように、防衛庁関連の民生安定事業で約2億2,000万円、全体の構想の3分の1近くの補助を獲得することができました。

さりながら、そうした縦割りの補助体系でございますので、福祉部門との併設、複合施設は、補助の性格からしてできなくなりました。その意味合いで今回、分離して総合会館の第1次分として、婦人団体や文化関係から御要望のございましたコミセンを来年12月までに、これはあくまでも仮称でございますが、出発させていただく運びになったわけでございます。正式な名称は、いずれ議会皆さんと御協議、付けさせていただきたいと存じております。総合会館の補助関係もあって今回のコミセンであるわけです。文化関係や婦人団体でフルに利用、御活用していただきたい。単独で文化会館、婦人会館を建てるほど、現状の和泉市には対応力、財政力はございません。複合的に御利用いただくのがコミセンであるわけです。どうか御理解をいただきたいと存じます。

ただ、残っております福祉センター部門は、59、60年度でコミセンを建て、その次の課題が福祉部門でございます。これは身体障害者やお年寄りも含めまして、これからの福祉行政の基本になります。福祉センター部門を次の課題として建てさせていただかなければならない、このように存じている次第でございます。第1次分、第2次分として、総合会館構想のもとに実現を図っていきたく存じますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 5番(赤阪和見君) 要望だけですが、入れ物だけつくればいいという形じゃなく、最近、都市景観が非常に問題とされております。その点で考えるならば、体育館の3つの建物の景観が非常に悪い。バラバラである。1つだけとればりっぱな建物だが、3つ寄せると何かちぐはぐだと言われてます。コミセンの後には福祉センターが建つが、そこには市民会館や市役所がある。これらの都市景観をしっかりと考えた上での計画を立てていただきたい。その点を要望しておきたいと思えます。それと、工事に際してのいろんなトラブルがないよう、市民が安心して市役所に来られるよう、整備係等をきちっと置いてもらいたいとお願いをしておきます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に。
- 29番(田中包治君) 恥ずかしい質問ですが、工事がどうかと言っんじゃないんですが、「コミュニティセンター」と英語で書いてるが、日本語で何という意味でつか。さっぱりわかりません。
- 議長(柳瀬美樹君) 市長。
- 市長(池田忠雄君) 先ほど申し上げましたように、まだ正式名称は決めてございません。仮称ということでございます。「コミュニティ」という意味は「触れ合い」、「センター」は

「場」で「触れ合いの場」。まあ、私も勉強不足ですが、「交流の場」ということもござい
ます。英語で書いて申しわけございません。竣工までにいい正式名称を御協議させていただき付
けたいと思います。全市民が御利用できる場でございます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 他にございませんか。

○ 13番(大谷昌幸君) かねてから市民の要望の高かったこの施設ができるということにつ
いて、理事者の方々には敬意を表します。しかし、いまから御質問申し上げることは、公的な
場所で私的なことにわたりますけれども、議員の皆さんには、私の意のあるところを御賢察い
ただき、御了解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

まず、この建物は、先ほどからの御質問の内容をお聞きしますと、どう考えても、裏側が
一番ええんやないかと思わなければなりません。昨年の商工祭の後始末のとき、この市民会館と本庁
の間で子供の交通事故があったことは、担当の方は御記憶だと思います。幸い、けがは軽かっ
たようですが、この通路と言うか、特に5時を過ぎますと、職員さんの駐車場の車が溢れ、そ
して、また、国府小学校の生徒の一応の通路にもなっておりまして、非常に交通事故が起りや
すい。それと、先週の土曜日、「市民の歯を守る健康展」がありましたが、そのときにも、た
またま来ていた保育園児ですか、園児服を着ておりましたが、その子供と市の車があわや1メ
ートルのところまで急停車したことも、私はつぶさに目撃しております。しかるに、この駐車場を
なぜ裏に持ってくるのか、私は非常に理解に苦しみます。

また、過日いただいた設計の図面ですが、なるほど敷地の建物の設計面積というか、建物の
縦なり横なりは書いてありますが、高さが何ら表示されておらない。私は冊子を借りてきて合
わしたんですが、普通4階建の部分で私がはかったところでは14メートルほどあります。一番高
いところでは、19メートルほどあります。

ここで私は、大変私的なことを申し上げて恐縮なんです、昭和47年にこの駐車場ができ
ました。そのとき、どういうわけか知りませんが、もともと、たんぼの面より約90センチの
周りに擁壁を突き上げ、そこへ大きな頭のように石が混った土で埋め立てをしました。私の家
は昭和27年でしたか、コンクリートの組み立ての塀をつくりましたが、これが2メートルあ
ります。それが1メートルの高さに盛られたために、駐車場を通る人から全部私の家が見える
んです。私は、自分の方で対策すればええと思いましたが、いま、御覧いただければわかりま
すが、その上に私の身内の者に頼んでブロックを8段積んでもらいました。

けれども、やはり昔から住んでいる環境の面で、ある程度通風も考えてブロックを積んでお
りましたところ、今度は、これから冬になると季節風が吹きますと、塀の間から駐車場の砂が
全部私の方へ飛んでくる。裏側が縁側になっております。防寒の雨戸、ガラスも入れておりま

すが、そのガラスのすき間から土ぼこりが入ってきます。それ以後、いろいろ助役さんと担当者をお願いをしまして58年でしたか、アスファルトにさせていただきました。それで防げました。

私の家の立地条件的な関係で、あの周辺全部が都市ガスも水道も入っておりません。もともと井戸なんです。この井戸が大変いい水がわきます。ここの市民会館が85年に完成してから、和泉市の茶華道の方々が、月に1回くらい月釜を立てられるとき、「大谷のところの井戸の水はいいから使わせてもらったらいい」とほとんどの方々が毎回、くみに来られますが、この井戸も、土の臭気とアスファルトの臭い混りの井戸になってしまいました。私も当時、議員をさせてもらっておりましたので調査しましたが、それ以外の場所では同じことがございません。

私は過去、できるだけ自分のことは申し上げてない、辛抱してまいりましたが、今回、このゴミセンが建つに当たって、私の家の方へ市役所からどなたがおいでになりましたか。私の隣、2、3軒ありますが、1軒は地主さんですから、住んでいるのは1軒ですが、そこへも行かないんじゃないか。民間の場合でも、必ず前もって、こういうことをやらせていただきます、と相談に来るはずです。しかるに、きょう現在、私の家にごだなたがおいでくださいましたか。私は、非常に残念に思っています。

しかも、聞くところによりますと、私の家からわずか5メートル離れたところへ14メートルの建物が建つんです。そこに見える国府小学校の3階建ての建物が10メートルくらい、それよりも高い建物が建つんですよ。先ほどお聞きしますと、裏側でしたら、2階を超えたら建築基準法の日影規制に引っかかると思いますが、私の方は北西側だからそれはええんでしょ。か。まず、法的にこの建物が問題がないのかどうか。その答弁からお聞かせいただき、また、再質問をしたいと思えます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 現行の建築基準法並びに府条例には抵触いたしません。法的には問題はございません。
- 13番（大谷昌幸君） 法的に問題がなければ、道義的な問題はどうか、次にお聞きしたい。

私の家へおいでいただいたらわかるかと思いますが、市民会館の大会議室でマイクロホンを使って会議をやりますと、特にこれから寒くなると窓を閉めますが、窓が空いておったら、私の知っている方が講義あるいはお話をされると、「あの先生が言うてるな」と丸聞こえです。話の内容まで全部わかります。窓際へ録音テープを置いといたら全部録音できる状態です。それが今度、私の家から5メートルのところ、しかも、この図面では窓がずらっと並んでいる。

こういふ道義的な面をいかにお考えいただけるのか。できれば休憩していただき、その後に御答弁をいただきたいと思ひます。

- 議長(柳瀬美樹君) 暫時休憩、との発言がありますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩いたします。

(午後3時12分休憩)

(午後3時44分再開)

- 議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 13番(大谷昌幸君) 私的なことで長時間を取りまして、議員の皆様申しわけございません。この後、賛否をとられるかどうかわかりませんが、私は、これで退場させていただきますので、よろしく願ひいたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 天堀君。

- 16番(天堀 博君) いままで大体、出尽くしているように思ひんですが、答弁の中でちょっと引かかる部分がありますので、念のためお聞きしておきたいんですが、1つは、市長の答弁の中で、駐車場が裏にあるところがほとんどだ、というような言葉がございました。別に揚げ足をとるわけじゃありませんが、言い方としては、まずいんじゃないかと思ひます。現実に表にこれだけの駐車場が確保されているのに、これをつぶして裏へ持っていく。ほかのところでは、表に駐車場が取れないから、やむなく裏に駐車場をつくっているという実態です。ですから、そういうとらえ方は訂正をしていただくか、あるいは改めてもらわんといかんと思ひます。確かに裏に駐車場のあるところはたくさんございます。たとえば私どもが参りました倉敷市などでも、あれだけのいい庁舎ですが、駐車場は裏にあり、何階かに分けつけてます。ただし、裏へ持っていくためには、それにはそれなりの対策を講じているわけです。今回、十分に安全対策がとられているのかどうかなんです。

先ほど、大谷議員さんの質問にもありましたが、その辺のやり取りが具体的にありませんので、市長のみならず関係部局にもお尋ねいたしますが、市民会館と本館との間が非常に狭いんです。ここを車が往来するわけでしょう。しかも、新館の入り口というか、新館の1階というのは、われわれもよくわからんぐらいです。地下の駐車場が1階になっているわけです。そ

もそも、この和泉市の庁舎の本館あるいは商工課などがあります建物が非常に複雑な構造になっています。非常にわかりにくい構造になっている上に今回、裏の新館の入り口から入って2階に行く場合、非常にややこしい。しかも、何階とどうか、わかりにくい。市民課の一番奥から本館、新館に行く場合なんか非常に細い。この間も、市民の方がうろろうろされてました。「どうしたんですか」と聞くと、「市民課に行きたいんです」と言われます。「ここを歩いて行ってください」と言うと、「ここは通れるんですか」と聞かれるんですよ。職員さんや関係者以外は通ったらいかんと思っている方も多い。

そういうややこしい部分的にも非常に狭いところを裏から入ってくるようになる。しかも、往來が激しくなって危険性が高くなる状況のもと、全く新しい通路をつくっていくんやったら、そういう計画にもなるでしょうが、既製のものがあるって、そこに車がどんどん往來するということは非常に危険である。工事中のみならず、コミュニティセンター完成後の時点ではどうなっているか。ここを利用するお客さんがどんどんふえれば、全部裏の駐車場へほとんどが回る。前も使いますが、たとえば昼に来て、午前中に来ているお客さんで一杯で入れないときは、コミセンの駐車場はおのずと裏になる。この間が危険だと思うんです。こういう対策は十分立てられているのかどうかを含めてお聞きしたいと思うんです。

それから、レイアウトでも専門的にどうお考えになっているかわかりませんが、場所があるとかないとかの問題じゃなくて、最初に言ったように、表にこれだけいい駐車場があるのに、ここをつぶすということは、将来にわたって禍根を残すんじゃないか。こういう点では、庁舎のレイアウト上で専門的にどう考えておられるのか、お聞きしたい。

それから、福祉センターを総合会館の第2次分として位置づけていくということは、恐らくこのコミセンに隣接した形でつくらなかつたら、言うてみたら、どこか離れたところに持って行ってしまふんやったら、それぞれ、立体的な利用はむずかしい。その場合、どうするんだということ。今度はまた、どこかぽつと離れたところにつくるのか。何か理屈をつけて、それはそれでお茶を濁していくことになる。そういう場当たりのことをやること自体、問題だと思う。福祉センターはどうするんだということを含めて、また2、3年先のことから、考えてないというんなら考えてないで結構ですが、そんな場当たりのことでは困ると思いますので、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 市長(池田忠雄君) 細部は担当からお答えさせていただくとして、基本的には、先ほど来、竹下議員さんの御質問に私がお答え申し上げましたが、言い方の問題で誤解もあろうかと思えます。いろんな御指摘をいただいております。端的に私が申し上げましたのは、裏に駐車場が

ある市役所が多いということを申し上げましたので、その点は御了解いただきたい。いま、あるものを裏に持っていく考え方についての御指摘だと存じますが、ひとつコミセンという全市民的に御利用いただける施設だということで建てさせていただき、そして、駐車場については裏に確保させていただき、交通安全上のいろんなことについて万全を期してまいりたい、このように存じておりますので、ひとつ私の答弁で御理解賜りたい、このように存ずる次第でございます。

なお、福祉センター構想についてのお尋ねであろうかと思えます。現状、率直な話、まず、コミセンを第1次分として建てさせていただき、その後、福祉センター部分も大事でございますので、何とか建てさせていただきたい、こういうふう存ずる次第でございます。この敷地あるいは場所、いろんな交渉につきましては、コミセンを今年と来年で並行していく中で検討させていただきたい、このように存じております。まだ、いまのところ、明確なお答えはできませんが、コミセン完成後、並行して検討させていただき、引き続いて何とか対応させていただきたい決意で、場所、その他につきましては、これからでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 管財課長(坂田平之君) 庁舎の管理に関することでございますので、私の方からお答えさせていただきます。

先生が御指摘のとおり、本館と市民会館の間は非常に狭んでございます。それで、市民会館の事務所前の南側の一部階段をカットいたしまして広げたいと考えてございます。それで、歩行者の安全及び役所を利用される皆さんの安全のためには、歩道及びスロープを設置していただき、1.5メートルを取り、高さ15センチぐらいかさ上げして入り口については平面交差、それから、本館の地下に車を入れておりますので、その税務課の前のスロープのところから現在、身体障害者の方に利用していただくスロープを設置していきたいと考えております。

それから、役所へ車を利用して来られる人たちのために新館の玄関を整備いたしまして、それに伴いまして、それぞれの階段等を整備いたしまして、皆さん方に利用しやすいよう掲示板等を配置するなど、何とかの方法を検討いたしたいと思えます。それらにつきましては、今議会の補正予算で一般会計に計上させていただいておりますので、そのときに御質問がございましたら、御説明を申し上げたいと存じます。

○ 16番(天堀 博君) レイアウト上、専門的にはどうですか。

○ 管財課長(坂田平之君) 再度、御説明させていただきますが、新館に駐車場1,500平方メートルを整備いたしまして、完成後には、約80台の来客の車を収容する考えでございます。

○ 16番(天堀 博君) 駐車場とか、庁舎のレイアウト的な配置としてどう考えているのか、明確にお答え願いたい。

○ 建設部次長(中上好美君) 今回、コミュニティセンターの建設に当たりましては、市庁舎を含めた市民の皆さんの利用に供するに当たっての利便性、その他についての御質問やと思います。

安全対策につきましては、ただいま管財課長がお答えしましたように、新館の南側から現在、本館の方にスロープを設けておりますけれども、あそこにちょうどポストがありますが、その間に向けて歩道を設置するのが第1点でございます。

なおかつ、車の進入の点で、幅員の問題が御意見として出されておるわけでございますけれども、この点につきましては、市民会館の玄関前の一部の階段を撤去いたしまして、車の往来に支障のないように対策を立てるということを考えております。

それから、庁舎内の案内につきましては今回、新館1階の改装をいたしました際、新館の玄関ということで新しく玄関を設けまして、これまで使っておりました現業関係の部屋のレイアウトを一部改良いたしまして、新館の階段と動線的に配慮したわけでございます。

なお、階段につきましても、先ほど管財課長がお答えいたしましたように、それぞれ部屋のレイアウト等を含めた案内板を各階に設置して、市民の皆さんに御不便をかけないようにしていきたいということで計画してございます。特に御指摘の新館から市民課に行く通路につきましては、現在、約90センチということで御指摘のとおりでございますので、この点につきましても、いわゆる市民の皆さんが通路として利用できるように、一部拡幅もしていきたい方向で、新しい駐車場と市庁舎全体の市民の皆さんの御利用との関係については、万全を期していきたいと考えております。

○ 16番(天堀 博君) こういうふうに配置をせなしようがないという点での苦しい答弁やと思うんです。せやから、景観の問題とか、あるいはレイアウト上一番ええという点からいけば、いまのままの方がええわけです。しようがないから、裏へ持って行って利便を図ってどうこうすると言うが、基本的には、前の駐車場をなくすことは間違いです。新館から本館へ行くのに、いま言われた保険年金課の課長席の裏側の通路、これを拡幅せんことには、新館と本館との結合はうまくいかんと思う。いまの入ってくる状況からしたらね。

大体、市民の皆さんが多く利用するのは、本館にある市民課あるいは保険年金課、福祉などですが、あそこを拡幅すれば、それだけ保険年金課が狭くなってくる。いまでも市民課と年金課のところで境界線のことでもめてますよ。出るたら出んたら言うてね。そのために狭くなってきてます。その点では、本当にいい形態にしていくことから考えれば、今回のやり方は非

常にまずい点がいっぱい出てくる。これは基本的な問題として考え直すべきだと思います。

しかも、今回の建設そのものにはだれも反対してないと思う。せやけど、ここに配置することについては、これほど議員さんの中で、私ども共産党議員団だけでなく、他の人も含めてぐあい悪いと言ってるが、こんなことはまれですよ。この点については、市長を中心に市の理事者は相当考え直さないかん。しかも、福祉センターについては建てるが、「どこへ建てるんや」と聞いたら、「まず、コミセンができてからや」と言う。今度、福祉センターをつくるときには、また、場当たりの配置になってしまうの思うので、この点を指摘しておきます。

それから、先ほどのいろいろな答弁の中で議員の車のことが出てきました。これは坂田課長も気を遣ってくれて、東側のところに確保していくんだ、と言われてましたが、そんなことをしたら、ますます市民さんの駐車場が狭くなってしまいます。われわれ議員が、そんなところへ車を止めたら問題が起きます。この点については、議長も含めてよく協議していただきたい。議員の車は、別にええ格好するわけではありませんが、裏でもよろしい。1日中止めている場合が多いですからね。市民さんについては、5分か10分で終わることが多いから、表へ止めていただく。しかも、あんなところへ縄張りしたらよけい狭くなってしまいますので、この点については、十分協議をしていただきたいと思います。こういうふう非常に問題を多く含んだまま建設をしていく点については、相当問題があるということを指摘をして、終わります。

- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第24「昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第63号

昭和59年度和泉市一般会計補正予算(第2号)

昭和59年度和泉市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ888,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,762,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及び負担金		507,351	53,690	561,041
	1. 分担金	15,956	384	16,340
9. 国庫支出金		491,395	53,306	544,701
	2. 国庫補助金	4,516,298	106,858	4,623,156
10. 府支出金		2,308,371	106,858	2,415,229
		1,845,454	26,361	1,871,815
	2. 府補助金	1,603,411	25,508	1,628,919
	3. 府委託金	148,351	276	148,627
11. 財産収入		4,665	577	5,242
	2. 財産売却収入	476,582	646,983	1,123,565
12. 寄附金		352,320	646,983	999,303
	1. 寄附金	189,000	18,900	207,900
14. 諸収入		189,000	18,900	207,900
	5. 雑収入	2,644,593	9,500	2,654,093
15. 市債		1,701,062	9,500	1,710,562
	1. 市債	1,666,519	26,500	1,693,019
歳入	合計	1,666,519	26,500	1,693,019
		26,873,717	889,792	27,762,509

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,546,161	651,352	3,197,513
	1. 総務管理費	1,415,774	651,352	2,067,126
3. 民生費		7,341,587	57,038	7,398,625
	1. 社会福祉費	2,952,760	57,038	3,009,798
6. 農林水産業費		285,178	12,212	297,390
	1. 農業費	251,605	12,212	263,817
8. 土木費		4,636,723	74,700	4,711,423
	4. 都市計画費	1,127,308	64,310	1,191,618
9. 消防費		2,517,117	10,390	2,527,507
	1. 消防費	724,231	1,282	725,513
10. 教育費		724,231	1,282	725,513
		3,243,697	91,002	3,334,699
	2. 小学校費	1,237,505	49,467	1,286,972
14. 災害復旧費		860,222	41,535	901,757
	1. 農林施設災害復旧費		1,206	1,206
歳出	合計	26,873,717	888,792	27,762,509

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称) 市立コミュニティセンター建設事業	昭和59年度	782,500	昭和59年度	632,500
	昭和60年度			
光明池緑地整備事業	—	—	昭和59年度	50,000
	—			

第8表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
(仮称) 市立コミュニ ティセンター 建設事業						44,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀 その他	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 しもしくは繰上償還又 は低利に借換えること ができる。
老人福祉施 設整備事業						9,100	同上	同上	同上	同上
都市計画 事業	139,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀 その他	25年以内(内据置5 年以内)ただし、市財 政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮 しもしくは繰上償還又 は低利に借換えること ができる。	112,400	同上	同上	同上	同上
計	1,666,519					1,693,019				

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。時間の都合上、簡単に願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第63号「一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回、提案申し上げた補正予算（第2号）については、補助金等の確定に伴います事業費の補正が主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,879万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277億6,250万9,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございまして、第2表のとおり、（仮称）市立コミュニティセンター建設事業については、今年度補助の採択を受け、今回、1億5,000万円を歳入歳出予算に組み替えてございます。また、光明池緑地整備事業については追加でございまして、期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の追加及び変更でございまして、起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第3表・地方債補正」のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。52ページでございます。

総務費につきましては、6億5,135万2,000円の追加計上でございます。庁舎管理工事費として5,435万円、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金追加4億2,053万9,000円等を計上いたしましたものでございます。また、交通安全施設費として測量及び設計委託料245万円を、公害対策費として公害観測用備品購入費285万円、池田下コミュニティセンター建設事業助成金1,800万円、（仮称）市立コミュニティセンター建設事業費1億5,000万円を計上いたしました。

次に、民生費ですが、5,703万8,000円を計上いたしました。まず、本市が障害者福祉都市の指定を受けたことにより国庫及び府補助金が採択せられ、今回、障害者福祉都市推進事業費3,372万8,000円、また、老人集会所建設事業費2,331万円を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、1,221万2,000円計上いたしました。農業振興費として、市民農園開設補助金及び水田利用再編対策費に1,067万7,000円、畜産業費として、

畜産業者に対して畜産経営環境整備事業補助金と事務費含めて714万5,000円、農道事業費として、農道整備工事費追加400万を計上いたしております。

次に、土木費につきましては、7,470万円計上いたしております。まず、都市計画総務費では51万3,000円、公園費については、公園の除草委託料追加350万円、黒鳥山公園施設整備690万円、肥子池公園整備工事費追加1,200万円、光明池緑地整備事業費追加5,000万円計上いたしております。街路事業費については、和泉府中北通線街路整備事業費5,600万円を更生減額し、泉大津阪本線街路整備事業費追加2,789万円、上伯太線街路整備事業費の物件補償費1,620万1,000円、府中今福1号線歩行者専用道路整備事業費の用地購入費330万6,000円を計上いたしております。住宅費については、住宅補修工事費の追加でございます。

次に、消防費については、128万2,000円の追加計上でございます。

次に、教育費でございますが、校舎等宮繕工事費追加として、小学校1,280万円、中学校1,000万円、(仮称)光明台北小学校整備事業費追加3,526万7,000円、南池田小学校給食用備品購入費追加140万円、光明台中学校用備品購入費4,000万円、南松尾中学校校舎建設工事費追加770万5,000円、石尾中学校運動場整備工事費追加1,983万円を計上し、教育費総額9,100万2,000円の追加計上をいたしましたものでございます。

最後に、災害復旧費としまして、林道災害復旧費120万6,000円を計上いたしましたものでございます。

続きまして、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算について御説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金5,369万円、国庫支出金1億685万8,000円、府支出金2,636万1,000円追加計上いたしましたが、歳出予算のそれぞれの事務事業費に充当いたしません特定財源でございます。

次に、財産収入として、財産区財産売払収入6億4,698万3,000円の追加。

また、寄附金として、総務費寄附金1,800万円及び土木費寄附金90万円計上いたしました。

次に、諸収入として、公園整備事業収入950万円計上いたしました。

最後に、地方債ですが、適債事業を勘案いたしまして、2,650万円計上いたしましたものでございます。

以上が、今回の補正予算(第2号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 19番(原 重樹君) 2、3点お聞きいたします。

まず、歳入の50ページ、コミュニティ助成金1,800万円、寄附金ということで出ておりますが、先ほどのコミセンの話でも「これは何や」ということがありましたが、これの中身について

それから、歳出のところでも池田下コミュニティセンター建設事業助成金ということで出てますが、その辺の中身についてお聞かせ願っておきたいと思っております。

それから、黒鳥山公園時計及びオルゴール設置工事費とありますが、この寄附金はどこからなのか、明らかにしていただきたい。

それから、歳出の54ページ、今回の福祉都市指定に基づくものだと思いますが、公共施設等障害者対策施設改善工事費2,075万円、その辺の中身についてもお聞かせ願いたいと思っております。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。

- 企画課長(三井義秋君) 50ページの歳入の寄附金1,800万円並びに歳出の53ページ、池田下コミュニティセンターの助成金1,800万円につきまして御説明を申し上げます。

池田下コミュニティセンター建設助成金につきましては、財団法人自治総合センターが実施しておりますコミュニティセンター機能整備助成事業でございます。自治総合センターは、宝くじの普及、広報事業として受け入れます受託事業収入を財源として、地域コミュニティ活動に助成を行うことによりまして、地域コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及と広報事業を行うことを目的とした制度でございます。これにつきましては、昭和55年年度より自治総合センターで制度化されまして、全国で年間40カ所を対象としております。全国の都道府県に割り当てましても、各都道府県に年間1カ所弱という対象となっております。今回、町会役員さんのいろいろ折衝によりまして、助成を受けることになったものでございます。

以上でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。

- 建設部次長(中上好美君) 黒鳥山公園の寄附金の問題につきましてお答え申し上げます。

この件につきましては、和泉ライオンズクラブが5周年行事といたしまして、青少年非行防止事業ということで、和泉市内に3カ所のこうしたものを設けたいということで、市に対しては、黒鳥山公園に1カ所設けてほしいということのお話がありましたので、その費用として、寄附金として収入したものでございます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

- 福祉課長(松尾 守君) 障害者福祉都市事業の推進でございますが、これにつきましては、工事請負費のところから出てでございます。2,075万円につきましては、市役所につきましては、ほとんど改良されてございますが、市民会館など病院も含めて、施設の構造、設備の改善を行おうとするものでございます。また、出入り口のスロープ化、自動ドアの設置、障害者用トイレの整備など。また、道路交通安全施設の事業といたしましては、道路の切り下げ、視覚障害者用誘導ブロックの敷設並びに危険個所に防護さくを設置など、障害者が安心して行動できる形に改善を行おうとするものでございます。
- 19番(原 重樹君) コミセンの助成金でちょっと聞きますが、結局、これは池田下のコミュニティセンター建設事業助成金だということですね。総事業費というのはどうなってるの。同時に、町会役員さんが交渉云々ということですか、よって、ということですか、これはどういふものなのか。市としては、全く関与してないものか。町会の役員さんが勝手に、と言うと失礼ですが、取りつけてきた。市は、ただ通過しているだけの話なのかどうか。その辺、もう1回お聞かせ願いたい。
- 企画課長(三井義秋君) 総事業費は一応、4,500万円を予定しております。この助成金制度につきましては、地区住民の自主的な組織を対象とする関係上、すべての事業は、自主的な団体、すなわち町会、自治会等が実施することになっております。自治総合センターといたしましては、全国の自主的な団体、すなわち町会、自治会の実態の把握が困難であるというところから、大阪府を通じまして、和泉市の一般歳入1,800万円の寄附金と、その同額を歳出の助成金として計上したものでございます。
- 19番(原 重樹君) 1つ言うておきたいのは、結局、これを自治総合センターから取りつけてくる段階で、市は、どの程度関与しているのかということをお聞かせ願いたい。
- 企画課長(三井義秋君) 取りつきの段階では、市は、一切関与してなかったということでございます。
- 19番(原 重樹君) 町会の方で自治総合センターと直接話をつけてきてやる。ただ、予算上はこりいふりになっている、それだけの話ですね。そこで1つ気になるのは、伏屋の自衛隊のお金をもらってやったやつがあります。性質も規模も違いますが、ちょっと確認だけしておきたいと思うんですが、このままで行くと、地元の寄附が相当大きくなると思うんです。この辺では、地元の合意はできているのか。トラブルが起きたとき市はどうするのか。関与しないのかどうか。その点ちょっと確認しておきたい。
- 企画課長(三井義秋君) 実は、寄附の段階で約2,000万円の寄附を寄せなければならぬということで、一部の方からそういうお話を聞きましたので、町会長並びに建設委員会という方、そういうものを組織されておりますので、その方々に対しまして、寄附の強要は好まし

くないということから、円満に解決するようにと指導はいたしております。

- 19番(原 重樹君) 特に寄附問題で私どもも聞いておりますので、かたがた、お願いもしておきたいと思ったんです。

黒鳥山公園の件はそれで結構ですが、いまの福祉都市指定の問題に関しましては、具体的にどこをどうするということまでは、まだ決まっていなくていいですか。

- 市民部長(松村吉堯君) お説のとおり、具体的にどの場所をどうするということにつきましては、設置しております協議会の皆さん方と御相談申し上げ、具体的な場所を決定してまいりたいという段階でございますので、御了承願いたいと思います。

- 19番(原 重樹君) その点につきましては、もちろん、協議会の意見も十分に聞いていただきたいと思いますし、もう1点だけお聞きしておきたいのは、福祉都市宣言そのものが出てきますが、それにちょっとかかわりますが、そういう宣言そのもの、あるいはこういった協議会そのものは、福祉都市の指定を受けるために、いろいろ段取りとして組んできたものだと思います。2年間ということもありますので、その後はどうするかということでも苦慮するところだと思っております。その辺では、協議会がいまの形で残るかどうかは別問題としても、その後のことにつきましては決意のほどを含めてお聞かせを願っておきたい。

- 市民部長(松村吉堯君) お説のように2年間の指定でございますが、福祉都市そのものは2年でございませうけれども、過日も協議会で申し上げましたように、やはりこうした障害者福祉というものは、単に2年だけで終わるものではないということも承知いたしております。先ほどの御意見の中にございましたように、協議会の組織そのものが、そのまま残るかどうかは別といたしましても、今後ともこうした問題につきましては、これを契機になお一層努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

- 19番(原 重樹君) 意見だけ言うときます。

確かに1つは、事業の中身そのものについては来年度もあります、前回の議会でも言うてますが、実際、国際障害者年やと言うて庁舎の整備云々となって予算が出、できたものがエレベーターだけやったという実態、そういうところに大きなお金を注ぎ込んで、後の利用となると疑問が残ります。たとえば今度、言われている内容からいたしましても、町のこうこうしたところ、たとえば図書館だったらこうするんだ、ということは、それは単費のお金でできることですから非常にやりやすいと思っておりますよ、2年間の中身を通してね。

ただ、本当に障害者の方々のことを思えば、そういうことだけでいいのかどうかは、非常に疑問だと思います。それから、これをバネにしていく必要があるし、今後、どうするんだというところをお聞かせ願ったわけです。たとえば各障害者団体への補助金とか助成金とか、

それに対する要望も強いと伺ってますし、それは後年度まで続いていく話ですので、その辺で後の助成なしとなればそれまでですが、ただ、こういうものを基礎にして今後、福祉の和泉と言われる町にしていきたいことを要望して、終わっておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。
- 5番（赤阪和見君） 池田下のコミュニティセンター建設事業費の助成ですが、この「池田下」という名前がついてますが、現実には、池田下の中の1町会でしょう。そういう点で、他の町会の御同意を得て、となっていると思うんですが、寄附行為等の後の関係で、利用者は、その町会だけになってしまいます。そういう点での若干、行政としてのかかわり合いというものです。池田下というのは他と違います。伏屋なら伏屋、府中なら1カ所、また、西と東の4つか5つに分かれています。池田下も5つも6つに分かれている状態です。ここらの市としてのかかわり合いというものを若干、お聞きしたいのと、公共施設の障害者対策ですか、こういうものは順次していいことですが、基本的な問題に着手していくべきじゃないかと考えます。もっと永続的に障害者が社会に復帰できるような形をとっていくべきではないかと思えます。

もう1点、公園の除草委託料追加ですが、この350万円でどれぐらいの面積ができ、全部の公園の何%ぐらいの除草ができるのか。年1回でいいのかどうか。その点、ちょっとお伺いをしておきます。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 企画課長（三井義秋君） 池田下のコミュニティセンターにつきましては、宝くじの普及、広報事業の助成制度の趣旨から、また、北池田校区の中心的な場所にある関係上、泉財町会だけが寄附の対象になっておりますが、校区的な問題で中心的な場所でございますので、その辺の利用関係をよくするようということで話し合っております。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（松村吉堯君） 御審議いただいておりますこの補正予算でございますが、過日の第2回定例会でも原議員さんの御質問にお答えいたしましたように、4つの柱という中で、一応の計上をさせていただいたものでございます。今後、協議会等にお諮りしながら細かいことをやっていくわけですが、御質問の中にありました根本的な問題、おっしゃっておられる意味もよく理解できます。いろいろな問題につきましては、非常に大きな課題でございますので、今後、これを契機にいたしまして、鋭意努力をしてみたいと存じますので、御理解いただきたいと思えます。
- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 土木課長(田中武郎君) 場所は、黒鳥山公園、王子西、東公園でございます、面積的に8ヘクタールでございます。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ございませんか。
- 29番(田中包治君) 私、1つだけお聞きしておきたいんですが、福祉都市宣言の指定を受けるのは、阪南8市ですが、その中で和泉市が一番遅れているとよく言われますが、遅れている市だから指定になったんですか、どうなんですか。
- 議長(柳瀬美樹君) 答弁。
- 市民部長(松村吉堯君) 和泉市の福祉が遅れているから指定されたのではございません。おおむね人口10万以上の都市ということで、一定の基準をもって指定がされてございます。
- 29番(田中包治君) 私もあっちこっちへよく行くが、和泉市には福祉設備は何もないですね。障害者の作業場もない。コミセンやとかむずかしいことを言うてるが、結局、現実困っている人に対する施設は、阪南8市の中では一番悪い。町会なんかでもいつも言われる。この間、何や3,000万円の寄附金ですったもんだ言ってましたが、いわゆる福祉行政に対しては、余り金を出してないということでしょう。だから、福祉都市宣言をしてもろうたら、たとえ1,000万円でもくれるということで指定されたと思う。非常に不思議に思うのは、13万人の人口があって、福祉行政の面でこれほど悪いところはないと思う。障害者の作業場もない。よそから何かしているという話ですが、現実困っている人に対する福祉施設は何もない。福祉都市宣言は、一番悪いところを指定するんだっか。一定の基準とは何でっか。
- 市民部次長兼福祉事務所長(中川鉄也) 先ほど部長からも説明いたしました、障害者福祉都市の指定は、おおむね人口10万人以上ということで現在、阪南では、岸和田市がすでに指定を終わっておるわけです。阪南では、言わば2番目ということです。特に障害者に対する福祉行政については、先生が仰せのとおり、われわれの努力が至らぬ中で、非常に遅れているのは事実でございますので、これを機会に障害者福祉の増進に積極的に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解願いたいと思います。
- 29番(田中包治君) 一番心配するのは、私らはあっちこっちへ研修に行きます。昨年も五条市へ行きましたとき、あそこは人口5万の都市ですが、福祉センターから作業場まで全部あります。わずか5万の市でできてまんね。そうすると、和泉市がなぜできないのかとなります。和泉市は、同和行政に金を使いからできないとなると、話はそれで打ち切れればいい。ところが、一番一般市民や障害者が犠牲になってるという感じを受けてます。その点、岸和田なんかええですよ。われわれは、岸和田や貝塚まで勉強に行かされましたよ。そこらをどういふふうに考えているのかです。福祉宣言やて、人に笑われまっせ。この点はどう考えてるの。後に

宣言やて出てくるから、提案までに聞いとかんと困ると思うんです。

- 市民部長（松村吉亮君） 先ほど、御答弁申し上げておりますように、こうして指定を受けさせていただきましたら、これを契機として、今後とも遅れておりました恐縮でございますが、こん身の努力を払ってまいりたいということでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。
 - 29番（田中包治君） 時間もないことですので終わりますが、努力はしてもらいたい。よそへ行ったとき、恥をかきたくないからです。
 - 議長（柳瀬美樹君） 他にございませんか。
 - 16番（天堀 博君） 今回の補正予算で老人集会所が出てますが、恐らく南横山だと思います。現在までの分を含めて、自治省の所管の方から起債制限がかかっていますね。財務部長の所管かもしれませんが、起債制限がかかっている分があれば、ちょっと出してほしいんです。
 - 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
 - 財務部長（麻生和義君） すでに御案内のとおり、起債制限というか、起債というのは、行政庁の許可を必要としますが、許可がおりてこないということで保留されている実態でございます。その枠の中には、まず、厚生福祉事業と一般単独事業が現在、該当になっているわけでございまして、御指摘の老人集会所の起債につきましても、現時点においては適債事業ではございますが、許可がまだ保留されている実態でございます。今後、いろいろ許可を得るべく措置を講じてまいりたい、かように考えております。
- 以上です。
- 16番（天堀 博君） いまのところ、老人集会所は適債事業ではあるが、起債許可は保留されているということですが、それ以外にはないんですか。
 - 財務部長（麻生和義君） 現時点では、一般単独事業ということでございまして、厚生福祉事業とは若干、性格を異にするわけですが、すでに御案内と存じますが、保健センターの事業費、それから、排水路の事業費が保留の対象になっているやに聞いております。これも許可を獲得すべく、万全の措置を講じてまいりたいと考えております。
 - 16番（天堀 博君） われわれの調査でもその3つぐらい、合わせて1億7,000万円ぐらいになります。市長、もし、この起債が保留されたままで起債制限にかかっているらしたら、老人集会所は、この補正予算に出てこれから工事をしようということですし、保健センターもすでにいろいろやっていますね、こういうものはどうされますか。最終的に起債制限にかかったままということになりますね。
 - 財務部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じますが、起債制限にかかったままで決

算を迎えますと、大変な歳入欠陥になるわけでございます。したがって、先ほどお答え申し上げておりますように、認可を得るべく対策、措置を講じてまいり、年度内には、どうしても起債の導入を図ってまいりたいと考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第25「監査委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第58号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第58号「監査委員の選任について」、提案理由を御説明を申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成されております。

今回、議会議員さんの任期満了に伴いまして、監査委員1名が欠員となっております。したがって、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、穴瀬克己議員が、人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか穴瀬克己議員さんを監査委員に選任するにつきまして議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを申し上げます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第58号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

(監査委員就任あいさつ)

- 監査委員(穴瀬克己君) 貴重なお時間を賜りましてまことに恐縮ではございますが、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

監査委員という皆様方の御同意を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。この重責を全うするために、浅学非才でございますが全力でこたえてまいりますので、どうか皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。どうかよろしく御願いいたします。(拍手)

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第26「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所
氏 名
職 業
生年月日

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま御上程をいただきました議案第59号「公平委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

現在、公平委員として御尽力いただいております庄司清氏は、来る11月8日をもちまして任期満了と相なります。引き続きまして庄司清氏を公平委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

庄司清氏は20数年間、和泉市職員として勤められ、昭和49年、総務部理事を最終に退職されました。非常に地方自治行政に精通された方であり、昭和50年に公平委員に選任せられ、3期9年にわたり御活躍を相賜っております。氏は、資性温厚にして人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切な判断をもって当たられ、公平委員としてまことに適任者であると存じます。

お手元御配付の資料のとおり、住所は和泉市池田下町992番地、大正11年12月2日生まれでございます。何とぞ議員皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、議案第59号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第27「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第60号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所	住 所
氏 名	氏 名
職 業	職 業
生年月日	生年月日

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由を願います。
○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程いただきました議案第60号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由を御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力賜っております西井正之氏と辻美模氏の両氏が、来る11月8日をもちまして任期満了となります。これに伴い後任の人選を進めてまいりましたところ、西井正之氏、辻美模氏の両氏とも、昭和44年に固定資産評価審査委員会委員に選任せられて以来、5期15年間にわたり連続して在任され、豊富な知識経験と円満なる人柄をもってその職責を全うされておりますので、引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに議会の皆様方の御同意をお願い申し上げます。

なお、西井正之氏は、明治44年10月14日生まれ、住所は和泉市葛の葉町724番地の2

で、職業は現在、信太農業協同組合の組合長理事をしておられます。

辻美模氏は、大正12年3月19日生まれで、住所は和泉市唐国町346番地で、職業は、織布業及ゴルフ練習場を経営されております。

何とぞ満場一致で西井正之氏、辻美模氏の御両氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することに御同意をいただきたくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
- 12番（貝淵博治君） この件について異議はないんですが、1回これを選任すると、命ある限りその人を留任、再任としていく市長の行政のあり方について、前にも蒸発したとき、辞表を出さん限りは難儀するわけです。だから、1度、市長の所見を聞きたい。
- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 貝淵議員さんからまことに当を得たと申しましょるか、いろいろと御指摘も含めてのお尋ねでございます。まあ、行政委員さんにつきましてお願いをさせていただき、一生懸命にやっていたいておりますが、健康でありますと、引き続き再任ということになるわけでございます。率直な話、高齢化社会の中で個人差もあり、いろいろとございまして一概に言えませんが、議員さんの御指摘のお深いところは、人事の刷新について市長はどう考えているか、というお尋ねではないかと読み取らせていただきます。

私の考え方を申し上げますと、再任もよろしゅうございしますが、できる限り人事の刷新も図ってまいりたい。ただ、年齢的な点だけで申し上げるわけにはいきませんが、期を重ねますと、一定の年齢になってこられます。公選の政治家の議員さんは全然別といたしまして、議会の御同意をいただきます行政委員さんについては、一定の歯止めをかけさせていただきたいと思ひ、実は、私もそう存じております。いま、担当部局に命じまして、機構改革とあわせて、こうした人事の刷新についての一定の年齢、たとえば70歳なら70歳に線を引くとかのいろんな点を整理させていただいております。来年早々にも成案ができましたら、議会で発表させていただきたいと存じております。どれがどうということではなく、人事の刷新を図らせていただきたいと存じております。いま、作業させていただいておりますので、よろしくお尋ね申し上げます。

- 12番（貝淵博治君） よくわかるんですが、たくさん行政委員を煩わしているんですが、お願いした以上、途中でやめてくださいとは言えません。だから、そういうものをこしらえるとか、達者な間と言われるが、床につけば、現職のままで死なせたいというのが人情です。その点を考慮してください。結構です。議長、すみませんでした。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に御意見がないようでございますので、議案第60号を原案どおり

同意することに決しました。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第 28「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 61 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に任命するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和 59 年 10 月 4 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

住 所

氏 名

職 業

生年月日

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第 61 号「教育委員会委員の選任について」、提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

本市教育行政の運営に格段の御尽瘁を賜っております堀内由延氏と藤原忠男氏のお二人が、来る 11 月 8 日をもって任期満了と相なります。

今日、教育行政を取り巻く諸情勢は非常に重要な時期を迎えており、お二人の多年にわたる豊かな識見と教育に対する御熱意から再度、御就任を願うべく御要請をいたし、内諾を得ましたので、御両人を教育委員に選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

堀内由延氏は、お生まれは明治 43 年 10 月 2 日、住所は上町 737 番地で、現在、教育委員として御活躍をいただいております。

藤原忠男氏は、大正12年1月3日生まれ、住所は黒石町735番地、職業は、南池田農業協同組合長理事でございます。

御兩人とも性格はきわめて温厚、実直なお方でございます。本市教育行政と文化の一層の発展、充実のため、長年の経験を生かして御尽力をいただけるものと存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長(柳瀬美樹君) 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第61号を原案どおり同意することに決しました。

- 議長(柳瀬美樹君) ここで、ただいま同意されました固定資産評価審査委員さん並びに教育委員さんの方々からあいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、公平委員さんにつきましては本日、公務出張のためごあいさつ申し上げられませんので、よろしく御了承願います。

[固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ(代表)]

- 固定資産評価審査委員会委員(西井正之君) このたび固定資産評価審査委員会委員に選任されました西井正之でございます。こちらは辻美模氏でございます。まことに浅学非才な私どもに固定資産評価審査委員会委員という重職を与えられましたことは、身に余る光栄と感激している次第でございます。この席をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

今日、地方財政は行政改革が叫ばれている中、非常に厳しいものがあり、自主財源である市税収入の動向が一層注目されております。中でも、景気の変動に左右されない固定資産税は特に重要視され、とりわけ本市におきましては、中央丘陵開発の進展に伴い宅地開発、住宅建設がますます増大し、固定資産の適正な評価が一段と要求されているところでございます。特に来年度は、固定資産の評価替えの基準年度に当たっております非常に重要な時期であると存じております。

これらのことを十分認識いたしまして、私ども審査委員は、あくまでも厳正公平な立場に立ちまして、適正な審査を行う所存でございます。どうか議会の皆様方には従来同様、御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、まことに簡単粗辞ではございますが、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

〔教育委員会委員就任あつさつ(代表)〕

- 教育委員会委員(堀内由延君) ただいま教育委員として御承認をいただきました堀内でございます。
- 教育委員会委員(藤原忠男君) 同じく藤原でございます。
- 教育委員会委員(堀内由延君) このたび私ども二人は、教育委員として御承認をいただきましたことにつきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。思いまするに私ども両名は、前回は教育委員として御承認をいただき、また今回、重ねて御同意をいただきました。振り返りますと、いろいろ議員諸先生方の御指導、御鞭撻を賜る中で、何とか大過なく今日までこさせていただき、また今日、こうして御再任をいただきましたことは、まことにありがたく思います。

御再任をいただきました以上は、当市教育行政の一端を担わせていただきまして、現在、社会におきまして行政改革あるいは教育改革といろいろ重要な問題もありますが、粉骨砕身、よく努力いたしまして務めたいと思います。これにつきましては、議員諸先生方の御指導と御鞭撻を賜らなくてはならないと思います。どうかこの上は先生方におすがりし、全力を尽くして務めたいと思いますので、どうかよろしく願ひいたします。大変ありがとうございました。

(拍手)

-
- 議長(柳瀬美樹君) ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりこの際、あらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日の会議時間を延長することに決めます。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第29「障害者福祉都市宣言について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第62号

障害者福祉都市宣言について

障害者福祉都市を次のとおり宣言するものとする。

昭和59年10月4日提出

和泉市長 池田忠雄

障害者福祉都市宣言

すべての障害者が個人としての尊厳を重んじられ、基本的人権をはじめとする諸権利の行使・実現を保障され、誰からも差別されず、また、健常者と区別されることなく、社会の一員として地域や職域などあらゆる社会の中で生きがいのある生活を送ることのできる福祉社会を築くことを目指さなければならない。

こうした理念に基づき、決意を新たに、市民総ぐるみの努力によって和泉市を障害者福祉都市とすることを宣言する。

昭和59年 月 日

和 泉 市

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） 1981年、国際障害者年を機に、障害者問題に関する理解と認識は大きく深められつつあります。本市でも本年8月に策定いたしました第2次総合計画の基本計画の1つの柱として、「生きがいを感じ健やかに暮らしをつくるまちづくり」として、障害者（児）福祉の充実を打ち出したところであります。

障害者福祉の充実につきましては、行政としての取り組みの強化は当然のことであり、本市でも今後の重要な課題の1つとして認識しておりますが、ひとり行政だけではなく、社会福祉団体を初めボランティア団体等各種団体の御協力、障害者自身の自立への御努力、さらには、18万市民の協力が必要であると痛感するものであります。幸い本年、当市が障害者福祉都市の指定を受けることになりましたので、この機会に障害者問題が市民総ぐるみの課題となりますよう、ここに障害者福祉都市宣言を行い、広くアピールいたしたい、こういうふうに存じまして御提案させていただいた次第でございます。ただいま局長の朗読どおりでございます。どうかよろしく御採択いただきますようお願い申し上げます、提案理由の御説明にかえさせていただきます。よろしく願います。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は原案どおり可決いたしました。

○

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程 30「光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

請願第 2 号

光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

天 堀 博

赤 阪 和 見

奥 村 圭 一 郎

大 谷 昌 幸

竹 下 義 章

金 谷 衛

若 浜 記 久 男

光明台南小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

働く母親が増えつつある今日、いわゆる「カギっ子」と呼ばれる子供達の放課後を保障する事は子供達の安全、非行化防止の面だけでなく教育的配慮の点からも絶対に不可欠の問題です。

本校区は最近分譲住宅等が増加し、保育を必要とする家庭が増えつつある中で現在有志で高い保育料を払いながら個人宅での自主共同保育を行っています。

しかし、経済的にも、また近所への迷惑や収容人数等の面でも個人宅での運営には限度があり、来春以降の自主共同保育は極めて困難な現状です。

和泉市では 18 小学校区中、11ヶ所の学童保育所がすでに設置されている中で、光明台南小学校区には未だ設置されておりません。

本年 6 月 15 日、和泉市教育委員会に 369 名の署名を添え「60 年度には開設を」との要望書もすでに提出しています。

市当局におかれましては本請願の主旨をご理解賜り、下記事項を早急を実施されるようここに
お願いいたします。

記

1. 昭和60年度から光明台南小学校区に「留守家庭児童会」を開設し、始業式より入会出来る
ようにして下さい。
2. そのための予算措置をして下さい。

昭和59年10月25日提出

代表 和泉市光明台3丁目7番35-401号

岡 博 子

外 55 名

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹 殿

- 議長(柳瀬美樹君) 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 2番(奥村圭一郎君) お手元に配付してあるとおりでありますので、よろしくお願いた
します。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件につきましては、十分調査、検討の必要があると思しますので、所
管の厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんに
はまことに御苦労でございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

○

- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第31「北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関す
る請願」を議題といたします。
請願を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

請願第3号

北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員

田 中 昭 一

大 谷 昌 幸

西 村 慎 太 郎

藤 原 正 通

仁 井 明

若 浜 記 久 男

田 中 包 治

北松尾小学校区「留守家庭児童会」の設置に関する請願

働く母親が増えつつある今日、学校の放課後「カギっ子」と呼ばれる子供達に暖かい手をさしのべることは、子供達の安全、非行化防止の面だけでなく教育的配慮の点からも絶対に不可欠の問題です。

私達の多くは心配しながら「カギっ子」にしています。働いていても気がかりで頭をはなれないのは子供達の安否です。

本年3月、すでに和泉市教育委員会に323名の署名も提出したところであります。

このような現状をなんとか打開するために、北松尾校区に「留守家庭児童会」を早期に実施されるとともに、そのための予算措置をされるよう、ここにお願いいたします。

昭和59年10月25日提出

代表 和泉市内田町1333番地

寺 田 昭 子

外 2 名

和泉市議会議長

柳 瀬 美 樹 殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 17番（西村慎太郎君） この請願につきましては、本年3月の議会でも提案されておりましたが、地方自治法の制度上失効しておりますので、再び今議会に提案するものであります。よろしく御採択をお願いいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件につきましても、十分調査、検討の必要があると思っておりますので、所管の厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞でございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第32「少額貯蓄非課税制度の存続を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

少額貯蓄非課税制度の存続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年10月25日

提 出 者

和泉市議会議員

若 浜 記 久 男

竹 下 義 章

並 河 道 雄

田 中 包 治
田 中 昭 一
大 谷 昌 幸

少額貯蓄非課税制度の存続を求める意見書

政府税制調査会において、非課税制度の存続をめぐる検討が行われていますが、非課税貯蓄制度は、国民の零細な貯蓄を保護し、我が国の貯蓄奨励に大きく貢献するとともに、国民生活に深く定着し、健全な国民生活の維持と福祉向上に果たしてきた役割はきわめて大きなものがあります。

このような貯蓄を保護育成している非課税貯蓄制度を廃止し、安易に利子課税することは大衆課税強化そのものであり、国民の税負担に対する不公平感をますます増大させるとともに我が国の貴重な財産である勤儉貯蓄の精神を損うこととなります。

更に、国の財政事情の悪化に伴い、公的年金の見直しが行われるなど国民は老後生活に対して強い不安をいだいており、急速に進展する高齢化社会の到来に備え、自助努力による貯蓄の重要性はますます増大しています。

したがって税政改正に当たっては、

1. 国民生活における貯蓄の果たす役割と国民生活の現状を十分踏まえること。
2. 非課税貯蓄制度を堅持することはもとより非課税枠の拡張を図ること。
3. 真に国民の立場に立ち、国民の納得できる税制改正であること。

に十分配慮し、行われる必要があります。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

昭和59年10月25日

大阪府和泉市議会

- 議長(柳瀬美樹君) 提案理由の説明をお願いします。
- 21番(若浜記久男君) ただいま皆さん方のお手元に配付されております内容でございます。十分読んでいただければ御理解賜れると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本意見書を原案どおり提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第1号を原案どおり提出することに決しました。



- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第33「国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第6号

国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年10月25日

提 出 者

和泉市議会議員

天	堀	博
若	浜	記久男
並	河	道雄
田	中	包治
竹	下	義章
田	中	昭一
大	谷	昌幸

国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する決議

国は、明年度予算の概算要求において、財政負担を軽減するため、各省庁を通じて国庫補助負担率を一律に引き下げ、一方的に地方財政にしわ寄せしようとしている。

このような単なる地方への負担転嫁は、国・地方を通ずる行政改革には何ら寄与するものではなく、明らかに財政秩序をみだし、国と地方との信頼関係を根底から覆すものである。

よって、明年度の予算編成においては、絶対にこのような措置をとることのないよう強く要望

する。

以上、決議する。

昭和59年10月25日

大阪府和泉市議会

- 議長(柳瀬美樹君) 提案の趣旨説明を願います。
- 16番(天堀 博君) 臨時行政改革推進委員会が当面の行政改革の推進方策に関する意見書ということで、地方補助金の大幅カット等いろいろ打ち出してきております。こういう点で自治省が調べたところでも、補助率がカットされる地方補助金は7省2庁の41件に及びまして、その影響額は、58年度決算ベースでも2,300億円になるようであります。先ほどの補正予算の質問等でも出しましたが、和泉市でも起債制限を受けて大変な状況になってきている地方行政であります。特に今回の補助金のカットにつきましては、生活保護費とか保育所、老人ホームなどの社会福祉施設に大きな影響を与えることになってきております。全国の市議会旬報というんですか、それによりますと、この10月9日現在、全国の市の53%の市議会で意見書等が採択されているようであります。ぜひお手元に配付されているとおりでありますので、よろしく願い申し上げます。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、決議第6号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第34「健康保険制度や国民年金制度の改悪をやめ、改善を求める要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第7号

健康保険制度や国民年金制度の改悪をやめ、改善を求める
要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和59年10月25日

提 出 者

和泉市議会議員

天	堀	博
竹	下	義章
田	中	昭一
田	中	包治
並	河	道雄
大	谷	昌幸
若	浜	記久男

健康保険制度や国民年金制度の改悪をやめ、改善を求める

要望決議

今回の健康保険制度の改正では、本人10割給付を9割への引き下げのみでなく、国民健康保険への国庫補助率を現行の45%から38.5%に削減するという内容が含まれています。

国民健康保険は制度上、小規模な自営業者や農家、更には高齢者、低所得者で構成されていて、本来、国が保障しなければならない保険制度です。

今回の補助金削減は、これらの弱い立場の市民に高負担をかけざるを得なくなることとなります。

又、国民年金「改正」法案では、国民年金保険料を2倍に引き上げた上に、給付額は3割以上も引き下げる内容になっています。

小規模な自営業者や、農家、高齢者などの健康とくらしの安定をまもるために、次の事項を強く要望します。

記

1. 国民健康保険への国庫補助金削減をやめ、国民健康保険給付率を当面8割とするなどの制度の拡充をはかること。
2. 国民年金保険料の引き上げや、年金給付額の引き下げを目的とした、国民年金保険制度の

「改正」をやめること。

以上、決議する。

昭和59年10月25日

大阪府和泉市議会

- 議長(柳瀬美樹君) 提案の趣旨説明を願います。
- 16番(天堀 博君) お手元に配付してあります要望決議文のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。
- 議長(柳瀬美樹君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本決議案を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、決議第7号を原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

-
- 議長(柳瀬美樹君) それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつをお願いいたします。
(市長あいさつ)
 - 市長(池田忠雄君) 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
去る4日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長期間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことにつきまして、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘、御要望をいただきました諸点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいりたい所存であります。
なお、改選後の初議会でございますが、役員改選が行われまして、皆様方の御推挙により議長に柳瀬美樹議員さん、副議長には出原平男議員さんが御就任されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
- また、監査委員さんには先程来、穴瀬克己議員さんが皆様方の御同意により御就任されまし

た。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待申し上げる次第であります。よろしく
お願い申し上げます。

なおまた、各常任委員会委員さん、特別委員会委員さんには、それぞれ所管される事項につ
きましては今後、いろいろと御相談申し上げ、御審議を相煩わすことと存じますが、よろしく
お願い申し上げます。

なおまた、決算特別委員会に付託となりました昭和58年度和泉市水道事業会計及び和泉市
病院事業会計決算認定につきましては、決算特別委員の皆様方に御審議をお願いいたしますが、
よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、長期間にわたりまして御審議を賜りましたことに対し重ねて感謝申し
上げますとともに、議員皆様方の御健勝を心よりお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でござ
いますが、御礼の言葉にかえさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(柳瀬美樹君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る4日開会以来、本日までの長時間にわたりまして、役員選挙並びに一般質問、
諸議案など多数の重要議案等、連日にわたり慎重御審議を煩わし、本日ここに全日程を終了で
き得ましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

また、役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御推挙をいただき身に余る光栄
と存じ、ここに改めて厚く御礼申し上げます。今後、議会運営に格段の御支援、御協力を賜り
ますようお願い申し上げます。昭和59年第3回定例会を閉会いたします。本当に長時間、
ありがとうございました。心を込めてのごあいさついたします。

(午後5時7分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

柳瀬美樹

同 副議長

出原平男

同 臨時議長

成田秀益

同 署名議員

飯坂楠次

同 署名議員

奥村圭一郎

同 署名議員

田中昭一

新英大

限有

公

司

總

行